

令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備考
第1編 共通編	第1編 共通編	
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 総則	第1節 総則	
1-1-1 適用	1-1-1 適用	
4 設計図書間の不整合	4 設計図書間の不整合	
請負人は、設計書、図面、 <b>共通仕様書</b> 、 <b>特記仕様書</b> 、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書に相違がある場合は、監督員に確認して指示を受けなければならない。	請負人は、設計書、図面、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書に相違がある場合は、監督員に確認して指示を受けなければならない。	国に準拠・削除
6 諸法令・基準類の改定	6 諸法令・基準類の改定	
この共通仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準類が改正、改定された場合には、それに従うものとする。	この共通仕様書で適用すべきとされている <b>法律、規則、基準、要綱、要領、指針、通知等は、最新のものを適用する。また施工中のものについては、監督員と協議する。</b>	国に準拠・変更
1-1-2 用語の定義	1-1-2 用語の定義	
11 特記仕様書	11 特記仕様書	
特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 <b>なお、設計図書に基づき監督員が請負人に指示した書面及び請負人が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</b>	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	国に準拠・変更
14 質問書	14 質問書	
質問書とは、入札にあたって発注者が交付した設計書、図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書に対して、入札に参加する者が <b>疑義を表わした</b> 書面をいう。	質問書とは、入札にあたって発注者が交付した設計書、図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書に対して、入札に参加する者が <b>契約条件等に関する質問を記載した</b> 書面をいう。	国に準拠・変更
15 質問回答書	15 質問回答書	
質問回答書とは、質問受付期間に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。	質問回答書とは、質問受付期間に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。	国に準拠・変更
23 連絡	23 連絡	
連絡とは、監督員と請負人又は現場代理人の間で、契約約款第19条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等の <b>署名又は押印が不要な手段</b> により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	連絡とは、監督員と請負人又は現場代理人の間で、契約約款第19条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	国に準拠・変更
27 書面	27 書面	
書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、記名（署名又は押印を含む）がなくても有効とする。	<b>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのもも有効とする。</b>	国に準拠・変更
28 工事写真	28 工事写真	
工事写真とは、工事着工前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	工事写真とは、工事着工前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 <b>（なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（財政局 公共事業調整課）に基づき実施しなければならない。）</b>	国に準拠・変更
42 工期	42 工期	
工期とは、工事請負契約書に記載された契約日から完成期限までの期間をいう。	工期とは、 <b>工事請負契約書に記載された工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた工事着手日から完成期限までの期間</b> をいう。	市独自・追加
	43 工事着手日	
	<b>工事着手日とは、請負人から提出された工事着手届に記載された着手年月日</b> をいう。	市独自・追加

43	工事着手	44	工事着手	
		45	準備期間	
			準備期間とは、工事着手日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	国に準拠・変更
44	工事	46	工事	
45	本体工事	47	本体工事	
46	仮設工事	48	仮設工事	
47	工事区域	49	工事区域	
48	現場	50	現場	
	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。		現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	国に準拠・変更
49	出来形数量	51	出来形数量	
50	SI	52	SI	
51	工事現場発成品	53	工事現場発成品	
52	JIS規格	54	JIS規格	
53	JSWAS	55	JSWAS	
1-1-3	設計図書の照査等			
1	図面原図等の貸与			
	請負人からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負人に図面の原図等を貸与することができる。ただし、共通仕様書等の公開されているものについては、請負人が備えなければならない。		請負人からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負人に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負人が備えなければならない。	国に準拠・変更
1-1-4	施工計画書			
1	一般事項			
	(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理（安全訓練等の実施を含む） (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (8) 施工管理計画 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備（建設現場の現場環境改善計画を含む） (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他		(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (8) 施工管理計画 (9) 安全管理（安全訓練等の実施を含む） (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備（建設現場の現場環境改善計画を含む） (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他	国に準拠・変更
3	変更施工計画書			
	請負人は、施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。		請負人は、施工計画書の内容に変更が生じた場合（軽微な変更は除く）は、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	国に準拠・変更
1-1-5	CORINSへの登録			
1	書面による確認の場合			

	<p>請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜に登録機関に申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	<p>請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜に登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額 500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>国に準拠・変更</p>
1-1-7	<p>工事用地等の使用</p>		
2	<p>用地の確保</p>		
	<p>請負人は、設計図書において請負人が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負人が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上請負人が必要とする用地とは、営繕用地（請負人の現場事務所及び宿舍）及び型枠又は鉄筋作業場等、専ら自らが使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>	<p>請負人は、設計図書において請負人が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負人が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上請負人が必要とする用地とは、営繕用地（請負人の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等、専ら請負人が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>	<p>国に準拠・変更</p>
1-1-8	<p>工事の下請負</p>		
	<p>(1) 工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p>	<p>(1) 請負人が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p>	
	<p>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	<p>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料などを的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>	<p>国に準拠・変更</p>
1-1-9	<p>施工体制台帳</p>		
1	<p>一般事項</p>		
	<p>請負人は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳・施工体系図について」（横浜市）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>請負人は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳・施工体系図について」（横浜市）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	<p>国に準拠・変更</p>
		<p>3 名札等の着用</p>	
		<p>請負人は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は次の図を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）</p>	<p>国に準拠・変更</p>

			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">監理（主任）技術者、監理技術者補佐</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           写真 2 cm × 3 cm 程度         </div> <div style="text-align: right;">           氏名 ○○ ○○            工事名 ○○改良工事            工期 自○○年○○月○○日            至○○年○○月○○日            会社 ◇◇建設株式会社         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-size: small;">           印         </div> </div> </div>	国に準拠・変更
			<p>図 名札の標準図</p> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</p> <p>[注2] 所属会社の社印とする。</p>	国に準拠・変更
	3 施工体制台帳等変更時の処理		3 施工体制台帳等変更時の処理	
			1-1-10 請負人と発注者間の情報共有	
			請負人と発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、請負人、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	国に準拠・変更
	1-1-10 請負人相互の協力		1-1-11 請負人相互の協力	
	1-1-11 調査・試験等に対する協力		1-1-12 調査・試験等に対する協力	
	5 低入札価格調査		5 低入札価格調査制度の対象工事	
	請負人は、当該工事が横浜市契約規則第13条の2に規定する調査基準価格を下回る金額で入札を行って契約を締結した場合、 <b>下請負代金の額にかかわらず</b> 、次の各号に掲げる措置をしなければならない。		請負人は、当該工事が横浜市契約規則第13条の2に規定する調査基準価格を下回る金額で入札を行って契約を締結した場合、次の各号に掲げる措置をしなければならない。	現行に合わせ改定
	(2) 横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条で定める低入札価格事後コスト調査に応じること。		横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に従うこと。	
	(3) 請負代金額にかかわらず、横浜市請負工事検査事務取扱要綱第8条第2項に定める工種を主たる工種とする工事については、中間技術検査を受け、施工状況が適正であるかの調査に応じること。			削除
	6 独自の調査・試験等を行う場合の措置		6 独自の調査・試験等を行う場合の措置	
	請負人は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。		請負人は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、 <b>請負人は</b> 、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	国に準拠・変更
	1-1-12 工事の一時中止		1-1-13 工事の一時中止	
	3 基本計画書の作成		3 基本計画書の作成	
	前1項及び2項の場合において、請負人は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員に提出し、承諾を得るものとする。また、請負人は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。		前1項及び2項の場合において、請負人は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を <b>通じて発注者</b> に提出し、承諾を得るものとする。また、請負人は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	国に準拠・変更
	1-1-13 設計図書の変更		1-1-14 設計図書の変更	
	1-1-14 工期変更		1-1-15 工期変更	
	1-1-15 支給材料及び貸与品		1-1-16 支給材料及び貸与品	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けた場合は、契約約款第16条第3項の規定に基づき引渡しを受けた日から7日以内に受領書又は借用書を監督員に提出しなければならない。また、契約約款第16条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。		請負人は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けた場合は、契約約款の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	削除

	5 返還		5 返還	
	請負人は、契約約款第16条第9項に規定する「不用となった支給品又は貸与品の返還」については、監督員の指示に従わなければならない。なお、返還が完了するまで材料を責任もって管理しなければならない。		請負人は、契約約款第16条第9項に規定する「不用となった支給品又は貸与品の返還」については、監督員の指示に従わなければならない。なお、 <b>請負人は</b> 、返還が完了するまで材料を責任もって管理しなければならない。	
	1-1-16 工事現場発生物		1-1-17 工事現場発生物	
	1-1-17 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理		1-1-18 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理	法令等の変更
	5 再生資源利用計画書・実施書		5 再生資源利用計画	
	請負人は、再生資源利用計画書については、次によらなければならない。 （1）土砂、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書を作成すること。 （2）前号の計画書を施工計画書に含めて監督員に提出すること。 （3）再生資源利用計画書を作成した工事が完成した際には、再生資源利用実施書を作成すること。 （4）前号の実施書を工事完成書類に含めて監督員に提出すること。		請負人は、 <b>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、工事着手前に再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出すること。また、計画を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。</b>	国に準拠・変更 法令等の変更
	6 再生資源利用促進計画書・実施書		6 再生資源利用促進計画	
	請負人は、再生資源利用促進計画書については、次によらなければならない。 （1）建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、工事着手前に再生資源利用促進計画書を作成すること。 （2）前号の計画書を施工計画書に含めて監督員に提出すること。 （3）再生資源利用促進計画書を作成した工事が完成した際には、再生資源利用促進実施書を作成すること。 （4）前号の実施書を工事完成書類に含めて監督員に提出すること。		請負人は、 <b>建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、工事着手前に再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書を含め監督員に提出すること。また、計画を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。</b>	国に準拠・変更 法令等の変更
			7 実施書の提出	
			請負人は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した工事が完成した際には、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成図書に含めて監督員に提出すること。	国に準拠・追加
			8 建設副産物情報交換システム	
			請負人は、 <b>建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</b>	国に準拠・追加
	7 処理計画書		9 処理計画書	
	10 廃棄物処理委託先の確認		10 廃棄物処理委託先の確認	
	11 建設副産物の分別管理		11 建設副産物の分別管理	
	12 運搬		12 運搬	
	13 仮置き		13 仮置き	
	14 指定処分		14 指定処分	
	15 確認処分		15 確認処分	
	16 処理状況の確認		16 処理状況の確認	
	17 産業廃棄物排出事業所届		17 産業廃棄物排出事業所届	
	18 土砂の適正処理		18 土砂の適正処理	
	1-1-18 数量の算出及び完成図		1-1-19 数量の算出及び完成図	
	1-1-19 工事完成図書の納品		1-1-20 工事完成図書の納品	
	2 工事完成図		2 工事完成図	



	請負人は、設計図書に従って工事的目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。		請負人は、設計図書に従って工事的目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。	国に準拠・変更
3 工事管理台帳				
請負人は、設計図書に従って工事的目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。		請負人は、設計図書に従って工事的目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、原則として、電子成果品として作成しなければならない。		国に準拠・変更
4 電子成果品及び紙の成果品		4 成果品		
請負人は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（横浜市）に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。		請負人は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（横浜市）に基づいて、原則として、電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。		国に準拠・変更
1-1-20 工事完成検査		1-1-21 工事完成検査		
		6 修補の期間		
		修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約約款第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。		国に準拠・追加
6 適用規定		7 適用規定		
1-1-21 出来形部分検査		1-1-22 出来形部分検査		
5 適用規定		5 適用規定		
当該出来形部分検査については、第1編1-1-45 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用するものとする。		請負人は、当該出来形部分検査については、第1編1-1-45 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用するものとする。		国に準拠・変更
1-1-22 部分使用		1-1-23 部分使用		
1-1-23 施工管理		1-1-24 施工管理		
5 周辺への影響防止		5 周辺への影響防止		
請負人は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負人の過失によるものと認められる場合、請負人自らの負担で原形に復元しなければならない。		請負人は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負人の過失によるものと認められる場合、請負人自らの負担で原形に復元しなければならない。		国に準拠・変更
6 労働環境の改善		6 労働環境の改善		
請負人は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、請負人は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。		請負人は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、請負人は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。		国に準拠・追加
		9 工事情報共有化		
		請負人は、監督員及び請負人の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における請負人と発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は請負人が行うものとする。		国に準拠・追加
		10 不具合等発生時の措置		
		請負人は、工事施工途中で工事的目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。		国に準拠・追加
1-1-24 履行報告		1-1-25 履行報告		
1-1-25 工事関係者に対する措置請求		1-1-26 工事関係者に対する措置請求		
1-1-26 工事中の安全確保		1-1-27 工事中の安全確保		

			6 架空線等事故防止対策	
			請負人は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	国に準拠・追加
	6 防災体制		7 防災体制	
	請負人は、豪雨、強風、出水、土砂崩壊等の天災に対しては、天気予報等の情報を把握し、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。		請負人は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	国に準拠・変更
	7 第三者の立入り禁止措置		8 第三者の立入り禁止措置	
	8 保安施設の設置			削除
	請負人は、工事現場周辺において、一般公衆の見やすい場所に標示板、協力依頼板等を設置しなければならない。また、記載事項、大きさ等は、「道路工事現場における保安施設の設置基準」（横浜市）を準用し、工事の規模により定めなければならない。			削除
	11 定期安全研修・訓練等		11 定期安全研修・訓練等	
	請負人は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。		請負人は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	国に準拠・変更
	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 工事内容等の周知徹底 (3) 「国土交通省 土木工事安全施工技術指針」等の周知徹底 (4) 工事における災害対策訓練 (5) 工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全訓練等として必要な事項		(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 「国土交通省 土木工事安全施工技術指針」等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項	国に準拠・変更
	13 安全教育・訓練等の記録		13 安全教育・訓練等の記録	
	請負人は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。		請負人は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	
	14 整理整頓			国に準拠・削除
	請負人は、工事現場、材料置場等においては、常に整理整頓を行い、周辺に迷惑の及ぶことのないようにしなければならない。			国に準拠・削除
	15 関係機関との連絡		14 関係機関との連絡	
	16 工事関係者の連絡会議		15 工事関係者の連絡会議	
	17 安全衛生協議会の設置		16 安全衛生協議会の設置	
	18 安全優先		17 安全優先	
	19 防災対策			国に準拠・削除
	請負人は、工事の施工にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工については、工法及び工程について配慮しなければならない。			国に準拠・削除
	20 災害発生時の応急処理		18 災害発生時の応急処理	
	21 地下埋設物等の調査		19 地下埋設物等の調査	
	22 不明の地下埋設物等の処置		20 不明の地下埋設物等の処置	
	23 地下埋設物件等損害時の措置		21 地下埋設物件等損害時の措置	
	1-1-27 爆発及び火災の防止		1-1-28 爆発及び火災の防止	
	1 火薬類の使用		1 火薬類の使用	

	<p>火薬類の使用については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」等関係法令を遵守すること。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示すること。</p>		<p>火薬類の使用については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) <b>請負人は</b>、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」等関係法令を遵守すること。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示すること。</p>	国に準拠・変更
	2 火気の使用		2 火気の使用	
	<p>火気の使用については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載すること。</p> <p>(2) 喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。</p> <p>(3) ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めること。</p> <p>(4) 伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p>		<p>火気の使用については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) <b>請負人は</b>、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載すること。</p> <p>(2) <b>請負人は</b>、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。</p> <p>(3) <b>請負人は</b>、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めること。</p> <p>(4) 伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p>	国に準拠・変更
	1-1-28 後片付け		1-1-29 後片付け	
	1-1-29 事故報告書		1-1-30 事故報告書	
	1-1-30 環境対策		1-1-31 環境対策	
	1-1-31 文化財の保護		1-1-32 文化財の保護	
	1-1-32 交通安全管理		1-1-33 交通安全管理	
	1 一般事項		1 一般事項	
	<p>請負人は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し又は汚損することのないようにするとともに、特に、第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第29条によって処置しなければならない。</p>		<p>請負人は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し又は汚損することのないようにするとともに、特に、第三者に<b>工事公害</b>による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第29条によって処置しなければならない。</p>	国に準拠・変更
			2 施工計画書	
			<p>請負人は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、請負人は、関係機関に所要の<b>手続</b>をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<b>標識の設置</b>その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	国に準拠・追加
	2 輸送災害の防止		3 輸送災害の防止	
	<p>請負人は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所等の安全輸送上の事項について計画をたて、<b>事故</b>の防止を図らなければならない。</p>		<p>請負人は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、<b>その他</b>安全輸送上の事項について計画をたて、<b>災害</b>の防止を図らなければならない。</p>	国に準拠・変更
	3 交通安全等輸送計画		4 交通安全等輸送計画	
	4 過積載の防止		5 過積載の防止	
	5 交通安全法令の遵守		6 交通安全法令の遵守	
			7 公共道路の規制	
			<p>請負人は、「6 交通安全法令の遵守」の打合せ結果を踏まえ、工事の施工に伴い供用中の公共道路を規制する場合は、あらかじめ関係資料にて<b>具体的道路の規制方法、安全対策</b>に関して監督員へ確認を行うものとする。</p>	国に準拠・追加
			8 工事用道路使用の責任	
			<p>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負人の責任において使用するものとする。</p>	国に準拠・追加
	6 工事用道路共用時の処置		9 工事用道路共用時の処置	
			10 工事用道路の維持管理	
			<p>請負人は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、<b>工事用道路の維持管理及び補修</b>を行うものとする。</p>	国に準拠・追加
	7 公共交通の確保		11 公共交通の確保	



8	バリアフリー対策	12	バリアフリー対策	
		13	水上輸送	
			工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	国に準拠・追加
9	作業区域の標示等	14	作業区域の標示等	
10	水中落下支障物の処置	15	水中落下支障物の処置	
11	作業船舶機械故障時の処理	16	作業船舶機械故障時の処理	
12	通行許可	17	通行許可	
	請負人は、工事現場における支障となる物件又は部分使用施設（契約約款第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。		請負人は、工事現場における支障となる物件又は部分使用施設（契約約款第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第10条の規定に基づき処理されるものとする。	国に準拠・変更
	1-1-33 施設管理		1-1-34 施設管理	
	請負人は、工事現場における支障となる物件又は部分使用施設（契約約款第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。		請負人は、工事現場における支障となる物件又は部分使用施設（契約約款第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第10条の規定に基づき処理されるものとする。	国に準拠・変更
	1-1-34 諸法令及び諸法規の遵守		1-1-35 諸法令及び諸法規の遵守	
	請負人は、関係諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用運用は、自らの責任において行わなければならない。 なお、主な諸法令及び諸法規は、以下に示すとおりである。		請負人は、関係諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用運用は、自らの責任において行わなければならない。 なお、主な諸法令及び諸法規は、次の各号に示すとおりである。	国に準拠・変更

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治法 (平成29年6月改正 法律第 74号)</li> <li>(2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第 53号)</li> <li>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第 51号)</li> <li>(4) 労働基準法 (平成27年5月改正 法律第 31号)</li> <li>(5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第 17号)</li> <li>(6) 作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第 82号)</li> <li>(7) じん肺法 (平成26年6月改正 法律第 82号)</li> <li>(8) 雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第 63号)</li> <li>(9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第 17号)</li> <li>(10) 健康保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)</li> <li>(11) 中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第 66号)</li> <li>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第 47号)</li> <li>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第 89号)</li> <li>(14) 道路法 (平成28年3月改正 法律第 19号)</li> <li>(15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第 76号)</li> <li>(16) 道路運送法 (平成28年12月改正 法律第106号)</li> <li>(17) 道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第 86号)</li> <li>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第 76号)</li> <li>(19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第 69号)</li> <li>(20) 河川法 (平成27年5月改正 法律第 22号)</li> <li>(21) 海岸法 (平成26年6月改正 法律第 69号)</li> <li>(22) 港湾法 (平成28年5月改正 法律第 45号)</li> <li>(23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第 42号)</li> <li>(24) 漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第 69号)</li> <li>(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第 22号)</li> <li>(26) 航空法 (平成28年5月改正 法律第 51号)</li> <li>(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第 51号)</li> <li>(28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第 19号)</li> <li>(29) 森林法 (平成28年5月改正 法律第 47号)</li> <li>(30) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第 46号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治法</li> <li>(2) 建設業法</li> <li>(3) 下請代金支払遅延等防止法</li> <li>(4) 労働基準法</li> <li>(5) 労働安全衛生法</li> <li>(6) 作業環境測定法</li> <li>(7) じん肺法</li> <li>(8) 雇用保険</li> <li>(9) 労働者災害補償保険法</li> <li>(10) 健康保険法</li> <li>(11) 中小企業退職金共済法</li> <li>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</li> <li>(13) 出入国管理及び難民認定法</li> <li>(14) 道路法</li> <li>(15) 道路交通法</li> <li>(16) 道路運送法</li> <li>(17) 道路運送車両法</li> <li>(18) 砂防法</li> <li>(19) 地すべり等防止法</li> <li>(20) 河川法</li> <li>(21) 海岸法</li> <li>(22) 港湾法</li> <li>(23) 港則法</li> <li>(24) 漁港漁場整備法</li> <li>(25) 下水道法</li> <li>(26) 航空法</li> <li>(27) 公有水面埋立法</li> <li>(28) 軌道法</li> <li>(29) 森林法</li> <li>(30) 環境基本法</li> </ul>	<p>年版表記の廃止</p>
---	---	----------------

<p>(31) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第 50号)  (32) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第 41号)  (33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第 72号)  (34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第 45号)  (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第 72号)  (36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第 72号)  (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第 58号)  (38) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第 50号)  (40) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第 59号)  (41) 消防法 (平成27年9月改正 法律第 66号)  (42) 測量法 (平成23年6月改正 法律第 61号)  (43) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第 72号)  (44) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第 55号)  (46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第 45号)  (47) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)  (48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第 42号)  (49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第 63号)  (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第 73号)  (51) 船員法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (53) 船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (54) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (55) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第 66号)  (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第 66号)  (58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)  (59) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (60) 漁業法 (平成28年5月改正 法律第 51号)  (61) 空港法 (平成25年11月改正 法律第 76号)  (62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第 69号)  (63) 厚生年金保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)  (64) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第 42号)</p>		<p>(31) 火薬類取締法  (32) 大気汚染防止法  (33) 騒音規制法  (34) 水質汚濁防止法  (35) 湖沼水質保全特別措置法  (36) 振動規制法  (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  (38) 文化財保護法  (39) 砂利採取法  (40) 電気事業法  (41) 消防法  (42) 測量法  (43) 建築基準法  (44) 都市公園法  (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  (46) 土壌汚染対策法  (47) 駐車場法  (48) 海上交通安全法  (49) 海上衝突予防法  (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律  (51) 船員法  (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法  (53) 船舶安全法  (54) 自然環境保全法  (55) 自然公園法  (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  (58) 河川法施行法  (59) 技術士法  (60) 漁業法  (61) 空港法  (62) 計量法  (63) 厚生年金保険法  (64) 航路標識法</p>	
--	--	--	--

<p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第 69号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第 27号)</p> <p>(67) 職業安定法 (平成28年5月改正 法律第 47号)</p> <p>(68) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第 89号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第 70号)</p> <p>(70) 船員保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成28年5月改正 法律第 51号)</p> <p>(72) 電波法 (平成27年5月改正 法律第 26号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第 40号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第 17号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第 69号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第 50号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第 50号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第 56号)</p> <p>(79) 警備業法 (平成23年6月改正 法律第 61号)</p> <p>(80) 労働安全衛生規則 (平成29年8月 厚生労働省令第 89号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第 69号)</p> <p>(82) 都市計画法 (平成29年6月改正 法律第 26号)</p> <p>(83) 車両制限令 (平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(84) 景観法 (平成29年6月改正 法律第 26号)</p> <p>(85) 都市緑地法 (平成29年6月改正 法律第 26号)</p> <p>(86) 石綿障害予防規則 (平成29年6月改正 厚生労働省令第 21号)</p> <p>(87) 個人情報の保護に関する法律 (平成28年5月改正 法律第 51号)</p> <p>(88) 横浜市個人情報の保護に関する条例 (平成27年12月改正 条例第 79号)</p> <p>(89) 酸素欠乏症等防止規則 (平成15年12月改正 厚生労働省令第175号)</p> <p>(90) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成23年7月改正 条例第 31号)</p> <p>(91) 横浜市生活環境の保全等に関する条例 (平成26年6月改正 条例第 37号)</p> <p>(92) 横浜市下水道条例 (平成30年3月改正 条例第 16号)</p> <p>(93) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則 (平成28年3月改正 規則第 33号)</p> <p>(94) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (平成24年10月改正 条例第 42号)</p>	<p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>(66) 最低賃金法</p> <p>(67) 職業安定法</p> <p>(68) 所得税法</p> <p>(69) 水産資源保護法</p> <p>(70) 船員保険法</p> <p>(71) 著作権法</p> <p>(72) 電波法</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律</p> <p>(75) 農薬取締法</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律</p> <p>(79) 警備業法</p> <p>(80) 労働安全衛生規則</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>(82) 都市計画法</p> <p>(83) 車両制限令</p> <p>(84) 景観法</p> <p>(85) 都市緑地法</p> <p>(86) 石綿障害予防規則</p> <p>(87) 個人情報の保護に関する法律</p> <p>(88) 横浜市個人情報保護に関する条例</p> <p>(89) 酸素欠乏症等防止規則</p> <p>(90) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例</p> <p>(91) 横浜市生活環境の保全等に関する条例</p> <p>(92) 横浜市下水道条例</p> <p>(93) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則</p> <p>(94) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例</p>	
1-1-35 官公庁等への手続等	1-1-36 官公庁等への手続等	
2 関係機関への届出	2 関係機関への届出	
請負人は、工事の施工にあたり、請負人の行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。	請負人は、工事にあたり、請負人の行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。	
1-1-36 施工時期及び施工時間の変	1-1-37 施工時期及び施工時間の変	
2 休日又は夜間の作業連絡	2 休日又は夜間の作業連絡	
請負人は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に連絡しなければならない。	請負人は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に連絡しなければならない。 <b>ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</b>	国に準拠・変更
1-1-37 工事測量	1-1-38 工事測量	法令等の変更
2 事前調査及び工事測量	2 事前調査及び工事測量	

<p>請負人は、事前調査及び工事測量については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 一般事項 工事着手後直ちに、工事を施工する範囲及び工事により影響を受ける範囲においては、工事に必要な調査又は測量を実施し、公共基準点、街区基準点、測量標及び境界標を確認すること。</p> <p>(2) 土地の立ち入り 前項の調査又は測量のため、やむを得ず他人の土地に立ち入る場合は、事前に監督員に報告するとともに、その指示に基づいて土地の所有者又は占有者にその旨を告げ、了解を得たうえで立ち入ること。この場合において、測量作業等は、日の出前又は日没後に実施してはならない。</p> <p>(3) 資料調査 調査又は測量に必要な資料調査の実施については、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(4) 設計図書との相違 調査又は測量の結果、設計図書又は前項の資料と現況とが一致しないことを発見した場合は、直ちに、書面によりその旨を監督員に報告し、その確認を求めること。</p> <p>(5) 基準となる点の選定 当該工事に必要な測量標及び多角点を設置するための基準となる点の選定については、監督員の指示を受けること。また、測量結果を監督員に提出すること。</p> <p>(6) 測量標の設置 当該工事に必要な測量標の設置については、位置及び高さが変動しないようにすること。</p>	<p>請負人は、事前調査及び工事測量については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 一般事項 工事着手後直ちに、工事を施工する範囲及び工事により影響を受ける範囲においては、工事に必要な調査又は測量を実施し、公共基準点、街区基準点、測量標及び境界標を確認すること。</p> <p>(2) 土地の立ち入り 前項の調査又は測量のため、やむを得ず他人の土地に立ち入る場合は、事前に監督員に報告するとともに、その指示に基づいて土地の所有者又は占有者にその旨を告げ、了解を得たうえで立ち入ること。この場合において、測量作業等は、日の出前又は日没後に実施してはならない。</p> <p>(3) 資料調査 調査又は測量に必要な資料調査の実施については、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(4) 設計図書との相違 調査又は測量の結果、設計図書又は前項の資料と現況とが一致しないことを発見した場合は、直ちに、書面によりその旨を監督員に報告し、その確認を求めること。</p> <p>(5) 基準となる点の選定 当該工事に必要な測量標及び多角点を設置するための基準となる点の選定については、監督員の指示を受けること。また、測量結果を監督員に提出すること。</p> <p>(6) 仮設標識 請負人は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p>	<p>国に準拠・変更</p>
1-1-40 保険の付保及び事故の補償		
	4 法定外の労災保険の付保	
	請負人は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国に準拠・追加
4 補償	5 補償	
5 建設業退職金共済制度の加入について	6 建設業退職金共済制度の加入について	
1-1-41 臨機の措置	1-1-42 臨機の措置	
1-1-42 提出書類	1-1-43 提出書類	
2 設計図書に定めるもの	2 設計図書に定めるもの	
契約約款第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係る請求書、遅延利息請求書及び監督員に関する措置請求に係る書類をいう。	契約約款第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係る請求書、遅延利息請求書及び監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	国に準拠・変更
1-1-43 創意工夫	1-1-44 創意工夫	
1-1-44 使用人の管理	1-1-45 使用人の管理	
1-1-45 監督員による確認及び立会等	1-1-46 監督員による確認及び立会等	
3 確認及び立会の準備等	3 確認及び立会の準備等	
請負人は、監督員による確認及び立会等に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を行わなければならない。	請負人は、監督員による確認及び立会等に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を行わなければならない。 なお、監督員が製作工場において確認を行なう場合、請負人は監督業務に必要な環境を提供しなければならない。	国に準拠・変更
6 段階確認	6 段階確認	
表 1 3 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けること。	表 1 3 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けること。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負人は、段階確認を受けること。	国に準拠・変更
表1-3 修正あり	表1-3 修正あり	



1-1-46 中間技術検査		1-1-47 中間技術検査	
1-1-47 既設物件に対する措置		1-1-48 既設物件に対する措置	
1-1-48 地元住民への対応		1-1-49 地元住民への対応	
1-1-49 個人情報の保護		1-1-50 個人情報の保護	

R3横浜市

国に準拠し、今回修正

表 1-3 段階確認一覧表 (1/2)

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(掘削工)		
道路土工(路床盛土工)		ブルーフローリング実施時
舗装工(下層路盤)		
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
	サンドドレーン	施工時
パーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時
		施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	施工完了時
	セメントミルク攪拌	
	生石灰パイル	
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時(打込杭)
	H鋼杭	掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時
	オールケーシング杭	鉄筋組立て完了時
	アースドリル杭	施工完了時
	大口径杭	杭頭処理完了時
深礎工	土(岩)質の変化した時	掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
		施工完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時
		本体設置前(オープンケーソン)
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時
		打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
		杭頭処理完了時
築堤・護岸工	法覆工(覆土工がある場合)	法覆設置完了時
護岸工	覆土工	覆土工前
	基礎工・根固工	設置完了時

表 1-3 段階確認一覧表 (2/2)

種 別	細 別	確 認 時 期
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	躯体工	各座の位置決定時
	R C 躯体工	
	床版工	鉄筋組立て完了時
	鋼橋	仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
	ポストテンション桁製作工	プレストレスト導入完了時
	プレキャストブロック桁組立工	縦絡め作業完了時
	P C ボックスラブリ製作工	縦絡め作業完了時
P C 版桁製作工	P C 鋼橋・鉄筋組立て完了時 (工場製作除く)	
P C 箱桁製作工		
P C 片持箱桁製作工		
P C 押出し箱桁製作工		
床版・横組工		
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時 塗装前
	現場塗装工	塗装完了時
推進工 (小口径管及び中大口径管)		立坑築造完了時
シールド工		一次覆工 二次覆工完了時
浚渫及び床掘り		施工前(前測) 施工完了時(後測)
捨石及び均し		施工前(前測) 施工完了時(後測)
ケーソン、 コンクリートブロック		鉄筋組立て完了時 進水時(ケーソン) 据付完了時
埋立及び裏埋	埋立、裏埋、裏込	施工前(前測) 施工完了時(後測)

R5横浜市

国に準拠し、今回修正

表 1-3 段階確認一覧表 (1/2)

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(掘削工)		
道路土工(路床盛土工)		ブルーフローリング実施時
舗装工(下層路盤)		
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
	サンドドレーン	施工時
パーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時
		施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	施工完了時
	セメントミルク攪拌	
	生石灰パイル	
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時(打込杭)
	H鋼杭	掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時
	オールケーシング杭	鉄筋組立て完了時
	アースドリル杭	施工完了時
	大口径杭	杭頭処理完了時
深礎工	土(岩)質の変化した時	掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
		施工完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時
		本体設置前(オープンケーソン)
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時
		打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
		杭頭処理完了時
築堤・護岸工	法覆工(覆土工がある場合)	法覆設置完了時
護岸工	覆土工	覆土工前
	基礎工・根固工	設置完了時

表 1-3 段階確認一覧表 (2/2)

種 別	細 別	確 認 時 期
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	躯体工	各座の位置決定時
	R C 躯体工	
	床版工	鉄筋組立て完了時
	鋼橋	仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
	ポストテンション桁製作工	プレストレスト導入完了時
	プレキャストブロック桁組立工	縦絡め作業完了時
	P C ボックスラブリ製作工	縦絡め作業完了時
P C 版桁製作工	P C 鋼橋・鉄筋組立て完了時 (工場製作除く)	
P C 箱桁製作工		
P C 片持箱桁製作工		
P C 押出し箱桁製作工		
床版・横組工		
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時 塗装前
	現場塗装工	塗装完了時
推進工 (小口径管及び中大口径管)		立坑築造完了時
シールド工		一次覆工 二次覆工完了時
浚渫及び床掘り		施工前(前測) 施工完了時(後測)
捨石及び均し		施工前(前測) 施工完了時(後測)
ケーソン、 コンクリートブロック		鉄筋組立て完了時 進水時(ケーソン) 据付完了時
埋立及び裏埋	埋立、裏埋、裏込	施工前(前測) 施工完了時(後測)

令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備考
第1編 共通編	第1編 共通編	
第2章 材料	第2章 材料	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
<p>請負人は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</li> <li>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</li> <li>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</li> <li>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</li> <li>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</li> <li>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月)</li> <li>土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月)</li> <li>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成25年11月)</li> <li>全国道路標識・標示業協会 道路標識ハンドブック (平成16年8月)</li> </ul>	<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本道路協会 舗装施工便覧</li> <li>日本道路協会 舗装設計施工指針</li> <li>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説</li> <li>日本道路協会 舗装再生便覧</li> <li>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</li> <li>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)</li> <li>土木学会 舗装標準示方書</li> <li>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)</li> <li>全国道路標識・標示業協会 道路標識ハンドブック</li> </ul>	<p>国に準拠・変更</p>
第3節 工事材料の品質	第3節 工事材料の品質	
6 海外の建設資材の品質証明	6 海外の建設資材の品質証明	

請負人は、海外で生産された建設資材のうち J I S マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。  
 なお、表1-4に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表1-4 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/種別	品目	対応 J I S 規格 (参考)	
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	
	高炉セメント	JIS R 5211	
	シリカセメント	JIS R 5212	
	フライアッシュセメント	JIS R 5213	
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS S 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS S 3106
		鉄筋コンクリート用鋼材	JIS S 3112
		溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材	JIS S 3114
		一般構造用軽量形鋼	JIS S 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS S 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS S 3452
		配管用アーケ溶接炭素鋼鋼管	JIS S 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS S 3455
	4 鉄線	鉄線	JIS S 3522
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS S 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	F C 鋼線及び F C 鋼より線	JIS S 3526
		F C 鋼線	JIS S 3109
		ピアノ線材	JIS S 3502
		炭素線材	JIS S 3506
	7 鉄線	鉄線	JIS S 3522
溶接金網		JIS S 3551	
ひし形金網		JIS S 3552	
8 鋼鉄ぐい 及び鋼鉄板	鋼鉄ぐい	JIS A 5525	
	H 形鋼ぐい	JIS A 5525	
	熱間圧延鋼鉄板	JIS A 5525	
	鋼管鉄板	JIS A 5525	
9 鋼鉄大床工	一般構造用圧延鋼材	JIS S 3101	
	六角ボルト	JIS B 1130	
	六角ナット	JIS B 1131	
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1135	

請負人は、海外で生産された建設資材のうち J I S マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。  
 なお、表1-4に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表1-4 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/種別	品目	対応 J I S 規格 (参考)	
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	
	高炉セメント	JIS R 5211	
	シリカセメント	JIS R 5212	
	フライアッシュセメント	JIS R 5213	
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS S 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS S 3106
		鉄筋コンクリート用鋼材	JIS S 3112
		溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材	JIS S 3114
		一般構造用軽量形鋼	JIS S 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS S 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS S 3452
		配管用アーケ溶接炭素鋼鋼管	JIS S 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS S 3455
	4 鉄線	鉄線	JIS S 3522
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS S 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	F C 鋼線及び F C 鋼より線	JIS S 3526
		F C 鋼線	JIS S 3109
		ピアノ線材	JIS S 3502
		炭素線材	JIS S 3506
	7 鉄線	鉄線	JIS S 3522
溶接金網及び鉄筋格子		JIS S 3551	
ひし形金網		JIS S 3552	
8 鋼鉄ぐい 及び鋼鉄板	鋼鉄ぐい	JIS A 5525	
	H 形鋼ぐい	JIS A 5525	
	熱間圧延鋼鉄板	JIS A 5525	
	鋼管鉄板	JIS A 5525	
9 鋼鉄大床工	一般構造用圧延鋼材	JIS S 3101	
	六角ボルト	JIS B 1130	
	六角ナット	JIS B 1131	
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1135	

国に準拠・変更

表 1-4 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 (2/2)

区分/種別	品目	日本道路 規定規格
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
IV 割くり石及び骨材	割くり石	JIS A 5006
	道路用砕石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー(舗装用石炭石粉)	JIS A 5008
	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

表 1-4 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 (2/2)

区分/種別	品目	日本道路 規定規格
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
IV 割くり石及び骨材	割くり石	JIS A 5006
	道路用砕石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー(舗装用石炭石粉)	JIS A 5008
	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

第6節 骨材

2-6-3 アスファルト舗装用骨材

5 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)

第6節 骨材

2-6-3 アスファルト舗装用骨材

5 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 1 15の規格に適合するものとする。

表 1 15 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6か月以上
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6か月以上
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6か月以上

(注)① 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ② 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ③ エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。  
 ④ エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3か月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 1 15の規格に適合するものとする。

表 1 15 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 CBR (%)	一軸圧縮強さ (MPa)	単位容積質量 (kg/L)	呈色判定試験	水浸膨張比 (%)	エージング期間
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6か月以上
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6か月以上
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6か月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	

(注)① 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ② 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ③ エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。  
 ④ エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3か月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

国に準拠・変更

共通	第9節 非鉄金属材料
	2-9-1 一般次項
	非鉄金属材料は、設計図書に示す形状、寸法及び品質を有しているもので、錆、ひずみ等変質がないもの、また、鋳物にあつては、す等のないものとする。
	2-9-2 アルミニウム材等
	アルミニウム及びアルミニウム合金の板材等又は黄銅、青銅、アルミニウム及びアルミニウム合金の鋳物は、次の規格に適合するものとする。 J I S H 2202 (鋳物用銅合金地金) J I S H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) J I S H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管) J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材) J I S H 5120 (銅及び銅合金鋳物) J I S H 5302 (アルミニウム合金ダイカスト)
共通	第10節 セメント及び混和材
	2-10-1 一般次項
	1 工事用セメント
	工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント又は高炉セメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。
	4 異常なセメント使用時の注意
	請負人は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあつては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。
	7 異常な混和剤使用時の注意
	請負人は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。
	8 混和材の使用順序
	請負人は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
	9 異常な混和材使用時の注意
	請負人は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあつて、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。
	2-10-2 セメント

共通	第9節 非鉄金属材料
	2-9-1 一般次項
	同左
	2-9-2 アルミニウム材等
	アルミニウム及びアルミニウム合金の板材等又は黄銅、青銅、アルミニウム及びアルミニウム合金の鋳物は、次の規格に適合するものとする。 J I S H 2202 (鋳物用銅合金地金) J I S H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) J I S H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管) J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材) J I S H 5120 (銅及び銅合金鋳物) J I S H 5302 (アルミニウム合金ダイカスト)
共通	第10節 セメント及び混和材
	2-10-1 一般次項
	1 工事用セメント
	工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント又は高炉セメント等を使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。
	4 異常なセメント使用時の注意
	請負人は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあつては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
	7 異常な混和剤使用時の注意
	請負人は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。
	8 混和材の使用順序
	請負人は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。
	9 異常な混和材使用時の注意
	同左
	2-10-2 セメント

市独自・訂正

市独自・訂正

国に準拠・追加

国に準拠・追加

国に準拠・追加



3 普通ポルトランドセメントの品質		
普通ポルトランドセメントの品質は、表 1-24 普通ポルトランドセメントの品質の規格に適合するものとする。		
表 1-24 普通ポルトランドセメントの品質		
品 質	規 格	
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$	2,500 以上	
凝結 h	始発	1 以上
	終結	10以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ工法 mm	10以下
圧縮強さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5以上
	7 d	22.5以上
	28 d	42.5以上
水和熱 J/g	7 d	350以下
	28 d	400以下
酸化マグネシウム %	5.0以下	
三酸化硫黄 %	3.5以下	
強熱減量 %	5.0以下	
全アルカリ (Na o ep) %	0.75以下	
塩化物イオン %	0.035以下	
(注) 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ (Na o ep) の値を0.6%以下とする。		

3 普通ポルトランドセメントの品質		
普通ポルトランドセメントの品質は、表 1-24 の規格に適合するものとする。		
表 1-24 普通ポルトランドセメントの品質		
品 質	規 格	
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$	2,500 以上	
凝結 h	始発	1 以上
	終結	10以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ工法 mm	10以下
圧縮強さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5以上
	7 d	22.5以上
	28 d	42.5以上
水和熱 J/g	7 d	350以下
	28 d	400以下
酸化マグネシウム %	5.0以下	
三酸化硫黄 %	3.5以下	
強熱減量 %	5.0以下	
全アルカリ (Na o ep) %	0.75以下	
塩化物イオン %	0.035以下	
(注) 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ (Na o ep) の値を0.6%以下とする。		

国準拠・訂正

5 急結剤

5 急結剤

市独自・訂正

急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。

急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会)の規格に適合するものとする。

市独自・訂正

7 水中不分離性混和剤

7 水中不分離性混和剤

市独自・訂正

混和剤として用いる水中不分離性混和剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 104-2013 コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。

混和剤として用いる水中不分離性混和剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 104-2018 コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格(案)」(土木学会)の規格に適合するものとする。

市独自・訂正

共通 第11節 セメントコンクリート製品

共通 第11節 セメントコンクリート製品

2-11-1 一般次項

2-11-1 一般次項

3 アルカリ骨材反応抑制対策

3 アルカリシリカ反応抑制対策

国準拠・訂正

請負人は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

請負人は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

国準拠・訂正

2-11-1 セメントコンクリート製品

2-11-1 セメントコンクリート製品

	セメントコンクリート製品は、次の規格に適合するものとする。 J I S A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則) J I S A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則) J I S A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則) J I S A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) J I S A 5373 (プレキャストプレストレスコンクリート製品) J I S A 5406 (建築用コンクリートブロック) J I S A 5506 (下水道マンホールふた)		セメントコンクリート製品は、次の規格に適合するものとする。 J I S A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則) J I S A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則) J I S A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則) J I S A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) J I S A 5373 (プレキャストプレストレスコンクリート製品) J I S A 5406 (建築用コンクリートブロック) J I S A 5506 (下水道用マンホール蓋)	国準拠・訂正																																																										
共通	第12節 瀝青材料	共通	第12節 瀝青材料																																																											
	2-12-3 再生用添加剤		2-12-3 再生用添加剤																																																											
	再生用添加剤の品質は、「労働安全衛生法施行令」(平成28年11月改正 政令第343号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 1-30、表 1-31及び表 1-32の規格に適合するものとする。  表 1-30 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)  路上表層再生用		再生用添加剤の品質は、「労働安全衛生法施行令」(政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 1-30、表 1-31及び表 1-32の規格に適合するものとする。  表 1-30 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)  路上表層再生用	市独自・訂正																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度(25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td>舗装調査・試験法便覧参照A072</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> <td>〃 A079</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸発残留分</td> <td>引火点(COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>〃 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度(60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50～300</td> <td>〃 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度(25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照A072	蒸発残留分	%	60以上	〃 A079	蒸発残留分	引火点(COC)	℃	200以上	〃 A045	粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度(25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td>舗装調査・試験法便覧参照A072</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> <td>〃 A079</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸発残留分</td> <td>引火点(COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>〃 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度(60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50～300</td> <td>〃 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度(25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照A072	蒸発残留分	%	60以上	〃 A079	蒸発残留分	引火点(COC)	℃	200以上	〃 A045	粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046	
項目	単位	規格値	試験方法																																																											
粘度(25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照A072																																																											
蒸発残留分	%	60以上	〃 A079																																																											
蒸発残留分	引火点(COC)	℃	200以上	〃 A045																																																										
	粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051																																																										
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046																																																										
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046																																																										
項目	単位	規格値	試験方法																																																											
粘度(25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照A072																																																											
蒸発残留分	%	60以上	〃 A079																																																											
蒸発残留分	引火点(COC)	℃	200以上	〃 A045																																																										
	粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051																																																										
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046																																																										
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046																																																										
	表 1-31 再生用添加剤の品質 (オイル系)  路上表層再生用		表 1-31 再生用添加剤の品質 (オイル系)  路上表層再生用	市独自・訂正																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点(COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧参照A045</td> </tr> <tr> <td>粘度(60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50～300</td> <td>〃 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	引火点(COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照A045	粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点(COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧参照A045</td> </tr> <tr> <td>粘度(60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50～300</td> <td>〃 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>〃 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	引火点(COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照A045	粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046																			
項目	単位	規格値	試験方法																																																											
引火点(COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照A045																																																											
粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051																																																											
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046																																																											
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046																																																											
項目	単位	規格値	試験方法																																																											
引火点(COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照A045																																																											
粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	〃 A051																																																											
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃 A046																																																											
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃 A046																																																											

表 1-32 再生用添加時の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) (mm <sup>2</sup> /s)	80~1,000
引火点 (℃)	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 (%)	-3~+3
密度(15℃) (g/cm <sup>3</sup> )	報告
組成(石油学会法JIS-70-10)による密度は、石炭系アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm <sup>3</sup> 以上とすることが望ましい。	報告

表 1-32 再生用添加時の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) (mm <sup>2</sup> /s)	80~1,000
引火点 (℃)	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 (%)	-3~+3
密度(15℃) (g/cm <sup>3</sup> )	報告
組成(石油学会法JIS-70-10)による密度は、石炭系アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm <sup>3</sup> 以上とすることが望ましい。	報告

国準拠・追加

<b>共通</b>	第13節 芝及びそだ	<b>共通</b>	第13節 芝及びそだ	
	2-13-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)		2-13-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)	
	2 芝の取り扱い		2 芝の取り扱い	
	芝は、切り取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。		<b>請負人は、芝を、</b> 切り取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。	国準拠・訂正
<b>共通</b>	第14節 目地材料	<b>共通</b>	第14節 目地材料	
	2-14-1 一般事項		2-14-1 一般事項	
	請負人は、目地材料については、使用目的に適合した品質、形状及び寸法を有しているもので、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、目地材料については、使用目的に適合した品質、形状及び寸法を有しているもので、工事に使用する前に監督員の <b>確認</b> ・承諾を得なければならない。	市独自・訂正
	2-14-2 注入目地材		2-14-2 注入目地材	
	4 加熱施工式注入目地		4 加熱施工式注入目地材	国準拠・追加
	注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。		同左	
<b>共通</b>	第15節 塗料	<b>共通</b>	第15節 塗料	
	2-15-1 一般事項		2-15-1 一般事項	
	3 錆止めに使用する塗料		3 <b>さび</b> 止めに使用する塗料	国準拠・訂正
	錆止めに使用する塗料は、油性系 <b>錆</b> 止め塗料とするものとする。		<b>さび</b> 止めに使用する塗料は、油性系 <b>さび</b> 止め塗料とするものとする。	国準拠・訂正
	4 道路標識支柱の <b>錆</b> 止め塗料等の規格		4 道路標識支柱の <b>さび</b> 止め塗料等の規格	国準拠・訂正
	道路標識の支柱の <b>錆</b> 止め塗料もしくは、下塗塗料については次の規格に適合したものとする。 J I S K 5621 (一般用さび止めペイント) J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)		道路標識の支柱の <b>さび</b> 止め塗料もしくは、下塗塗料については次の規格に適合したものとする。 J I S K 5621 (一般用さび止めペイント) J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)	国準拠・訂正
<b>共通</b>	第16節 道路標識及び区画線	<b>共通</b>	第16節 道路標識及び区画線	
	2-16-1 道路標識		2-16-1 道路標識	

標識板、支柱、補強材、取付金具及び反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。

(1) 標識板

- J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
- J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
- J I S K 6744 (ポリ塩化ビニル被膜金属板)
- J I S H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板)
- J I S K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性  
-第1部:キャスト板)
- J I S K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性  
-第2部:押出板)
- J I S K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)
- ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)

(2) 支柱

- J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)
- J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

(3) 補強材及び取付金具

- J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
- J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
- J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)

(4) 反射シート

標識板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 1-33及び表 1-34に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥がれが生じないものとする。なお、表 1-33及び表 1-34に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、請負人は監督員の確認を得ること。

標識板、支柱、補強材、取付金具及び反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。

(1) 標識板

- J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
- J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
- J I S K 6744 (ポリ塩化ビニル被膜金属板)
- J I S H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び**金属帯**)
- J I S K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性  
-第1部:キャスト板)
- J I S K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性  
-第2部:押出板)
- J I S K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)
- ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)

(2) 支柱

- J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- J I S G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)**
- J I S G 3136 (建築構造用圧延鋼材)**
- J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)
- J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

(3) 補強材及び取付金具

- J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
- J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
- J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)

(4) 反射シート

標識板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 1-33及び表 1-34に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥がれが生じないものとする。なお、表 1-33及び表 1-34に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、請負人は監督員の確認を得ること。

国準拠・追加

表 1-33 封入レンズ型反射シートの反射性能

	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
封入 レン ズ型	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表 1-34 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
カプ セル レン ズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	12	8
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表 1-33 封入レンズ型反射シートの反射性能

	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
封入 レン ズ型	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表 1-34 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

	観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
カプ セル レン ズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
		40°	110	70	16	8.0	16
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	12	8
		40°	95	64	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

国準拠・追加

国準拠・追加

共通 第17節 下水道用材料

共通 第17節 下水道用材料

2-17-2 下水道用材料

2-17-2 下水道用材料



<p>下水道用材料は、J I S、J S W A S 又は横浜市環境創造局規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 遠心力鉄筋コンクリート管 J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート管 J I S A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) J S W A S A-1 (下水道用鉄筋コンクリート管) J S W A S A-2 (下水道用推進工法用鉄筋コンクリート管) J S W A S A-6 (下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管)</p> <p>(3) 硬質塩化ビニル管 J S W A S K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管) J S W A S K-6 (下水道推進工法用硬質塩化ビニル管)</p> <p>(4) 強化プラスチック複合管 J S W A S K-2 (下水道用強化プラスチック複合管)</p> <p>(5) ポリエチレン管 J S W A S K-14 (下水道用ポリエチレン管)</p> <p>(6) 人孔 J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) J I S A 5506 (下水道用マンホールふた) J S W A S A-11 (下水道用鉄筋コンクリート製マンホール) 横浜市環境創造局規格品 (人孔ダクトイル蓋) 横浜市環境創造局規格品 (足掛金物)</p> <p>(7) 樹 横浜市環境創造局規格品 (雨水樹) 横浜市環境創造局規格品 (雨水樹蓋) 横浜市環境創造局規格品 (接続雨水樹) 横浜市環境創造局規格品 (接続汚水樹) 横浜市環境創造局規格品 (工場排水監視樹) 横浜市環境創造局規格品 (工場排水監視樹 縁及び蓋) 横浜市環境創造局規格品 (集水樹グレーチング蓋)</p> <p>(8) 特殊管 J S W A S G-1 (下水道用ダクトイル铸铁管) J S W A S G-2 (下水道推進工法用ダクトイル铸铁管)</p> <p>(9) シールド工用セグメント J S W A S A-3、A-4 (下水道シールド工用セグメント) J S W A S A-7 (下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント)</p> <p>(10) コンクリート製ボックスカルバート J S W A S A-12 (下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート) J S W A S A-13 (下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート)</p>	<p>下水道用材料は、J I S、J S W A S 又は横浜市環境創造局規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 遠心力鉄筋コンクリート管 J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート管 J I S A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) J S W A S A-1 (下水道用鉄筋コンクリート管) J S W A S A-2 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管) J S W A S A-6 (下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管)</p> <p>(3) 硬質塩化ビニル管 J S W A S K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管) J S W A S K-6 (下水道推進工法用硬質塩化ビニル管) <b>J S W A S K-19 (下水道熱形成工法用硬質塩化ビニル更生管)</b></p> <p>(4) 強化プラスチック複合管 J S W A S K-2 (下水道用強化プラスチック複合管)</p> <p>(5) ポリエチレン管 J S W A S K-14 (下水道用ポリエチレン管)</p> <p>(6) 人孔 J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) J I S A 5506 (下水道用マンホール蓋) J S W A S A-11 (下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール) <b>J S W A S G-4 (下水道用铸铁製マンホール蓋)</b> 横浜市環境創造局規格品 (人孔ダクトイル蓋) 横浜市環境創造局規格品 (足掛金物)</p> <p>(7) 樹 横浜市環境創造局規格品 (雨水樹) 横浜市環境創造局規格品 (雨水樹蓋) 横浜市環境創造局規格品 (接続雨水樹) 横浜市環境創造局規格品 (接続汚水樹) 横浜市環境創造局規格品 (工場排水監視樹) 横浜市環境創造局規格品 (工場排水監視樹 縁及び蓋) 横浜市環境創造局規格品 (集水樹グレーチング蓋)</p> <p>(8) 特殊管 J S W A S G-1 (下水道用ダクトイル铸铁管) J S W A S G-2 (下水道推進工法用ダクトイル铸铁管)</p> <p>(9) シールド工用セグメント J S W A S A-3、A-4 (下水道シールド工用セグメント) J S W A S A-7 (下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント)</p> <p>(10) コンクリート製ボックスカルバート J S W A S A-12 (下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート) J S W A S A-13 (下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート)</p>	<p>市独自・訂正 下水道協会準拠・追加</p>
<p>共通 第18節 合成樹脂製品等</p>	<p>共通 第18節 合成樹脂製品等</p>	
<p>2-18-2 合成樹脂製品</p>	<p>2-18-2 合成樹脂製品</p>	
<p>合成樹脂製品は、次の規格に適合するものとする。</p> <p>J I S A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) J I S C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) J I S K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) J I S K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) <b>J I S K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)</b> J I S K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板) J I S K 6761 (一般用ポリエチレン管) J I S K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) J I S K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)</p>	<p>合成樹脂製品は、次の規格に適合するものとする。</p> <p>J I S A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) J I S C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) J I S K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) J I S K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) J I S K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板) J I S K 6761 (一般用ポリエチレン管) J I S K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) J I S K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)</p>	<p>国準拠・訂正</p>

### 令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
第3章 一般施工	第3章 一般施工	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に直ちに通知し、確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） <span style="float: right;">（平成29年11月）</span></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） <span style="float: right;">（平成29年11月）</span></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） <span style="float: right;">（平成29年11月）</span></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 <span style="float: right;">（平成27年 3月）</span></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 <span style="float: right;">（平成26年 3月）</span></p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 <span style="float: right;">（平成19年 6月）</span></p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 <span style="float: right;">（平成 4年12月）</span></p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） <span style="float: right;">（平成 2年11月）</span></p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 <span style="float: right;">（昭和49年 7月）</span></p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について <span style="float: right;">（平成 2年 9月）</span></p> <p>日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 <span style="float: right;">（平成元年 6月）</span></p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） <span style="float: right;">（平成26年12月）</span></p>	<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に直ちに通知し、確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について</p> <p>日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針</p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</p>	<p>国に準拠・変更</p>



	⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合	
	支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <b>2種35 (HDZ35) の350g/m<sup>2</sup> (片面付着量)</b> 以上の溶融亜鉛めっきを施すこと。ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をすること。		支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ <b>49</b> ) の <b>49μm (膜厚)</b> 以上の溶融亜鉛めっきを施すこと。ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をすること。	国に準拠・変更
	3-3-6 小型標識工		3-3-6 小型標識工	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材量を用いなければならない。		請負人は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が <b>確実かつ</b> 容易な反射材量を用いなければならない。	国に準拠・変更
	2 反射標識の取扱い		2 反射標識の取扱い	
	請負人は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。		請負人は、全面反射の標識を用いるものとする。 <b>ただし</b> 、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	国に準拠・変更
	3 標示板基板の表面状態		3 標示板基板の表面状態	
	請負人は、標示板基板表面を機械的に研磨 (サンディング処理) シラッカーシンナー又は、表面処理液 (弱アルカリ性 <b>処理液</b> ) で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。		請負人は、標示板基板表面を <b>サンドペーパー</b> や機械的に <b>より</b> 研磨 (サンディング処理) シラッカーシンナー又は、表面処理液 (弱アルカリ性 <b>界面活性剤</b> ) で脱脂洗浄を施した後感想を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	国に準拠・変更
	5 反射シートの貼付け方式		5 反射シートの貼付け方式	
	請負人は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。		請負人は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。 <b>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</b>	国に準拠・追加
	8 2枚以上の反射シートの重ね合わせ		8 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	
	請負人は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、 <b>5~10mm程度</b> 重ね合わせなければならない。		請負人は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、 <b>10mm以上</b> 重ね合わせなければならない。	国に準拠・変更
	10 素材加工		10 素材加工	
	請負人は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、 <b>グラインダー</b> などで表面を滑らかにしなければならない。		請負人は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、 <b>グラインダ</b> などで表面を滑らかにしなければならない。	国に準拠・削除
	12 錆止めの実施		12 錆止めの実施	
	請負人は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆 (酸洗い) などの下地処理を行った後、 <b>磷酸塩被膜法</b> などによる錆止めを施さなければならない。		請負人は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆 (酸洗い) などの下地処理を行った後、 <b>リン</b> 酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	国に準拠・変更
	15 溶融亜鉛めっきの基準		15 溶融亜鉛めっきの基準	
	請負人は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <b>2種55 (HDZ55) の550g/m<sup>2</sup> (片面付着量)</b> 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については <b>2種45 (HDZ45) の450 g/m<sup>2</sup> (片面付着量)</b> 以上、厚さ 3.2mm未満の鋼材については <b>2種35 (HDZ35) の350g/m<sup>2</sup> (片面付着量)</b> 以上としなければならない。		請負人は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ <b>77</b> ) の <b>77μm (膜厚)</b> 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については <b>2種 (HDZ<b>T63</b>) 63μm</b> 以上、厚さ 3.2mm未満の鋼材については (HDZ <b>T49</b> ) <b>49μm (膜厚)</b> 以上としなければならない。	国に準拠・変更
	3-3-7 防止柵工		3-3-7 防止柵工	
	3 亜鉛めっき地肌の基準		3 亜鉛めっき地肌の基準	
	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に請負人は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <b>2種35 (HDZ35) の350g/m<sup>2</sup> (片面付着量)</b> 以上となるよう施工しなければならない。		塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に請負人は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ <b>T49</b> ) の <b>49μm (膜厚)</b> 以上となるよう施工しなければならない。	国に準拠・変更
	3-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)		3-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	
	2 適用規定		2 適用規定	
	請負人は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。		請負人は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。	
	(3) コンクリートの施工について、次の規定により製作されたもの。		(3) コンクリートの施工について、次の規定により製作されたもの。	
	② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打ち込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。		② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打ち込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。 <b>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</b>	国に準拠・追加
	3-3-13 ポストテンション桁製作工		3-3-13 ポストテンション桁製作工	



1	コンクリートの施工	1	コンクリートの施工	
	請負人は、コンクリートの施工については、次の事項に従わなければならない。		請負人は、コンクリートの施工については、次の事項に従わなければならない。	
			<b>(5) コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げること。</b>	国に準拠・追加
4	グラウトの施工	4	グラウトの施工	
	請負人は、グラウトの施工については、次の規定による		請負人はグラウトの施工については、次の規定による。	
	(1) 本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。		(1) 本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	
	① グラウトで用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する <b>普通</b> ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員と協議すること。		① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員と協議すること。	国に準拠・削除
	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。		(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、 <b>+5℃</b> 以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	国に準拠・追加
7	プレグラウトPC鋼材	7	プレグラウト <b>された</b> PC鋼材	国に準拠・追加
	請負人は、プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、次の規定によるものとする。		請負人は、プレグラウト <b>された</b> PC鋼材を使用する場合は、次の規定によるものとする。	国に準拠・追加
	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、 <b>部材</b> コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。		(2) 使用する樹脂 <b>またはグラウト</b> は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート <b>部材</b> とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	国に準拠・変更
	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し <b>部材</b> コンクリートと一体化が図られるものでなければならない。		(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性 <b>能</b> を有しコンクリート <b>部材</b> と一体化が図られるものでなければならない。	国に準拠・変更
	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものでなければならない。		(4) プレグラウト <b>された</b> PC鋼材として <b>(1) から (3) を使用して</b> 加工された製品は、所要の耐久性 <b>能</b> を有するものとするものでなければならない。	国に準拠・
3-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	
2	ブロック組立て施工	2	ブロック組立て施工	
	請負人は、ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。		請負人は、ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。	
	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用について材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、 <b>かつ、表 1-37に示す条件を満足するもの</b> を使用しなければならない。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密閉し、原則として製造後6か月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。		(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用について材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用しなければならない。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して <b>保管</b> し、原則として製造後6か月以上経過したものは使用してはならない。 <b>また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</b> これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。	国に準拠・変更
			<b>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</b>	国に準拠・追加
	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会)におけるJSCE-H101(プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案))による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会)における、JSCE-H101- <b>2013</b> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・変更
	<b>表1-37 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b>			国に準拠・削除
	(3) プレキャストブロックの <b>接合</b> について、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。		(3) プレキャストブロックの <b>連結</b> について、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	国に準拠・変更
	(4) プレキャストブロックを <b>接合</b> する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。		(4) プレキャストブロックを <b>連結</b> する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	国に準拠・変更
3-3-15	PCホーラスラブ製作工	3-3-15	PCホーラスラブ製作工	
1	円筒型枠の施工	1	円筒型枠の施工	
	請負人は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。		請負人は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置 <b>について、その内容を施工計画書に記載し</b> 、設置しなければならない。	国に準拠・追加



5	PC固定及びPC継手の施工	5	PC固定及びPC継手の施工	
	請負人は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 6章施工」(土木学会)の規定により施工しなければならない。		請負人は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 6章施工」(土木学会)の規定により施工しなければならない。	スペースの修正
	3-3-23 現場継手工		3-3-23 現場継手工	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表 1-38 すべり係数に示すすべり係数が得られるように、次に示す処置を施すものとする。		請負人は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表 1-37 すべり係数に示すすべり係数が得られるように、次に示す処置を施すものとする。	
	(2) 接触面を塗装する場合は、表 1-39に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用すること。		(2) 接触面を塗装する場合は、表 1-38に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用すること。	
	表 1-38 すべり係数		表 1-37 すべり係数	
	表 1-39 無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件		表 1-38 無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	
	4 締付けボルト軸力		4 締付けボルト軸力	
	請負人は、締付けボルト軸力については、次の規定によらなければならない。		請負人は、締付けボルト軸力については、次の規定によらなければならない。	
	(2) 摩擦接合ボルトを、表 1-40に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けること。		(2) 摩擦接合ボルトを、表 1-39に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けること。	
	表 1-40 設計ボルト軸力 (kN)		表 1-39 設計ボルト軸力 (kN)	
	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うこと。試験の結果、平均値は表 1-41及び表 1-42に示すボルト軸力の範囲に入ること。		(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うこと。試験の結果、平均値は表 1-40及び表 1-41に示すボルト軸力の範囲に入ること。	
	表 1-41 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値		表 1-40 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値	
	表 1-42 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値		表 1-41 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値	
	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表1-43に示すボルトの軸力の範囲に入ること。		(5) 耐力点法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表 1-42に示すボルトの軸力の範囲に入ること。	
	表 1-43 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値		表 1-42 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	
	3-3-31 現場塗装工		3-3-31 現場塗装工	
	9 塗装の禁止条件		9 塗装の禁止条件	
	請負人は、次の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表 1-44に示すとおりである。		請負人は、次の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表 1-43に示すとおりである。	
	表 1-44 塗装禁止条件		表 1-43 塗装禁止条件	
	3-3-32 かごマット工		3-3-32 かごマット工	
	表 1-45 要求性能の確認方法		表 1-44 要求性能の確認	
	6 連結方法		6 連結方法	
	連結の方法はコイル式とし表 1-46のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1/2以上 (1本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。		連結の方法はコイル式とし表 1-45のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1/2以上 (1本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	
	表 1-46 連結コイル線		表 1-45 連結コイル線	
	表 1-47 線材の品質管理試験の内容		表 1-46 線材の品質管理試験の内容	
	3-3-33 袋詰玉石工		3-3-33 袋詰玉石工	
	2 根固め用袋材の性能		2 根固め用袋材の性能	
	袋型根固め用袋材は、表 1-48に示す性能を満足することを確認しなければならない。		袋型根固め用袋材は、表 1-47に示す性能を満足することを確認しなければならない。	
	3 根固め用袋材の要求性能の確認		3 根固め用袋材の要求性能の確認	
	要求性能の確認は、表 1-48に記載する確認方法で行うことを原則とし、請負人は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。		要求性能の確認は、表 1-47に記載する確認方法で行うことを原則とし、請負人は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	

表 1-48 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	表 1-47 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	
表 1-48 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法 参考資料	表 1-47 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法 参考資料	
第4節 基礎工	第4節 基礎工	
3-4-4 既製杭工	3-4-4 既製杭工	
11 中掘り杭工法による既製杭工施工	11 中掘り杭工法による既製杭工施工	
請負人は、中掘り杭工法で既製杭を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	請負人は、中掘り杭工法で既製杭を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	国に準拠・変更
13 既製コンクリート杭の施工	13 既製コンクリート杭の施工	
請負人は、既製コンクリート杭の施工については、次の各号の規定によるものとする。	請負人は、既製コンクリート杭の施工については、次の各号の規定によるものとする。	
(1) 杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規格によらなければならない。	(1) 杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準)の規格によらなければならない。	国に準拠・変更
(2) 杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	(2) 杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	国に準拠・変更
(3) 杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	(3) 杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。	国に準拠・変更
14 杭支持層の確認・記録	14 杭支持層の確認・記録	
請負人は、杭の施工について、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準) 7 施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負人は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合については、請負人は、根固めを造成する生コンクリートを打込みについて、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	請負人は、杭の施工について、JIS A 7201 (既製コンクリートくい)の施工標準) 7 施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、請負人は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合については、請負人は、根固めを造成する生コンクリートの打込みについて、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	国に準拠・変更
16 セメントミルクの水セメント比	16 セメントミルクの水セメント比	
請負人は、既製コンクリート杭の施工について、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	請負人は、既製コンクリート杭の施工について、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。	国に準拠・変更
21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	
請負人は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、次の各号の規定によるものとする。	請負人は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、次の各号の規定によるものとする。	
(1) 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、次の規定による。	(1) 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、次の規定による。	国に準拠・削除

	(2) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (又は同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (又はこれと同等以上の検定試験) に合格した者でなければならない。		(2) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (又は同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (又はこれと同等以上の検定試験) に合格した者で <b>かつ現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせ</b> なければならない。	国に準拠・追加
	(7) 鋼管杭の上杭の建込みについては、上下軸が一致するように行い、表 1-49の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。		(7) 鋼管杭の上杭の建込みについては、上下軸が一致するように行い、表 1-48の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	
	表 1-49 現場円周溶接部の目違いの許容値		表 1-48 現場円周溶接部の目違いの許容値	
	(8) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接個所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー又はガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。		(8) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接個所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダ又はガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	国に準拠・削除
	3-4-5 場所打杭工		3-4-5 場所打杭工	
	9 鉄筋かごの建込み		9 鉄筋かごの建込み	
	請負人は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4か所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500~700mmの間隔で設置するものとする。		請負人は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4か所以上、深さ方向3m間隔程度で取 <b>り</b> 付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し <b>て</b> 500~700mmの間隔で設置するものとする。	国に準拠・追加
	11 鉄筋かごの組立て		11 鉄筋かごの組立て	
	請負人は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てについては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。		請負人は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てについては、形状保持などのための溶接を <b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b> 行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	国に準拠・追加
	3-4-6 深礎工		3-4-6 深礎工	
	6 鉄筋組立て		6 鉄筋組立て	
	請負人は、深礎工について鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てについては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。		請負人は、深礎工について鉄筋を組 <b>み</b> 立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組 <b>み</b> 立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てについては、組立て上の形状保持 <b>等</b> のための溶接を <b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b> 行ってはならない。	国に準拠・追加
	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工		3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	8 中埋コンクリート施工前の作業		8 中埋 <b>め</b> コンクリート施工前の作業	国に準拠・追加
	請負人は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。		請負人は、中埋 <b>め</b> コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	国に準拠・追加
	9 中埋コンクリートの打設		9 中埋 <b>め</b> コンクリートの打設	国に準拠・追加
	請負人は、中埋コンクリートの施工について、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向かって打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。		請負人は、中埋 <b>め</b> コンクリートの施工について、 <b>作業室内</b> の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋 <b>め</b> コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向かって打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	国に準拠・追加
	3-4-9 鋼管矢板基礎工		3-4-9 鋼管矢板基礎工	
	11 鋼管矢板の溶接		11 鋼管矢板の溶接	
	請負人は、鋼管矢板基礎工について、鋼管矢板の溶接を行う場合については、次の各号の規定によらなければならない。		請負人は、鋼管矢板基礎工について、鋼管矢板の溶接を行う場合については、次の各号の規定によらなければならない。	
	(1) 鋼管矢板の現場継手を溶接接手による場合については、アーク溶接接手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 <b>管理</b> 技術者を常駐させること。		(1) 鋼管矢板の現場継手を溶接接手による場合については、アーク溶接接手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させること。	国に準拠・削除

	(2) 鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (又は同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (又はこれと同等以上の検定試験) に合格した者とする。		(2) 鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (又は同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (又はこれと同等以上の検定試験) に合格した者で、 <b>かつ現場溶接の施工経験が6か月以上の者</b> とする。	国に準拠・追加
	(7) 鋼管矢板の上杭の建込みについては、上下軸が一致するように行い、表 1-50の許容値を満足するように施工すること。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うこと。		(7) 鋼管矢板の上杭の建込みについては、上下軸が一致するように行い、表 1-49の許容値を満足するように施工すること。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うこと。	
	表 1-50 現場円周溶接部の目違いの許容値		表 1-49 現場円周溶接部の目違いの許容値	
	(8) 鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認すること。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダー又はガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修すること。		(8) 鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認すること。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダ又はガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修すること。	国に準拠・削除
	13 建込み精度管理		13 建込み精度管理	
	請負人は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、 <b>トランシット</b> で2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。請負人は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。		請負人は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。請負人は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	国に準拠・
	第6節 一般舗装工		第6節 一般舗装工	
	3-6-2 材料		3-6-2 材料	
	4 試験練り		4 試験練り	
	請負人は、舗設に <b>先だ</b> って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。		請負人は、舗設に <b>先立</b> って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合には、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	国に準拠・変更
	3-6-3 アスファルト舗装の材料		3-6-3 アスファルト舗装の材料	
	6 下層路盤の材料規格		6 下層路盤の材料規格	
	下層路盤に使用する粒状路盤材は、次の規格に適合するものとする。		下層路盤に使用する粒状路盤材は、次の規格に適合するものとする。	
	(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 1-51の規格に適合しなければならない。		(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘度塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 1-50の規格に適合しなければならない。	
	表 1-51 下層路盤の品質規格		表 1-50 下層路盤の品質規格	
	7 アスファルト舗装の材料		7 上層路盤の材料規格	
	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は次の規格に適合するものとする。		上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、次の規格に適合するものとする。	
	(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニング等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとしなければならない。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘度塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 1-52、表 1-53の規格に適合しなければならない。		(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニング等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとしなければならない。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘度塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 1-51、表 1-52の規格に適合しなければならない。	
	表 1-52 上層路盤の品質規格		表 1-51 上層路盤の品質規格	
	表 1-53 上層路盤の品質規格		表 1-52 上層路盤の品質規格	
	(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 1-54の規格に <b>適合すること</b> 。		(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 1-53の規格に <b>適合しなければならない</b> 。	市独自・変更
	表 1-54 粒度調整路盤材の粒度範囲		表 1-53 粒度調整路盤材の粒度範囲	
	9 アスファルト安定処理の材料規格		9 アスファルト安定処理の材料規格	
	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 1-55、表 1-56の規格に適合するものとする。		加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 1-54、表 1-55の規格に適合するものとする。	
	表 1-55 鉄鋼スラグの品質規格		表 1-54 鉄鋼スラグの品質規格	
	表 1-56 アスファルトコンクリート再生骨材の品質		表 1-55 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	



18 適用規定（加熱アスファルト）	18 適用規定（加熱アスファルト）	
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、次の各規定に従わなければならない。	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、次の各規定に従わなければならない。	
(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 1-57、表 1-58の規格に適合すること。	(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 1-56、表 1-57の規格に適合すること。	
19 マーシャル安定度試験	19 マーシャル安定度試験	
表 1-57、表 1-58に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は設計図書によらなければならない。	表 1-56、表 1-57に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	
表 1-57 マーシャル安定度試験基準値	表 1-56 マーシャル安定度試験基準値	
表 1-58 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	表 1-57 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	
3-6-6 橋面防水工	3-6-6 橋面防水工	
4 橋面防水工の施工	4 橋面防水工の施工	
請負人は、橋面防水工の施工については、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会）の規定及び第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、橋面防水工の施工については、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会）の規定及び第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
3-6-7 アスファルト舗装工	3-6-7 アスファルト舗装工	
3 セメント及び石灰安定処理の規定	3 セメント及び石灰安定処理の規定	
請負人は、路盤については、セメント及び石灰安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。	請負人は、路盤については、セメント及び石灰安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。	
(2) 施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得ること。	(2) 施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得ること。	国に準拠・変更
(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 1-59の規格による。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 1-58の規格による。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
表 1-59 安定処理路盤の品質規格	表 1-58 安定処理路盤の品質規格	
4 加熱アスファルト安定処理の規定	4 加熱アスファルト安定処理の規定	
請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。	請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。	
(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-60に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-59に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	
表 1-60 マーシャル安定度試験基準値	表 1-59 マーシャル安定度試験基準値	
(4) 加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得ること。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内とすること。	(4) 加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得ること。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内とすること。	国に準拠・追加
5 基層及び表層の規定	5 基層及び表層の規定	
(2) 舗設に先だって、(1)号で決定した場合の混合物について、混合所で試験練りを行うこと。試験練りの結果が表 1-60に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行うこと。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	(2) 舗設に先だって、(1)号で決定した場合の混合物について、混合所で試験練りを行うこと。試験練りの結果が表 1-59に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行うこと。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	
3-6-9 排水性舗装工	3-6-9 排水性舗装工	
3 バインダ（アスファルト）の標準的性状	3 バインダ（アスファルト）の標準的性状	
ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表 1-61の標準的性状を満足するものでなければならない。	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表 1-60の標準的性状を満足するものでなければならない。	
表 1-61 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	表 1-60 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	
4 タックコートに用いる瀝青材	4 タックコートに用いる瀝青材	

タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表 1-62の標準的性状を満足するものでなければならない。	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表 1-61の標準的性状を満足するものでなければならない。	
表 1-62 アスファルト乳剤の標準的性状	表 1-61 アスファルト乳剤の標準的性状	
5 ポーラスアスファルト混合物の配合	5 ポーラスアスファルト混合物の配合	
ポーラスアスファルト混合物の配合は表 1-63を標準とし、表 1-64に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	ポーラスアスファルト混合物の配合は表 1-62を標準とし、表 1-63に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	
表 1-63 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表 1-62 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	
表 1-64 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表 1-63 ポーラスアスファルト混合物の目標値	
3-6-11 グースアスファルト舗装工	3-6-11 グースアスファルト舗装工	
6 接着剤の塗布	6 接着剤の塗布	
請負人は、接着剤の塗布については、次の各規定に従わなければならない。	請負人は、接着剤の塗布については、次の各規定に従わなければならない。	
(2) 接着剤の規格は表 1-65、表 1-66、表 1-67を満足すること。	(2) 接着剤の規格は表 1-64、表 1-65、表 1-66を満足すること。	
表 1-65 接着剤の規格鋼床版用	表 1-64 接着剤の規格鋼床版用	
表 1-66 接着剤の規格コンクリート床版用	表 1-65 接着剤の規格コンクリート床版用	
表 1-67 シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	表 1-66 シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	
8 グースアスファルトの示方配合	8 グースアスファルトの示方配合	
グースアスファルトの示方配合は、次の各規定による。	グースアスファルトの示方配合は、次の各規定による。	
(1) 骨材の標準粒度範囲は表 1-68に適合するものとする。	(1) 骨材の標準粒度範囲は表 1-67に適合するものとする。	
表 1-68 骨材の標準粒度範囲	表 1-67 骨材の標準粒度範囲	
(2) 標準アスファルト量の規格は表 1-69に適合するものとする。	(2) 標準アスファルト量の規格は表 1-68に適合するものとする。	
表 1-69 標準アスファルト量	表 1-68 標準アスファルト量	
9 設計アスファルト量の決定	9 設計アスファルト量の決定	
請負人は、設計アスファルト量の決定については、次の各規定に従わなければならない。	請負人は、設計アスファルト量の決定については、次の各規定に従わなければならない。	
(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 1-70の基準値を満足すること。	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 1-69の基準値を満足すること。	
表 1-70 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表 1-69 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	
(2) グースアスファルト混合物の流動性については、同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、請負人は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定すること。	(2) グースアスファルト混合物の流動性については、同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差があるので、請負人は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定すること。	国に準拠・変更
11 混合物の製造	11 混合物の製造	
混合物の製造については、次の各規定による。	混合物の製造については、次の各規定による。	
(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 1-71を満足するものとする。	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 1-70を満足するものとする。	
表 1-71 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表 1-70 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	
(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	国に準拠・追加
13 目地工の施工	13 目地工の施工	
請負人は、目地工の施工については、次の各規定に従わなければならない。	請負人は、目地工の施工については、次の各規定に従わなければならない。	



	(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 1-72の規格を満足すること。		(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 1-71の規格を満足すること。	
	表 1-72 目地材の規格		表 1-71 目地材の規格	
	3-6-12 コンクリート舗装工		3-6-12 コンクリート舗装工	
	3 セメント及び石灰安定処理の規定		3 セメント及び石灰安定処理の規定	
	請負人は、路盤については、セメント及び石灰安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。		請負人は、路盤については、セメント及び石灰安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。	
	(2) 施工に先 <del>だ</del> <sup>っ</sup> て、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。		(2) 施工に先 <del>だ</del> <sup>立</sup> って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。	国に準拠・変更
	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 1-73、表 1-74の規格に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。		(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 1-72、表 1-73の規格に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。	
	表 1-73 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格		表 1-72 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	
	表 1-74 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格		表 1-73 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	
	4 加熱アスファルト安定処理の規定		4 加熱アスファルト安定処理の規定	
	請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。		請負人は、路盤については、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、次の各規定に従わなければならない。	
	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-75に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。		(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-74に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	
	表 1-75 マーシャル安定度試験基準値		表 1-74 マーシャル安定度試験基準値	
	(7) 混合作業について、バッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定すること。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。		(7) 混合作業について、バッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定すること。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサ <del>ー</del> での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	国に準拠・追加
	6 コンクリートの配合規準		6 コンクリートの配合規準	
	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合規準は、表 1-76の規格に適合するものとする。		コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合規準は、表 1-75の規格に適合するものとする。	
	表 1-76 コンクリートの配合規準		表 1-75 コンクリートの配合規準	
	7 材料の質量計算誤差		7 材料の質量計量誤差	
	コンクリート舗装で使用するコンクリート材料の質量計算誤差は1回計量分量に対し、表 1-77の許容誤差の範囲内とする。		コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 1-76の許容誤差の範囲内とする。	
	表 1-77 計量誤差の許容値		表 1-76 計量誤差の許容値	
	8 コンクリート舗装の規定		8 コンクリート舗装の規定	
	請負人は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しについて、次の各規定に従わなければならない。		請負人は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しについて、次の各規定に従わなければならない。	
	(1) セメントコンクリート舗装の施工について、使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサ又は可傾式ミキサを使用すること。		(1) セメントコンクリート舗装の施工について、使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサ <del>ー</del> 又は可傾式ミキサ <del>ー</del> を使用すること。	国に準拠・追加
	10 コンクリート舗装の鉄鋼設置の規定		10 コンクリート舗装の鉄鋼設置の規定	
	請負人は、コンクリート舗装の鉄鋼の設置について、次の各規定に従わなければならない。		請負人は、コンクリート舗装の鉄鋼の設置について、次の各規定に従わなければならない。	
	(1) 鉄鋼を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。		(1) <del>コンクリート</del> を締固めるときに、 <del>鉄鋼</del> をたわませたり移動させたりしてはならない。	国に準拠・変更
	13 転圧コンクリート舗装の規定		13 転圧コンクリート舗装の規定	
	請負人は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に、次の各規定に従って行わなければならない。		請負人は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に、次の各規定に従って行わなければならない。	

	(2) 転圧コンクリート舗装について、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 1-73、表 1-74 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。		(2) 転圧コンクリート舗装について、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 1-72、表 1-73 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
	(4) 「転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2配合条件」(日本道路協会)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定すること。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得ること。示方配合の標準的な表示方は、設計図書に示されていない場合は表 1-78 によるものとする。		(4) 「転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2配合条件」(日本道路協会)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定すること。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得ること。示方配合の標準的な表示方は、設計図書に示されていない場合は表 1-77 によるものとする。	
	表 1-78 示方配合表		表 1-77 示方配合表	
	(7) 転圧コンクリートの施工について、練りませ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用すること。		(7) 転圧コンクリートの施工について、練りませ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用すること。	国に準拠・追加
	14 コンクリート舗装目地の規定		14 コンクリート舗装目地の規定	
	請負人は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、次の各規定に従わなければならない。		請負人は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、次の各規定に従わなければならない。	
	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表 1-79 を標準とする		(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表 1-78 を標準とする。	
	表 1-79 注入目地材(加熱施工式)の品質		表 1-78 注入目地材(加熱施工式)の品質	
	3-6-16 舗装打替え工		3-6-16 舗装打換え工	
	1 既設舗装の撤去		1 既設舗装の撤去	
	請負人は、既設舗装の撤去をする場合に、次の各規定に従わなければならない。		請負人は、既設舗装の撤去をする場合に、次の各規定に従わなければならない。	
	(2) 施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議すること。		(2) 施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議すること。	国に準拠・削除
	第7節 地盤改良工		第7節 地盤改良工	
	3-7-5 パイルネット工		3-7-5 パイルネット工	
	4 既製コンクリート杭の規定		4 既製コンクリート杭の規定	
	請負人は、パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、次の各号の規定によらなければならない。		請負人は、パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、次の各号の規定によらなければならない。	
	(8) 杭の施工については、次の各号によるものとする。		(8) 杭の施工については、次の各号によるものとする。	
	① 杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。		① 杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。	国に準拠・変更
	② 杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。		② 杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。	国に準拠・変更
	③ 杭の継手はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。		③ 杭の継手はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。	国に準拠・変更
	3-7-9 固結工		3-7-9 固結工	
	1 攪拌		1 攪拌	
	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。		攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。	国に準拠・変更
			6 中層混合処理	国に準拠・追加
			(1) 改良剤は、セメント又はセメント系固着材とする。なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	国に準拠・追加
			(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。	国に準拠・追加
			(3) 請負人は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛り上がりが見込まれる場合、工事着手前に盛り上がり土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。	国に準拠・追加

	<b>6</b> 薬液注入工法		<b>7</b> 薬液注入工法	国に準拠・変更
	請負人は、薬液注入の施工について、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、薬液注入の施工について、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。	
	<b>7</b> 薬液注入工事前の確認事項		<b>8</b> 薬液注入工事前の確認事項	国に準拠・変更
	請負人は、薬液注入工事の着手前に、次については監督員の確認を得なければならない。		請負人は、薬液注入工事の着手前に、次については監督員の確認を得なければならない。	
	<b>8</b> 適用規定		<b>9</b> 適用規定	国に準拠・変更
	請負人は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省官技発第 160号）の規定による		請負人は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省官技発第 160号）の規定による。	
	<b>9</b> 施工管理等		<b>10</b> 施工管理等	国に準拠・変更
	請負人は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、請負人は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに掲示しなければならない。		請負人は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、請負人は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに掲示しなければならない。	国に準拠・削除
	第10節 仮設工		第10節 仮設工	
	3-10-14 トンネル仮設備工		3-10-14 トンネル仮設備工	
	<b>9</b> 集じん装置の設置		<b>9</b> 集じん装置の設置	
	請負人は、集じん装置の設置について、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸引力性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。		請負人は、集じん装置の設置について、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、 <b>レスピラブル</b> （吸引性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	国に準拠・追加
	<b>10</b> 換気等の効果確認		<b>10</b> 換気等の効果確認	
	請負人は、換気の実施等の効果の確認について、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは <b>3</b> mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面積が小さいため、 <b>3</b> mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 <b>3</b> mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値に記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。		請負人は、換気の実施等の効果の確認について、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは <b>2</b> mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面が小さいため、 <b>2</b> mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 <b>2</b> mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該地に記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	国に準拠・変更
	第12節 工場製作工（共通）		第12節 工場製作工（共通）	
	3-12-2 材料		3-12-2 材料	
	<b>3</b> 溶接材料		<b>3</b> 溶接材料	
	請負人は、溶接材料の使用区分を表 1- <b>80</b> に従って設定しなければならない。		請負人は、溶接材料の使用区分を表 1- <b>79</b> に従って設定しなければならない。	
	表 1- <b>80</b> 溶接材料区分		表 1- <b>79</b> 溶接材料区分	
	請負人は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。		請負人は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。	国に準拠・変更
	(2) SM490 <b>以上の鋼材</b> を溶接する場合		(2) SM490、 <b>SM490Y</b> 、 <b>SM520</b> 、 <b>SBHS400</b> 、 <b>SM570及びSBHS500</b> を溶接する場合	国に準拠・変更
	<b>4</b> 被覆アーク溶接棒		<b>4</b> 被覆アーク溶接棒	
	請負人は、被覆アーク溶接棒を表 1- <b>81</b> に従って乾燥させなければならない。		請負人は、被覆アーク溶接棒を表 1- <b>80</b> に従って乾燥させなければならない。	
	表 1- <b>81</b> 溶接棒乾燥の温度と時間		表 1- <b>80</b> 溶接棒乾燥の温度と時間	
	<b>5</b> サブマージアーク溶接に用いるフラックス		<b>5</b> サブマージアーク溶接に用いるフラックス	
	請負人は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 1- <b>82</b> に従って乾燥させなければならない。		請負人は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 1- <b>81</b> に従って乾燥させなければならない。	
	表 1- <b>82</b> フラックスの乾燥の温度と時間		表 1- <b>81</b> フラックスの乾燥の温度と時間	

7 工場塗装工の材料	7 工場塗装工の材料	
請負人は、工場塗装工の材料については、次の規定によらなければならない。	請負人は、工場塗装工の材料については、次の規定によらなければならない。	
(4) 多液形塗料の可使時間は、表 1-83の基準を遵守すること。	(4) 多液形塗料の可使時間は、表 1-82の基準を遵守すること。	
表 1-83 多液形塗料の可使時間	表 1-82 多液形塗料の可使時間	
(5) 塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントの <b>亜鉛粉末</b> 製造後6か月以内、その他の塗料は製造後12か月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	(5) 塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6か月以内、その他の塗料は製造後12か月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 <b>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジंकリッチペイントは6か月を超えた場合、その他の塗料は12か月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</b>	国に準拠・変更
3-12-3 桁製作工	3-12-3 桁製作工	
1 製作加工	1 製作加工	
請負人は、桁の製作加工については、次の規定によるものとする。	請負人は、桁の製作加工については、次の規定によるものとする。	
(1) 原寸	(1) 原寸	
① 工作に着手する前に原寸図を作成し、 <b>図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならぬ。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</b>	① 工作に着手する前に <b>コンピュータによる原寸システム等により</b> 図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならぬ。	国に準拠・変更
② 原寸図の一部または全部を省略する場合は、 <b>設計図書に関して</b> 監督員の承諾を得なければならない。	② <b>上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は</b> 監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・変更
(2) 工作	(2) 工作	
① 主要部材の板取りについては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向で、JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の機械的性質を満足する場合や連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	① 主要部材の板取りについては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向で、JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の機械的性質を満足する場合や連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	
<b>また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。</b>		国に準拠・削除
なお、板取りに関する資料を保管し、 <b>工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で</b> 監督員又は検査員からの請求があった場合は、速やかに掲示しなければならない。	なお、板取りに関する資料を保管し、監督員又は検査員からの請求があった場合は、速やかに掲示しなければならない。	国に準拠・削除
③ 主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。	③ 主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。	
また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断戦に肩落ち、かえり及び不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げなければならない。	また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材 <b>等</b> は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり及び不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げなければならない。	国に準拠・変更
④ 塗装される <b>主要部材</b> について組立てた後に自由縁となる <b>切断面</b> の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行わなければならない。	④ 塗装 <b>等の防錆・防食を行う</b> 部材について組立てた後に自由縁となる <b>部材</b> の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行わなければならない。	国に準拠・変更
⑦ 主要部材について冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 1-84に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	⑦ 主要部材について冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 1-83に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	
表 1-84 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	表 1-83 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	
(4) 溶接施工試験	(4) 溶接施工試験	
① 次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	① 次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	
ただし、二次部材については、除くこと。	ただし、二次部材については、除くこと。	
なお、すでに過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	なお、すでに過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	
2) SM490、SM490Yについて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合	2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490について、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合	国に準拠・変更
(8) 予熱	(8) 予熱	



鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表1-85により予熱することを標準とする。なお、鋼材のP <sub>cm</sub> 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表1-86とする。	鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表1-85の条件を満たす場合に限り、表1-84により予熱することを標準とする。なお、鋼材のP <sub>cm</sub> 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表1-86とする。	国に準拠・変更
表1-85 予熱温度の標準	表1-84 予熱温度の標準	
表1-86 予熱温度の標準を適用する場合のP <sub>cm</sub> の条件	表1-85 予熱温度の標準を適用する場合のP <sub>cm</sub> の条件	
	表1-86 P <sub>cm</sub> 値と予熱温度の標準	表追加修正
(9) 溶接施工上の注意	(9) 溶接施工上の注意	
② 開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工について、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げしなければならない。	② 開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工について、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用しなければならない。なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げしなければならない。	国に準拠・追加
(11) 溶接の検査	(11) 溶接の検査	
④ 溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法又は浸透液探傷法により検査しなければならない。	④ 溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験又は浸透液探傷試験により検査しなければならない。	国に準拠・変更
⑤ 主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算しなければならない。	⑤ 断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算しなければならない。	国に準拠・変更
2) アンダーカットの深さを、0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	2) アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	国に準拠・変更
(14) 仮組立て	(14) 仮組立て	
① 仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下、「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。	① 仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の制度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。	国に準拠・変更
3-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-12-7 橋梁用防護柵製作工	
1 製作加工	1 製作加工	
請負人は、橋梁用防護柵の製作加工については、次の規定によらなければならない。	請負人は、橋梁用防護柵の製作加工については、次の規定によらなければならない。	
(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	
② 亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上とすること。その場合請負人は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認すること。	② めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上とすること。その場合請負人は、めっき付着量が前述以上であることを確認すること。	国に準拠・変更
③ 熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装をすること。	③ 熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装をすること。	国に準拠・追加
(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合	
② 亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種55（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種35（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面付着量）以上とすること。	② めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZT49）の49μm（膜厚）以上とすること。	国に準拠・変更
3-12-11 工場塗装工	3-12-11 工場塗装工	
3 気温 湿度の条件	3 気温 湿度の条件	
請負人は、気温、湿度の条件が表1-95の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度及び湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	請負人は、気温、湿度の条件が表1-95の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度及び湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	国に準拠・変更
第14節 法面工（共通）	第14節 法面工（共通）	
3-14-7 かが工	3-14-7 かが工	
2 詰石	2 詰石	

請負人は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <b>偏平</b> にならないようにしなければならない。	請負人は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <b>扁平</b> にならないようにしなければならない。	国に準拠・変更
第17節 植栽維持工	第17節 植栽維持工	
3-17-3 樹木・芝生管理工	3-17-3 樹木・芝生管理工	
2 剪定の施工	2 剪定の施工	
請負人は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	請負人は、剪定の施工については、「 <b>チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン</b> 」の策定について（厚生労働省）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	国に準拠・追加
4 剪定、芝刈及び雑草抜き取り等の施工	4 剪定、芝刈及び雑草抜き取り（ <b>抜根</b> ）等の施工	国に準拠・追加
請負人は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工について、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	請負人は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（ <b>抜根</b> ）、植付けの施工について、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように速やかに処理しなければならない。	国に準拠・追加
15 幹巻き	15 幹巻き	
請負人は、幹巻きする場合は、こも又はわらを使用する場合、わら縄又は <b>シュロ</b> 縄で巻き上げるものとし、緑化テープで使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	請負人は、幹巻きする場合は、こも又はわらを使用する場合、わら縄又は <b>しゅろ</b> 縄で巻き上げるものとし、緑化テープで使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	国に準拠・変更
16 支柱の設置	16 支柱の設置	
請負人は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き <b>シュロ</b> 縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	請負人は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き <b>しゅろ</b> 縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	国に準拠・変更
19 施肥の施工前作業	19 施肥の施工前作業	
請負人は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や <b>ゴミ</b> 等の除去及び除草を行わなければならない。	請負人は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や <b>ごみ</b> 等の除去及び除草を行わなければならない。	国に準拠・変更
第18節 床版工	第18節 床版工	
3-18-2 床版工	3-18-2 床版工	
1 鉄筋コンクリート床版	1 鉄筋コンクリート床版	
請負人は、鉄筋コンクリート床版については、次の規定によらなければならない。	請負人は、鉄筋コンクリート床版については、次の規定によらなければならない。	
(4) スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有すること。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議すること。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	(4) スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有すること。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議すること。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	国に準拠・削除



令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
第4章 土工	第4章 土工	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p>	<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針</p> <p>国土技術研究センター 河川土工マニュアル</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル</p> <p>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説</p>	<p>国に準拠し修正</p>
第3節 道路土工	第3節 道路土工	
4-3-1一般事項	4-3-1一般事項	
<p>6 湧水処理 請負人は、工事箇所により工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない</p> <p>【別表参照】表1-97</p>	<p>6 湧水処理 請負人は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない</p> <p>【別表参照】表1-97</p>	<p>国に準拠し修正</p>
14 一段階の盛土高さ	14 一段階の盛土高さ	<p>表修正あり</p>
<p>軟弱地盤上の盛土工の一段階の高さは設計図書によるものとし、請負人は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。</p> <p>4-3-3 路体盛土工</p>	<p>軟弱地盤上の盛土工の一段階の高さは設計図書によるものとし、請負人は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。</p> <p>4-3-3 路体盛土工</p>	<p>盛土を施工し⇒盛土しに修正</p>
<p>7 段切 請負人は、1：4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない</p> <p>【別図参照】図1-5</p>	<p>7 段切 請負人は、1：4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない</p> <p>【別図参照】図1-5</p>	<p>表修正あり</p>
4-3-4 路床盛土工	4-3-4 路床盛土工	
<p>11 接続部の緩和区間 請負人は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。</p> <p>(a) 掘削部路床に置き換えのないとき</p> <p>(b) 掘削部路床に置き換えのあるとき</p> <p>(c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合</p> <p>【別図参照】図1-6</p>	<p>11 接続部の緩和区間 請負人は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。</p> <p>【別図参照】図1-6</p>	<p>国の図に修正 (a)～(c)の文言は図に反映</p>
【別図参照】図1-6	【別図参照】図1-6	<p>表修正あり</p>

	第4節 河川土工		第4節 河川土工	前回同様海外土工、砂防工削除
	4-4-1 一般事項		4-4-1 一般事項	
5 伐開発生物の処理方法	伐開除根作業における伐開発生物の処理については、第1編1-1-17 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理による。	5 伐開発生物の処理方法	伐開除根作業における伐開発生物の処理については、第1編1-1-17 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理による。	市独自
6 伐開除根作業範囲	請負人は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表 1-98に従い施工しなければならない。	6 伐開除根作業範囲	請負人は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表 1-98に従い施工しなければならない。	
	【別表参照】表 1-98		【別表参照】表 1-98	表修正あり
	4-4-4 盛土補強工		4-4-4 盛土補強工	
2 盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。請負人は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない	2 盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。請負人は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	。抜け追加
10 壁面工付近等の締固め	請負人は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めについては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0～1.5m程度の範囲では、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	10 壁面工付近等の締固め	請負人は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0～1.5m程度の範囲では、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	国に準拠し修正

R3横浜市

表 1-97 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高 1 m を越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃

R4国土交通省

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高 1 m を超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすきとる			

R5横浜市

表 1-97 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高 1 m を超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすきとる			

国に準拠し、今回改定

R3横浜市

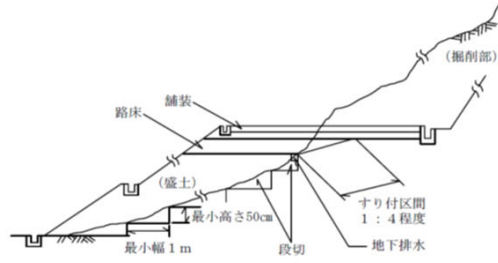


図1-5 盛土基礎地盤の段切

R4国土交通省

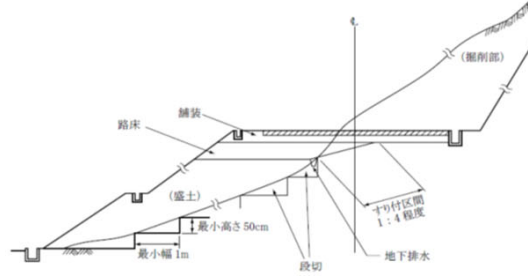


図1-2-2盛土基礎地盤の段切

R5横浜市

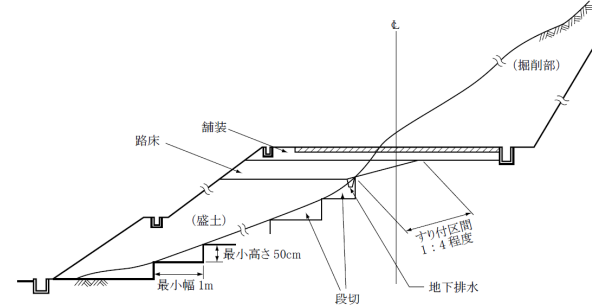


図1-5 盛土基礎地盤の段切

※国の図に修正

R3横浜市

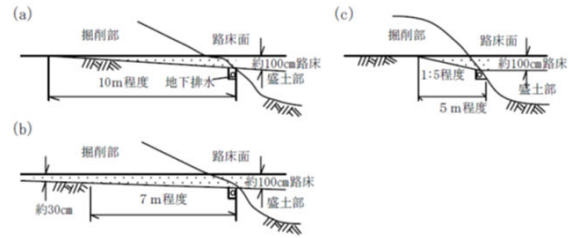


図1-6 掘削(切土)部、盛土部接続部すり付け

R4国土交通省

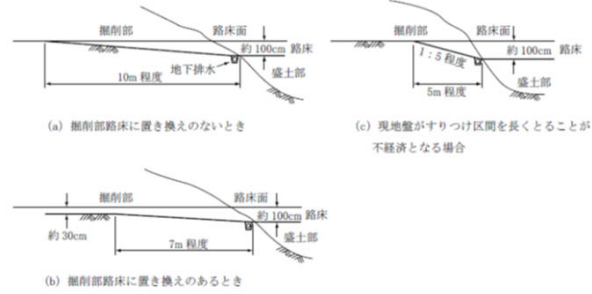
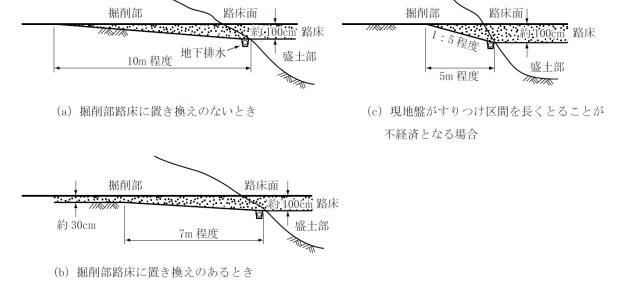


図1-2-3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすり付け

R5横浜市



※国の図に修正

R3横浜市

表 1-98 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

R4国土交通省

表1-2-2 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

R5横浜市

表 1-98 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

※今回修正:体裁を整える



令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)		新・条文(令和5年)	備 考
第1編 共通編		第1編 共通編	
第5章 無筋・鉄筋コンクリート		第5章 無筋・鉄筋コンクリート	
<b>第1節 適用</b>		<b>第1節 適用</b>	
<b>4 アルカリ骨材反応抑制対策</b>		<b>4 アルカリシリカ反応抑制対策</b>	国に準拠・変更
請負人は、コンクリートの使用について、「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。		請負人は、コンクリートの使用について、「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	国に準拠・変更
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>		<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	
<b>1 適用規定</b>		<b>1 適用規定</b>	
請負人は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、次の基準類による。		請負人は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、次の基準類による。	
<p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）  土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）  土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）  国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）  国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）  土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）  公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年8月）  機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）</p>		<p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）  土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）  土木学会 コンクリートのポンプ施工指針  国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について  国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について  土木学会 鉄筋定着・継手指針  公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事  機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン  流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン  機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン  橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン  橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン  道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</p>	法令等の追加 市独自・変更（改行の追加・基準類の年月表示削除）
<b>3 塩分の浸透防止</b>		<b>3 塩分の浸透防止</b>	
請負人は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。		請負人は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。	国に準拠・変更 市独自・変更（又は）
<b>第3節 レディーミクストコンクリート</b>		<b>第3節 レディーミクストコンクリート</b>	
5-3-1 一般事項		5-3-1 一般事項	

<p>本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。<b>なお</b>、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p>	<p>本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p>																																																											
	<p><b>なお</b>、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p>	市独自・変更（改行の追加）																																																										
<p>5-3-2 工場の選定</p>	<p>5-3-2 工場の選定</p>																																																											
<p>1 一般事項</p>	<p>1 一般事項</p>																																																											
<p>請負人は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次によらなければならない。</p>	<p>請負人は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次によらなければならない。</p>	市独自・訂正（1字下げ）																																																										
<p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定すること。</p>	<p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定すること。</p>	法令等の変更 市独自・変更（基準類の年月表示削除）																																																										
<p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、<b>設計図書</b>に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の<b>確認</b>を得ること。<b>なお</b>、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。</p>	<p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、<b>設計図書</b>に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の<b>確認</b>を得ること。</p>	法令等の変更 市独自・変更・訂正（基準類の年月表示削除・半角の全角化）																																																										
	<p><b>なお</b>、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。</p>	市独自・変更（改行の追加）																																																										
<p>4 レディーミクストコンクリートの品質検査</p>	<p>4 レディーミクストコンクリートの品質検査</p>																																																											
<p>請負人は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。<b>なお</b>、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は請負人がその試験に臨場しなければならない。</p>	<p>請負人は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。</p>																																																											
	<p><b>なお</b>、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は請負人がその試験に臨場しなければならない。</p>	市独自・変更（改行の追加）																																																										
<p>5-3-3 配合</p>	<p>5-3-3 配合</p>																																																											
<p>1 一般事項</p>	<p>1 一般事項</p>																																																											
<p>請負人は、コンクリートの配合において、<b>設計図書</b>の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを<b>もつ</b>範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	<p>請負人は、コンクリートの配合において、<b>設計図書</b>の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが<b>得られる</b>範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	国に準拠・追加																																																										
<p>2 配合試験</p>	<p>2 配合試験</p>																																																											
<p>請負人は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 1-99の示方配合表を作成し監督員の<b>確認</b>を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、J I Sマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。</p>	<p>請負人は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 1-99の示方配合表を作成し監督員の<b>確認</b>を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る。）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る。）の配合表に代えることができる。また、J I Sマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。</p>	市独自・訂正（句読点の追加）																																																										
<p>表 1-99 示方配合表<sup>Ⓐ</sup></p> <table border="1" data-bbox="152 1299 875 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材の最大寸法<sup>Ⓐ</sup> (mm)</th> <th rowspan="2">スランプ<sup>Ⓐ</sup> (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比<sup>Ⓐ</sup> W/C<sup>Ⓐ</sup> (%)</th> <th rowspan="2">空気量<sup>Ⓐ</sup> (%)</th> <th rowspan="2">細骨材率<sup>Ⓐ</sup> S/a</th> <th colspan="6">単位量(kg/m<sup>3</sup>)<sup>Ⓐ</sup></th> </tr> <tr> <th>水<sup>Ⓐ</sup> W<sup>Ⓐ</sup></th> <th>セメント<sup>Ⓐ</sup> C<sup>Ⓐ</sup></th> <th>混和材<sup>Ⓐ</sup> F<sup>Ⓐ</sup></th> <th>細骨材<sup>Ⓐ</sup> S<sup>Ⓐ</sup></th> <th>粗骨材<sup>Ⓐ</sup> G<sup>Ⓐ</sup></th> <th>混和剤<sup>Ⓐ</sup> A<sup>Ⓐ</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	粗骨材の最大寸法 <sup>Ⓐ</sup> (mm)	スランプ <sup>Ⓐ</sup> (cm)	水セメント比 <sup>Ⓐ</sup> W/C <sup>Ⓐ</sup> (%)	空気量 <sup>Ⓐ</sup> (%)	細骨材率 <sup>Ⓐ</sup> S/a	単位量(kg/m <sup>3</sup> ) <sup>Ⓐ</sup>						水 <sup>Ⓐ</sup> W <sup>Ⓐ</sup>	セメント <sup>Ⓐ</sup> C <sup>Ⓐ</sup>	混和材 <sup>Ⓐ</sup> F <sup>Ⓐ</sup>	細骨材 <sup>Ⓐ</sup> S <sup>Ⓐ</sup>	粗骨材 <sup>Ⓐ</sup> G <sup>Ⓐ</sup>	混和剤 <sup>Ⓐ</sup> A <sup>Ⓐ</sup>													<p>表 1-99 示方配合表<sup>Ⓐ</sup></p> <table border="1" data-bbox="1104 1299 1827 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材の最大寸法<sup>Ⓐ</sup> (mm)</th> <th rowspan="2">スランプ<sup>Ⓐ</sup> (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比<sup>Ⓐ</sup> W/C<sup>Ⓐ</sup> (%)</th> <th rowspan="2">空気量<sup>Ⓐ</sup> (%)</th> <th rowspan="2">細骨材率<sup>Ⓐ</sup> S/a</th> <th colspan="6">単位量(kg/m<sup>3</sup>)<sup>Ⓐ</sup></th> </tr> <tr> <th>水<sup>Ⓐ</sup> W<sup>Ⓐ</sup></th> <th>セメント<sup>Ⓐ</sup> C<sup>Ⓐ</sup></th> <th>混和材<sup>Ⓐ</sup> F<sup>Ⓐ</sup></th> <th>細骨材<sup>Ⓐ</sup> S<sup>Ⓐ</sup></th> <th>粗骨材<sup>Ⓐ</sup> G<sup>Ⓐ</sup></th> <th>混和剤<sup>Ⓐ</sup> A<sup>Ⓐ</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	粗骨材の最大寸法 <sup>Ⓐ</sup> (mm)	スランプ <sup>Ⓐ</sup> (cm)	水セメント比 <sup>Ⓐ</sup> W/C <sup>Ⓐ</sup> (%)	空気量 <sup>Ⓐ</sup> (%)	細骨材率 <sup>Ⓐ</sup> S/a	単位量(kg/m <sup>3</sup> ) <sup>Ⓐ</sup>						水 <sup>Ⓐ</sup> W <sup>Ⓐ</sup>	セメント <sup>Ⓐ</sup> C <sup>Ⓐ</sup>	混和材 <sup>Ⓐ</sup> F <sup>Ⓐ</sup>	細骨材 <sup>Ⓐ</sup> S <sup>Ⓐ</sup>	粗骨材 <sup>Ⓐ</sup> G <sup>Ⓐ</sup>	混和剤 <sup>Ⓐ</sup> A <sup>Ⓐ</sup>													市独自・訂正（半角の全角化）
粗骨材の最大寸法 <sup>Ⓐ</sup> (mm)						スランプ <sup>Ⓐ</sup> (cm)	水セメント比 <sup>Ⓐ</sup> W/C <sup>Ⓐ</sup> (%)	空気量 <sup>Ⓐ</sup> (%)	細骨材率 <sup>Ⓐ</sup> S/a	単位量(kg/m <sup>3</sup> ) <sup>Ⓐ</sup>																																																		
	水 <sup>Ⓐ</sup> W <sup>Ⓐ</sup>	セメント <sup>Ⓐ</sup> C <sup>Ⓐ</sup>	混和材 <sup>Ⓐ</sup> F <sup>Ⓐ</sup>	細骨材 <sup>Ⓐ</sup> S <sup>Ⓐ</sup>	粗骨材 <sup>Ⓐ</sup> G <sup>Ⓐ</sup>					混和剤 <sup>Ⓐ</sup> A <sup>Ⓐ</sup>																																																		
粗骨材の最大寸法 <sup>Ⓐ</sup> (mm)	スランプ <sup>Ⓐ</sup> (cm)	水セメント比 <sup>Ⓐ</sup> W/C <sup>Ⓐ</sup> (%)	空気量 <sup>Ⓐ</sup> (%)	細骨材率 <sup>Ⓐ</sup> S/a	単位量(kg/m <sup>3</sup> ) <sup>Ⓐ</sup>																																																							
					水 <sup>Ⓐ</sup> W <sup>Ⓐ</sup>	セメント <sup>Ⓐ</sup> C <sup>Ⓐ</sup>	混和材 <sup>Ⓐ</sup> F <sup>Ⓐ</sup>	細骨材 <sup>Ⓐ</sup> S <sup>Ⓐ</sup>	粗骨材 <sup>Ⓐ</sup> G <sup>Ⓐ</sup>	混和剤 <sup>Ⓐ</sup> A <sup>Ⓐ</sup>																																																		

	<b>第4節 運搬・打設</b>		<b>第4節 運搬・打設</b>
	5-4-2 準備		5-4-2 準備
	4 打設前の注意		4 打設前の注意
	請負人は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。 <b>また</b> 、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。		請負人は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。
			<b>また</b> 、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。
	5-4-4 打設		5-4-4 打設
	1 一般事項		1 一般事項
	請負人は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締め固めなければならない。練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と <b>協議</b> しなければならない。 <b>なお</b> 、コンクリートを <b>練混ぜて</b> から打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。		請負人は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締め固めなければならない。練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と <b>協議</b> しなければならない。
			<b>なお</b> 、コンクリートを <b>練り混ぜて</b> から打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。
	3 施工計画書		3 施工計画書
	請負人は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。 <b>また</b> 、請負人は、これを変更する場合には、施工前に <b>施工計画書</b> の記載内容を変更しなければならない。		請負人は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。
			<b>また</b> 、請負人は、これを変更する場合には、施工前に <b>施工計画書</b> の記載内容を変更しなければならない。
	5 コンクリートポンプ使用時の注意		5 コンクリートポンプ使用時の注意
	請負人はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 5章 圧送」（土木学会）の規定に <b>よらなければならない</b> 。 <b>また</b> 、請負人はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。		請負人はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 5章 圧送」（土木学会）の規定による。 <b>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない</b> 。 <b>また</b> 、請負人はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。
	6 ベルトコンベヤ使用時の注意		6 ベルトコンベヤ使用時の注意
	請負人は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。 <b>なお</b> 、配置については、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。		請負人は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。
			<b>なお</b> 、配置については、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
	7 バケット及びスキップ使用時の注意		7 バケット及びスキップ使用時の注意
	請負人は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。 <b>また</b> 、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。		請負人は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。
			<b>また</b> 、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。
	8 シュート使用時の注意		8 シュート使用時の注意
	請負人は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。 <b>なお</b> 、これにより難しい場合は、事前に監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。		請負人は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。
			<b>なお</b> 、これにより難しい場合は、事前に監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。
	11 水平打設		11 水平打設

市独自・変更（改行の追加）

市独自・変更・訂正（改行の追加・練り）

市独自・変更（改行の追加）

国に準拠・追加

市独自・変更（改行の追加）

市独自・変更（改行の追加）

市独自・変更（改行の追加・監督員）

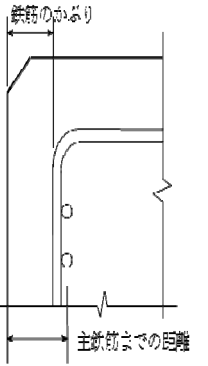
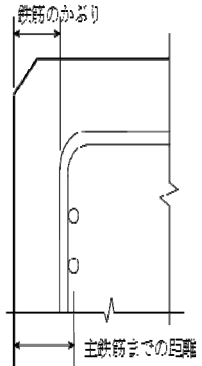
	請負人は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打ち込まなければならない。 <b>なお</b> 、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。		請負人は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打ち込まなければならない。	
			<b>また</b> 、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	国に準拠・変更 市独自・変更（改行の追加）
	<b>12 打設計画書</b>		<b>12 打設計画書</b>	
	請負人は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。 <b>また</b> 、請負人は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打設面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは1.5m以下としなければならない。		請負人は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。	
			<b>また</b> 、請負人は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打設面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは1.5m以下としなければならない。	市独自・変更（改行の追加） 国に準拠・変更
	<b>15 ブリーディング水の除去</b>		<b>15 ブリーディング水の除去</b>	
	請負人は、コンクリートの打設中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打ち込まなければならない。		請負人は、コンクリートの打設中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打ち込まなければならない。	
	<b>16 不要となったスペーサの除去</b>			国に準拠・削除
	請負人は、コンクリートの打上に伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かなければならない。			国に準拠・削除
	<b>17 壁又は柱の連続打設時の注意</b>		<b>16 壁又は柱の連続打設時の注意</b>	国に準拠・変更
	請負人は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打ち込む場合には、打設及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打設高さや打上り速度を調整しなければならない。		請負人は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打ち込む場合には、打設及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打設高さや打上り速度を調整しなければならない。	
	<b>18 アーチ形式のコンクリート端部</b>		<b>17 アーチ形式のコンクリート端部</b>	国に準拠・変更
	請負人は、アーチ形式のコンクリートの打設について、その端面がなるべくアーチと直角になるように打設を進めなければならない。		請負人は、アーチ形式のコンクリートの打設について、その端面がなるべくアーチと直角になるように打設を進めなければならない。	
	<b>19 アーチ形式のコンクリート打設</b>		<b>18 アーチ形式のコンクリート打設</b>	国に準拠・変更
	請負人は、アーチ形式のコンクリートの打設にあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。		請負人は、アーチ形式のコンクリートの打設にあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	
	<b>20 アーチ形式のコンクリート打継目</b>		<b>19 アーチ形式のコンクリート打継目</b>	国に準拠・変更
	請負人は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。 <b>また</b> 、打設幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。		請負人は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。	
			<b>また</b> 、打設幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。	市独自・変更（改行の追加）
	<b>5-4-5 締固め</b>		<b>5-4-5 締固め</b>	
	<b>1 一般事項</b>		<b>1 一般事項</b>	
	請負人は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。 <b>なお</b> 、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。		請負人は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。	
			<b>なお</b> 、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。	市独自・変更（改行の追加）
	<b>2 締固め方法</b>		<b>2 締固め方法</b>	
	請負人は、コンクリートが <b>鉄筋</b> の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打ち込み、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。		請負人は、コンクリートが <b>鋼材</b> の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打ち込み、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	国に準拠・変更
	<b>3 上層下層一体の締固め</b>		<b>3 上層下層一体の締固め</b>	



請負人は、コンクリートを2層以上に分けて打ち込む場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	請負人は、コンクリートを2層以上に分けて打ち込む場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	
	<b>4 狭あい・過密鉄筋箇所における締め固め</b>	国に準拠・追加
	請負人は、狭あい・過密鉄筋箇所における締め固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締め固め方法（使用器具や施工方法）を <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。	国に準拠・追加
<b>5-4-6 沈下ひびわれに対する処置</b>	<b>5-4-6 沈下ひび割れに対する処置</b>	国に準拠・変更
<b>1 沈下ひび割れ対策</b>	<b>1 沈下ひび割れ対策</b>	
請負人は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打ち込まなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	請負人は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打ち込まなければならない。	
	また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	市独自・変更（改行の追加）
<b>2 沈下ひびわれの防止</b>	<b>2 沈下ひび割れの防止</b>	国に準拠・変更
請負人は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	請負人は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	国に準拠・変更
再振動については、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	再振動については、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	
<b>5-4-7 打継目</b>	<b>5-4-7 打継目</b>	
<b>1 一般事項</b>	<b>1 一般事項</b>	
打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、請負人は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、 <b>構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように</b> 、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と <b>協議</b> しなければならない。	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、請負人は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、 <b>構造物の性能を損なわないように</b> 、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と <b>協議</b> しなければならない。	国に準拠・変更
<b>2 打継目を設ける位置</b>	<b>2 打継目を設ける位置</b>	
請負人は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	請負人は、打継目を設ける場合には、 <b>原則として</b> 、せん断力の小さい位置に設け、 <b>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け</b> 、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	国に準拠・変更
<b>3 打継目を設ける場合の注意</b>	<b>3 打継目を設ける場合の注意</b>	
請負人は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	請負人は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって <b>打継目を補強する方法等の対策を講じなければならない</b> 。 また、これらの対策は、 <b>所要の性能を満足することを照査した上で実施しなければならない</b> 。	国に準拠・変更
<b>4 新コンクリートの打継時の注意</b>	<b>4 新コンクリートの打継時の注意</b>	
請負人は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打設前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物等を取り除き吸水させなければならない。	請負人は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打設前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物等を取り除き吸水させなければならない。	
また、請負人は構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを <b>打継</b> がなければならない。	また、請負人は構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを <b>打ち継</b> がなければならない。	市独自・変更（送り仮名の追記）
<b>8 伸縮継目</b>	<b>8 伸縮目地</b>	国に準拠・変更
請負人は、伸縮 <b>継目</b> の <b>目地</b> の材質、厚、間隔については <b>設計図書</b> によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度としなければならない。	請負人は、伸縮 <b>目地</b> の材質、厚、間隔については <b>設計図書</b> によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度としなければならない。	国に準拠・変更
<b>5-4-9 養生</b>	<b>5-4-9 養生</b>	
<b>1 一般事項</b>	<b>1 一般事項</b>	

<p>請負人はコンクリートの打設後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p>	<p>請負人はコンクリートの打設後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<b>その部位に応じた適切な方法により</b>養生しなければならない。</p>	<p>国に準拠・追加</p>																																
<p><b>2 湿潤状態の保持</b></p>	<p><b>2 湿潤状態の保持</b></p>																																	
<p>請負人は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定については、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 1-100 コンクリートの養生期間を標準とする。</p>	<p>請負人は、打設後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 1-100 コンクリートの養生期間を標準とする。  <b>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-100に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</b></p>	<p>国に準拠・追加</p>																																
<p style="text-align: center;">表 1-100 コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p style="text-align: center;">表 1-100 コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																															
15℃以上	5日	7日	3日																															
10℃以上	7日	9日	4日																															
5℃以上	9日	12日	5日																															
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																															
15℃以上	5日	7日	3日																															
10℃以上	7日	9日	4日																															
5℃以上	9日	12日	5日																															
<p><b>第5節 鉄筋工</b></p>	<p><b>第5節 鉄筋工</b></p>																																	
<p>5-5-1 一般事項</p>	<p>5-5-1 一般事項</p>																																	
<p><b>5 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接</b></p>	<p><b>5 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接</b></p>																																	
<p>エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を<b>確認</b>した場合、請負人は、十分清掃した上、コンクリートの打設前に適切な方法で補修しなければならない。</p>	<p>エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を<b>発見</b>した場合、請負人は、十分清掃した上、コンクリートの打設前に適切な方法で補修しなければならない。</p>	<p>国に準拠・変更（国に合わせ「確認」を「発見」に変更）</p>																																
<p>5-5-2 貯蔵</p>	<p>5-5-2 貯蔵</p>																																	
<p>請負人は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。<b>また</b>、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の浸入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。</p>	<p>請負人は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。  <b>また</b>、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の浸入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。</p>	<p>市独自・変更（改行の追加）</p>																																
<p>5-5-3 加工</p>	<p>5-5-3 加工</p>																																	
<p><b>2 鉄筋加工時の温度</b></p>	<p><b>2 鉄筋加工時の温度</b></p>																																	
<p>請負人は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。<b>なお</b>、調査・試験及び確認資料を整え備及び保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p>請負人は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。  <b>なお</b>、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p>市独自・変更・訂正（改行の追加・不要な文字の削除）</p>																																
<p>3 鉄筋の曲げ半径</p>	<p>3 鉄筋の曲げ半径</p>																																	



<p>請負人は、鉄筋の曲げ形状の施工について、<b>設計図書</b>に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会）の規定によらなければならない。</p>	<p>請負人は、鉄筋の曲げ形状の施工について、<b>設計図書</b>に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会）の規定による。<b>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</b></p>	<p>国に準拠・変更</p>
<p>5-5-4 組立て</p>	<p>5-5-4 組立て</p>	
<p>1 一般事項</p>	<p>1 一般事項</p>	
<p>請負人は、鉄筋を組み立てる前にこれを清掃し、浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、<b>ペンキその他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。</b></p>	<p>請負人は、鉄筋を組み立てる前にこれを清掃し、浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、<b>ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。</b></p>	<p>国に準拠・追加（句読点の追記）</p>
<p>2 配筋・組立</p>	<p>2 配筋・組立て</p>	<p>国に準拠・追加（送り仮名の追記）</p>
<p>請負人は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に<b>組み立てなければならない。</b>          なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用すること。<b>請負人は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。</b>また、<b>設計図書</b>に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに<b>従わなければならない。</b></p>	<p>請負人は、<b>配筋・組立てにおいて、次によらなければならない。</b>          (1) 契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に<b>組み立てること。</b>          なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用すること。          (2) 鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上の<b>焼なまし鉄線、又はクリップ等</b>で鉄筋が移動しないように<b>緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残さないこと。</b>  <b>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うこと。</b>          (3) 鉄筋の配筋において、<b>施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認すること。</b></p>	<p>国に準拠・追加</p>
<p>3 鉄筋かぶりの確保</p>	<p>3 鉄筋かぶりの確保</p>	
<p>請負人は、<b>設計図書</b>に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の<b>段階確認時に確認</b>を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。<b>また、</b>請負人は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。<b>なお、</b>これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>請負人は、<b>設計図書</b>に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の<b>段階確認時に確認</b>を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。</p>	<p>市独自・訂正（明朝体のゴシック化）</p>
	<p><b>また、</b>請負人は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</p>	<p>市独自・変更（改行の追加）</p>
	<p><b>なお、</b>これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>市独自・変更（改行の追加）</p>
 <p>図 1-8 鉄筋のかぶり</p>	 <p>図 1-8 鉄筋のかぶり</p>	

5-5-5 継手	5-5-5 継手	
2 重ね継手	2 重ね継手	
請負人は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、 <b>設計図書</b> に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の <b>なまし鉄線</b> で数箇所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「 <b>エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いるコンクリートの設計施工指針【改訂版】</b> 」（土木学会）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	請負人は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、 <b>設計図書</b> に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の <b>焼なまし鉄線</b> で数箇所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「 <b>エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】</b> 」（土木学会）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	市独自・訂正（焼なまし鉄線）（文件名に「鉄筋」を加筆）
3 継手位置の相互ずらし	3 継手位置	国に準拠・削除
請負人は、 <b>設計図書</b> に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。 <b>また</b> 、請負人は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	請負人は、 <b>原則</b> 、継手を同一断面に集めてはならない。	国に準拠・変更
	<b>また</b> 、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。 <b>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認</b> しなければならない。	市独自・変更（改行の追加） 国に準拠・追加
5 継ぎたし鉄筋の保護	5 継ぎし鉄筋の保護	国に準拠・変更
請負人は、将来の <b>継ぎたし</b> のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等を受けないようにこれを保護しなければならない。	請負人は、将来の <b>継ぎし</b> のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。	国に準拠・変更
	8 機械式鉄筋継手	国に準拠・追加
	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」に基づき実施するものとする。請負人は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しについて監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。 また、機械式鉄筋継手工法については、次の各号の規定によるものとする。 ① 使用する工法に応じた施工要領を <b>施工計画書</b> に記載し、施工を行わなければならない。 ② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を <b>施工計画書</b> に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って <b>確認</b> を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	国に準拠・追加
	(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と <b>協議</b> し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に <b>確認</b> した上で適用すること。	国に準拠・追加
5-5-6 ガス圧接	5-5-6 ガス圧接	
1 圧接工の資格	1 圧接工の資格	
圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。 <b>また</b> 、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、請負人は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。 また、圧接工の技量の <b>確認</b> に関して、監督員又は検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに <b>提示</b> しなければならない。	圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。	

		<p>また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、請負人は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>また、圧接工の技量の<b>確認</b>に関して、監督員又は検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>	市独自・変更（改行の追加）
4	圧接面の清掃	4	圧接面の清掃
	<p>請負人は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p>	<p>請負人は、圧接しようとする鉄筋の両端部について、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダーで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p>	国に準拠・追加
5	圧接面のすき間	5	圧接面のすきま
	<p>請負人は、突き合わせた圧接面について、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下としなければならない。</p>	<p>請負人は、突き合わせた圧接面について、なるべく平面とし周辺のすきまは2mm以下としなければならない。</p>	国に準拠・変更
6	悪天候時の作業禁止	6	悪天候時の作業禁止
	<p>請負人は、降雪雨又は強風等のときは、作業をしてはならない。ただし、作業が可能ないように、<b>遮蔽</b>した場合は作業を行うことができる。</p>	<p>請負人は、降雪雨又は強風等のときは、作業をしてはならない。ただし、作業が可能ないように、<b>防風対策</b>を施して<b>適切な作業</b>ができることが<b>確認</b>された場合は作業を行うことができる。</p>	国に準拠・追加 市独自・変更（ここでの「確認」は明朝体）
	<b>第6節 型枠・支保</b>		<b>第6節 型枠・支保</b>
	5-6-3 組立て		5-6-3 組立て
	1 一般事項		1 一般事項
	<p>請負人は、型枠の締付けについて、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。</p>	<p>請負人は、型枠の締付けについて、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	
		<p>なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。</p>	市独自・変更（改行の追加）
	<b>第7節 暑中コンクリート</b>		<b>第7節 暑中コンクリート</b>
	5-7-1 一般事項		5-7-1 一般事項
	1 一般事項		1 一般事項
	<p>本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第4節 運搬・打設の規定による。</p>	<p>本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p>	
		<p>なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第4節 運搬・打設の規定による。</p>	市独自・変更（改行の追加）
	<b>第8節 マスコンクリート</b>		<b>第8節 マスコンクリート</b>
	5-8-2 施工		5-8-2 施工
	5 型枠による対策		5 型枠による対策
	<p>請負人は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	<p>請負人は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、<b>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</b>型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	国に準拠・加筆

	<b>第9節 水中コンクリート</b>		<b>第9節 水中コンクリート</b>	
	5-9-1 一般事項		5-9-1 一般事項	
	本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 <b>なお</b> 、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第4節 運搬・打設及び第6節 型枠・支保の規定による。		本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
			<b>なお</b> 、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第4節 運搬・打設及び第6節 型枠・支保の規定による。	市独自・変更（改行の追加）
	5-9-2 施工		5-9-2 施工	
	2 水中落下の防止		2 水中落下の防止	
	請負人は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう <b>な工夫</b> をしなければならない。		請負人は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう <b>に</b> しなければならない。	国に準拠・変更
	3 水中コンクリート打設時の注意		3 水中コンクリート打設時の注意	
	請負人は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打ち込まなければならない。 <b>なお</b> 、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイトランスを完全に除かなければ次のコンクリートを打ち込んではいならない。		請負人は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打ち込まなければならない。	
			<b>なお</b> 、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイトランスを完全に除かなければ次のコンクリートを打ち込んではいならない。	市独自・変更（改行の追加）
	5 水の流動防止		5 水の流動防止	
	請負人は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。 <b>なお</b> 、 <b>設計図書</b> に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。		請負人は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。	
			<b>なお</b> 、 <b>設計図書</b> に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	市独自・変更（改行の追加）
	<b>第10節 水中不分離性コンクリート</b>		<b>第10節 水中不分離性コンクリート</b>	
	5-10-1 一般事項		5-10-1 一般事項	
	本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 <b>なお</b> 、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第5節 鉄筋工及び第6節 型枠・支保及び第5編2-9-2 コンクリートミキサ船の規定による。		本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
			<b>なお</b> 、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第5節 鉄筋工及び第6節 型枠・支保並びに第5編2-9-2 コンクリートミキサ船の規定による。	市独自・訂正・変更（改行の追加）（「及び」を「並びに」に）
	5-10-2 材料の貯蔵		5-10-2 材料の貯蔵	
	2 混和材料の貯蔵		2 混和材料の貯蔵	
	請負人は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器 <b>又は</b> 防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。		請負人は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器 <b>や</b> 防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	市独自・変更（「又は」の後ろに「等」があるので「や」に変更）
	5-10-3 コンクリートの製造		5-10-3 コンクリートの製造	
	2 計量装置		2 計量装置	
	請負人は、計量装置 <b>については</b> 、次によらなければならない。		請負人は、計量装置 <b>について</b> 、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
	(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の <b>計量誤差</b> 内で計量 <b>できるものとする</b> 。 <b>なお</b> 、各材料の計量方法及び計量装置について、 <b>施工計画書</b> に記載すること。		(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の <b>計量値の許容差</b> 内で計量 <b>すること</b> 。	国に準拠・変更 市独自・変更（文末）
			<b>なお</b> 、各材料の計量方法及び計量装置について、 <b>施工計画書</b> に記載すること。	市独自・変更（改行の追加）
	(2) 材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行うこと。 <b>なお</b> 、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> すること。		(2) 材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行うこと。	
			<b>なお</b> 、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> すること。	市独自・変更（改行の追加）

<p><b>3 材料の計量</b></p> <p>請負人は、材料の計量については、次によらなければならない。</p>	<p><b>3 材料の計量</b></p> <p>請負人は、材料の計量について、次によらなければならない。</p>	<p>市独自・変更（ついて）</p>																												
<p>(1) 各材料を1バッチ分ずつ質量計量すること。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。</p>	<p>(1) 各材料を1バッチ分ずつ質量計量すること。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。</p>	<p>市独自・変更（文末）</p>																												
<p>(2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、表 1-101の値以下とするものとする。</p>	<p>(2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、表 1-101の値以下とすること。</p>	<p>国に準拠・変更 市独自・変更（文末）</p>																												
<p>表 1-101 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリー</p> <table border="1" data-bbox="389 368 837 663"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2<sup>(注)</sup></td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 <sup>(注)</sup>	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	<p>表 1-101 計量値の許容差（水中不分離性コンクリー</p> <table border="1" data-bbox="1346 368 1771 663"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2<sup>(注)</sup></td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 <sup>(注)</sup>	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	<p>国に準拠・変更</p>
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2 <sup>(注)</sup>																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2 <sup>(注)</sup>																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
<p><b>4 練混ぜ</b></p>	<p><b>4 練混ぜ</b></p>	<p>市独自・変更（ついて）</p>																												
<p>請負人は、練混ぜについては、次によらなければならない。</p>	<p>請負人は、練混ぜについて、次によらなければならない。</p>	<p>市独自・変更（ついて）</p>																												
<p>(2) 強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜること。</p>	<p>(2) 強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜること。</p>	<p>国に準拠・追加</p>																												
<p>ア 混和剤の添加方法・時期</p>	<p>なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督員と協議すること。</p> <p>① 混和剤の添加方法・時期</p>	<p>市独自・変更（改行の追加）</p>																												
<p>イ アジテータトラック1車輛の運搬量</p>	<p>② アジテータトラック1車輛の運搬量</p>	<p>市独自・訂正（見出し符号）</p>																												
<p>ウ コンクリート品質の試験確認</p>	<p>③ コンクリート品質の試験確認</p>	<p>市独自・訂正（見出し符号）</p>																												
<p>(5) 練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させること。</p>	<p>(5) 練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させること。</p>	<p>国に準拠・追加</p>																												
<p><b>5 ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</b></p>	<p><b>5 ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</b></p>	<p>国に準拠・追加</p>																												
<p>請負人は、ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理については、次によらなければならない。</p>	<p>請負人は、ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理について、次によらなければならない。</p>	<p>国に準拠・追加</p>																												
<p>(1) ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄すること。</p>	<p>(1) ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄すること。</p>	<p>国に準拠・追加</p>																												
<p><b>5-10-4 運搬打設</b></p>	<p><b>5-10-4 運搬打設</b></p>	<p></p>																												
<p><b>1 準備</b></p>	<p><b>1 準備</b></p>	<p></p>																												
<p>請負人は、準備については、次によらなければならない。</p>	<p>請負人は、準備について、次によらなければならない。</p>	<p>市独自・変更（ついて）</p>																												
<p>(2) 打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めること。</p>	<p>(2) 打ち込まれたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めること。</p>	<p>市独自・変更（打ち込まれた）</p>																												
<p><b>3 打設</b></p>	<p><b>3 打設</b></p>	<p></p>																												
<p>請負人は、打設については、次によらなければならない。</p>	<p>請負人は、打設について、次によらなければならない。</p>	<p>市独自・変更（ついて）</p>																												



	(6) コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込むこと。		(6) コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込むこと。 <b>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態で打ち込む場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議すること。</b>	国に準拠・追加
4	打継ぎ	4	打継ぎ	
	請負人は、打継ぎについては、次によらなければならない。		請負人は、打継ぎについて、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
	第11節 プレパックドコンクリート		第11節 プレパックドコンクリート	
	5-11-1 一般事項		5-11-1 一般事項	
	本節は、 <b>プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</b> なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第4節 運搬・打設、第5節 鉄筋工、第6節 型枠・支保及び第5編2-9-2 コンクリートミキサー船の規定による。		本節は、 <b>プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</b>	市独自・訂正（ゴシック体を明朝体に）
			なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節 レディーミクストコンクリート、第4節 運搬・打設、第5節 鉄筋工、第6節 型枠・支保及び第5編 港湾編の規定による。	市独自・訂正・変更（ゴシック体を明朝体に）（改行の追加）
	5-11-2 施工機器		5-11-2 施工機器	
	1 施工機械		1 施工機械	
	請負人は、施工機械については、次によらなければならない。		請負人は、施工機械について、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
	(1) 5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用すること。		(1) 5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタル <b>ミキサー</b> を使用すること。	国に準拠・追加
	3 注入管		3 注入管	
	請負人は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。 <b>なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下としなければならない。</b>		請負人は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。	
			<b>なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下としなければならない。</b>	市独自・変更（改行の追加）
	5-11-3 施工		5-11-3 施工	
	1 型枠		1 型枠	
	請負人は、型枠については、次によらなければならない。		請負人は、型枠について、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
	3 粗骨材の投入		3 粗骨材の投入	
	請負人は、粗骨材の投入については、次によらなければならない。		請負人は、粗骨材の投入について、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
	4 注入管の配置		4 注入管の配置	
	請負人は、注入管の配置については、次によらなければならない。		請負人は、注入管の配置について、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
	(1) 鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置すること。 <b>なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</b>		(1) 鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置すること。	
			<b>なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</b>	市独自・変更（改行の追加）
	(2) 水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置すること。 <b>また、水平注入管には、逆流防止装置を備えること。</b>		(2) 水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置すること。	
			<b>また、水平注入管には、逆流防止装置を備えること。</b>	市独自・変更（改行の追加）
	5 練混ぜ		5 練混ぜ	
	請負人は、練混ぜについては、次によらなければならない。		請負人は、練混ぜについて、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）

(1) 練混ぜをモルタル <b>ミキサ</b> で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜること。	(1) 練混ぜをモルタル <b>ミキサー</b> で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜること。	国に準拠・追加
(2) 練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をすること。	(2) 練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をすること。	
(3) モルタル <b>ミキサ</b> 1バッチの練混ぜを、 <b>ミキサ</b> の定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜること。	(3) モルタル <b>ミキサー</b> 1バッチの練混ぜを、 <b>ミキサー</b> の定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜること。	国に準拠・追加
6 注入	6 注入	
請負人は、注入については、次によらなければならない。	請負人は、注入について、次によらなければならない。	市独自・変更（ついて）
(1) 管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入すること。	(1) 管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入すること。	
(2) 規定の高さまで継続して、モルタル注入を行うこと。 <b>なお</b> 、やむを得ず注入を中断し、 <b>設計図書</b> 又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の <b>承諾</b> を得ること。	(2) 規定の高さまで継続して、モルタル注入を行うこと。	
	<b>なお</b> 、やむを得ず注入を中断し、 <b>設計図書</b> 又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の <b>承諾</b> を得ること。	市独自・変更（改行の追加）



### 令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備 考
第2編 道路編	第2編 道路編	
第1章 道路改良	第1章 道路改良	
第1節 適用	第1節 適用	
1 適用 工種 本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、 <b>落石防止工</b> 、遮音壁工、構造物撤去工及び仮設工その他これらに類する工種について適用する。	1 適用 工種 本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石防止工、遮音壁工、構造物撤去工及び仮設工その他これらに類する工種について適用する。	国に準拠・追加
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 <b>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</b>	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 <b>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</b>	
国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	<b>日本道路協会</b> 道路土工構造物技術基準・同解説	
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	
日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工要綱	
日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針	
日本道路協会 道路土工盛土工指針（平成22年4月）	日本道路協会 道路土工盛土工指針	
日本道路協会 道路土工擁壁工指針（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工擁壁工指針	
日本道路協会 道路土工カルバート工指針（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工カルバート工指針	
日本道路協会 道路土工仮設構造物指針（平成11年3月）	日本道路協会 道路土工仮設構造物指針	
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻	
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	
日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	日本道路協会 落石対策便覧	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	
土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	
第4節 地盤改良工	第4節 地盤改良工	
1-4-1 一般事項	1-4-1 一般事項	
本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工及び固結工その他これらに類する工種について定める。	本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
第5節 法面工	第5節 法面工	
1-5-1 一般事項	1-5-1 一般事項	

	1 適用工種		1 適用工種	
	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工及びかご工その他これらに類する工種について定める。		本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
	第7節 擁壁工		第7節 擁壁工	
	1-7-1 一般事項		1-7-1 一般事項	
	2 適用規定		2 適用規定	
	請負人は、擁壁工の施工については、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10施工一般」（日本道路協会）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書 4.3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、擁壁工については、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10施工一般」（日本道路協会）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書 3.2.2施工上の注意事項」（全日本建設技術協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	マニュアルに沿って修正、基準書の番号誤り
	第9節 カルバート工		第9節 カルバート工	
	1-9-1 一般事項		1-9-1 一般事項	
	3 カルバート		3 カルバート	
	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート、パイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管））及びプレストレストコンクリート管（PC管）をいう。		本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート、パイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管））、プレストレストコンクリート管（PC管）をいう。	統一 「及び」⇒「、」
	1-9-2 材料		1-9-2 材料	
	請負人は、プレキャストカルバート工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針 4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、プレキャストカルバート工に使用する材料は、設計図書によるが記載がない場合、「道路土工－カルバート工指針 4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	統一 「記載なき」 ⇒「記載がない」
	1-9-8 防水工		1-9-8 防水工	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。		請負人は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	国に準拠・追加
	2 破損防止		2 破損防止	
	請負人は、防水保護工の施工について、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。		請負人は、防水保護工について、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	市独自・修正
	第10節 排水構造物工（小型水路工）		第10節 排水構造物工（小型水路工）	
	1-10-1 一般事項		1-10-1 一般事項	
	1 適用工種		1 適用工種	
	本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工及び排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。		本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
	3 地表水・地下水の排出		3 地表水・地下水の排出	
	請負人は、排水構造物工（小型水路工）については、降雨によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。		請負人は、排水構造物工（小型水路工）については、降雨によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。	積雪地域でないため、『融雪』を除いている
	1-10-3 側溝工		1-10-3 側溝工	
	2 継目部の施工		2 継目部の施工	
	請負人は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム及び自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。		請負人は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
	1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）		1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）	
	2 U型側溝の縦目地の施工		2 U型側溝の縦目地の施工	
	請負人は、U型側溝の縦目地の施工は、付着及び水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。		請負人は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」

第11節 落石防止工		第11節 落石防止工	
1-11-5 落石防護柵工		1-11-5 落石防護柵工	
2 ケーブル金網式の設置		2 ケーブル金網式の設置	
請負人は、ケーブル金網式の設置については、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。		請負人は、 <b>ワイヤロープ及び金網</b> の設置については、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	国に準拠・追加
3 H鋼式の緩衝材設置		3 H鋼式の緩衝材設置	
請負人は、H鋼式の緩衝材設置については、設計図書に基づき設置しなければならない。		請負人は、H鋼式の緩衝材設置については、設計図書に基づき設置しなければならない。	国に準拠・追加
第12節 遮音壁工		第12節 遮音壁工	
1-12-1 一般事項		1-12-1 一般事項	
1 適用工種		1 適用工種	
本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工及び遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。		本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
1-12-5 遮音壁本体工		1-12-5 遮音壁本体工	
2 遮音壁付属物の施工		2 遮音壁付属物の施工	
請負人は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止柵、下段パネル及び外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。		請負人は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止柵、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
第2章 舗装		第2章 舗装	
第1節 適用		第1節 適用	
1 適用工種		1 適用工種	
本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工及びその他これらに類する工種について適用する。		本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	統一 「及び」⇒「、」
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない	
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	
日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）		日本道路協会 道路土工要綱	
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	
日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）		日本道路協会 舗装再生便覧	
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	
日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）		日本道路協会 道路反射鏡設置指針	
国土交通省 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）		<b>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</b>	
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	
日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	国に準拠・追加

日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)	日本道路協会 道路橋床版防水便覧	年版表記の廃止
建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)	建設省 道路附属物の基礎について	
日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)	日本道路協会 アスファルト混合所便覧	
日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧	
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	
日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計施工指針	
日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧	
	日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック	
	日本道路協会 舗装種別選定の手引き	
土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月)	土木学会 舗装標準示方書	
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月)	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	
第3節 地盤改良工	第3節 地盤改良工	
2-3-1 一般事項	2-3-1 一般事項	
本節は、地盤改良工として、路床安定処理工及び置換工その他これらに類する工種について定める。	本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
第4節 舗装工	第4節 舗装工	
2-4-1 一般事項	2-4-1 一般事項	
3 異常時の処置	3 異常時の処置	
請負人は、路盤の施工については、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	請負人は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	国に準拠・追加
4 浮石、有害物の除去	4 浮石、有害物の除去	
請負人は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石及びその他の有害物を除去しなければならない。	請負人は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
第5節 排水構造物工(路面排水工)	第5節 排水構造物工(路面排水工)	
2-5-1 一般事項	2-5-1 一般事項	
1 適用工種	1 適用工種	
本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工(床掘り、埋戻し)、側溝工、管渠工、集水樹工(街渠樹工)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)及び排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工(床掘り、埋戻し)、側溝工、管渠工、集水樹工(街渠樹工)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
2 適用規定	2 適用規定	
請負人は、排水構造物工(路面排水工)については、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会)、第2編2-5-3 側溝工及び第2編2-5-5 集水樹工(街渠樹工)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、排水構造物工(路面排水工)については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定(日本道路協会)、第2編2-5-3 側溝工及び第2編2-5-5 集水樹工(街渠樹工)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	「」削除
2-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)	2-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)	
作業土工については、第1編3-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	作業土工については、第1編3-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
2-5-3 側溝工	2-5-3 側溝工	
1 一般事項	1 一般事項	

請負人は、L型側溝、LO型側溝及びプレキャストU型側溝の設置については、設計図書に示す勾配で下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	請負人は、L型側溝、LO型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書に示す勾配で下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
2 接合部の施工	2 接合部の施工	
請負人は、L型側溝、LO型側溝及びプレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。	請負人は、L型側溝、LO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
第6節 縁石工	第6節 縁石工	
2-6-1 一般事項	2-6-1 一般事項	
1 適用工種	1 適用工種	
本節は、縁石工として作業土工及び縁石工その他これらに類する工種について定める。	本節は、縁石工として作業土工（床掘り・埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。	国に準拠・追加
第7節 踏掛版工	第7節 踏掛版工	
2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	
作業土工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	作業土工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
2-7-4 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	
1 適用規定（1）	1 適用規定（1）	
床掘り・埋戻しを行う場合は、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	作業土工（床掘り・埋戻し）を行う場合は、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	国に準拠・追加
2 適用規定（2）	2 適用規定（2）	
踏掛版工について、縦目地及び横目地の設置については、第1編3-6-12 コンクリート舗装工の規定による。	踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第1編3-6-12 コンクリート舗装工の規定による。	国に準拠・追加
3 ラバーシューの設置	3 ラバーシューの設置	
請負人は、ラバーシューの設置について、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。	請負人は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。	国に準拠・追加
4 アンカーボルトの設置	4 アンカーボルトの設置	
請負人は、アンカーボルトの設置について、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。	請負人は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。	国に準拠・追加
第8節 防護柵工	第8節 防護柵工	
2-8-1 一般事項	2-8-1 一般事項	
1 適用工種	1 適用工種	
本節は、防護柵工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工及び防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	本節は、防護柵工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
3 適用規定	3 適用規定	
請負人は、防護柵工について、「防護柵の設置基準・同解説 4-1 施工」（日本道路協会）、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会）及び第1編3-3-8 路側防護柵工、第1編3-3-7 防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、防護柵工について、「防護柵の設置基準・同解説/ポラード の設置便覧 4-1 施工」（日本道路協会）、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会）、第1編3-3-8 路側防護柵工、第1編3-3-7 防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
第9節 標識工	第9節 標識工	
2-9-1 一般事項	2-9-1 一般事項	
1 適用工種	1 適用工種	
本節は、標識工として小型標識工及び大型標識工その他これらに類する工種について定める。	本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」



	<b>3 適用規定</b>		<b>3 適用規定</b>	
	請負人は、標識工については、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」（日本道路協会）、「横浜市道路局道路構造物標準図集」、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会）、第1編3-3-6 小型標識工、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、第1編3-10-5 土留・仮締切工及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、標識工については、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会）、第1編3-3-6 小型標識工、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、第1編3-10-5 土留・仮締切工及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	横浜市道路局道路構造物標準図集は削除 国に準拠・追加
	2-9-2材料		2-9-2材料	
	<b>4 リブの取付</b>		<b>4 リブの取付</b>	
	請負人は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。		請負人は、 <b>標示板</b> には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。 <b>アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格を参考に行うことが望ましい。</b>	国に準拠・追加
	<b>5 下地処理</b>		<b>5 下地処理</b>	
	請負人は、標識板の下地処理については脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。		請負人は、 <b>標示板</b> の下地処理については脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	国に準拠・追加
	<b>6 文字・記号等</b>		<b>6 文字・記号等</b>	
	請負人は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、 <b>標示板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
	2-9-4大型標識工		2-9-4大型標識工	
	請負人は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜及び支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。		請負人は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
	第10節 区画線工		第10節 区画線工	
	2-10-1一般事項		2-10-1一般事項	
<b>3 適用規定</b>	請負人は、区画線工について、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会）及び第1編3-3-9 区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	<b>3 適用規定</b>	請負人は、区画線工について、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」及び第1編3-3-9 区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
	第11節 道路植栽工		第11節 道路植栽工	
	2-11-1一般事項		2-11-1一般事項	
	<b>3 適用規定</b>		<b>3 適用規定</b>	
	請負人は、道路植栽工については、「道路緑化技術基準・同解説 第4章設計・施工」（日本道路協会）、「道路土工要綱」（日本道路協会）及び第2編2-11-3 道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、道路植栽工については、「道路緑化技術基準・同解説 <b>2-3 施工</b> 」（日本道路協会）、「道路土工要綱」（日本道路協会）、第2編2-11-3 道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
	2-11-2材料		2-11-2材料	
	<b>1 客土</b>		<b>1 客土</b>	
	道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草及びささ根等の混入していない現場発生土又は、購入土とするものとする。		道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土又は、購入土とするものとする。	統一 「及び」⇒「、」
	2-11-3道路植栽工		2-11-3道路植栽工	
	<b>6 適用規定</b>		<b>6 適用規定</b>	



<p>請負人は、植え付けについては、次の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意すること。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けること。なお、修復に関しては、請負人の負担で行うこと。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫及び不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けること。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けること。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けること。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植すること。</p> <p>(5) 植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止すること。</p>	<p>請負人は、植え付けについては、次の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意すること。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、請負人の負担で行うこと。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けること。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けること。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けること。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植すること。</p> <p>(5) 植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止すること。</p>	<p>市独自・修正</p>
<p><b>10 添木の設置</b></p>	<p><b>10 添木の設置</b></p>	
<p>請負人は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	<p>請負人は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	<p>国に準拠・追加</p>
<p><b>13 幹巻き</b></p>	<p><b>13 幹巻き</b></p>	
<p>請負人は、幹巻きする場合は、こも又は、わらを使用する場合、わら縄又は、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p>	<p>請負人は、幹巻きする場合は、こも又は、わらを使用する場合、わら縄又は、しゆる縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p>	<p>国に準拠・追加</p>
<p><b>14 支柱の設置</b></p>	<p><b>14 支柱の設置</b></p>	
<p>請負人は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	<p>請負人は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	
<p><b>18 植栽植樹の植替え</b></p>	<p><b>18. 植栽植木の植替え</b></p>	
<p>請負人は、植栽植樹の植替えについては、次の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死又は形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等又は、それ以上の規格のものに請負人の負担において植替えること。</p> <p>(2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。</p> <p>(3) 枯死又は、形姿不良の判定は、発注者と請負人が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議すること。</p> <p>(4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱及び暴動等の天災により流失、折損及び倒木した場合にはこの限りではない。</p>	<p>請負人は、植栽植樹の植替えについては、次の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不足となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、又はそれ以上の規格のものに請負人の負担において植替えること。</p> <p>(2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。</p> <p>(3) 枯死又は形姿不良の判定は、発注者と請負人が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議すること。</p> <p>(4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。</p>	<p>国に準拠・追加</p>
<p style="background-color: yellow;"> </p>	<p style="background-color: yellow;"> </p>	<p style="background-color: yellow;"> </p>
<p>第12節 道路付属施設工</p>	<p>第12節 道路付属施設工</p>	
<p>2-12-1一般事項</p>	<p>2-12-1一般事項</p>	
<p><b>1 適用工種</b></p>	<p><b>1 適用工種</b></p>	
<p>本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工及び照明工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>統一 「及び」⇒「、」</p>
<p><b>3 適用規定</b></p>	<p><b>3 適用規定</b></p>	
<p>請負人は、道路付属施設工について、「視線誘導標設置基準・同解説 第5章施工」(日本道路協会)、「道路照明施設設置基準・同解説 第7章設計及び施工」(日本道路協会)、「道路土工要綱」(日本道路協会)、「道路反射鏡設置指針 第2章設置計画、第5章施工」(日本道路協会)、第1編3-3-10 道路付属物工、本編2-12-3 境界工、2-12-5 ケーブル配管工及び2-12-6 照明工<b>照明工</b>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>請負人は、道路付属施設工について、「視線誘導標設置基準・同解説 第5章施工」(日本道路協会)、「道路照明施設設置基準・同解説 第7章設計及び施工」(日本道路協会)、「道路土工要綱」(日本道路協会)、「道路反射鏡設置指針 第2章 設置計画、第5章 施工」(日本道路協会)、第1編3-3-10道路付属物工、第2編2-12-3側溝工、第2編2-5-5集水桝(街渠桝工)・マンホール工、第2編2-12-3境界工、第2編2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国に準拠・追加</p>

	2-12-3境界工		2-12-3境界工	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、境界杭及び境界鉋については、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。		請負人は、境界杭及び境界鉋の施工については、原則として、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字（界）が内側（官地側）になるようにしなければならない。	国に準拠・追加
	2 不動処置		2 不動処置	
	請負人は、境界杭及び境界鉋については、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。		請負人は、境界杭及び境界鉋の施工については、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。	国に準拠・追加
	第3章 橋梁下部		第3章 橋梁下部	
	第1節適用		第1節適用	
	1 適用工種		1 適用工種	
	本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工及び仮設工その他これらに類する工種について適用する。		本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	統一 「及び」⇒「、」
	4 コンクリート構造物非破壊試験		4 コンクリート構造物非破壊試験	
	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、次による。 （1）請負人は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 （2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。 （3）本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。		コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、次による。 （1）請負者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 （2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）（国土交通省）」に従い行わなければならない。 （3）本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	国に準拠・追加
	5 強度測定		5 強度測定	
	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次による。 （1）請負人は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 （2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。 （3）請負人は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。		コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次による。 （1）請負人は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 （2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省）に従い行わなければならない。 （3）請負人は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	国に準拠・追加
	第2節適用すべき諸基準		第2節適用すべき諸基準	
	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより 難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより 難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	

<p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）  日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）  日本道路協会 道路橋支便覧（平成16年4月）  日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）  日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）  日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）  日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）  日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）  日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）  日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）  日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）  日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）  日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）  日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）  日本道路協会 鋼道路橋施工便覧  日本道路協会 道路橋支便覧  日本道路協会 鋼道路橋防食便覧  日本道路協会 道路橋補修便覧  日本道路協会 杭基礎施工便覧  日本道路協会 杭基礎設計便覧  日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧  日本道路協会 道路土工要綱  日本道路協会 道路土工－擁壁工指針  日本道路協会 道路土工－カルバート工指針  日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針  日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－  日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</p>	<p>国に準拠・追加 年表表記の廃止</p>
第3節工場製作工	第3節工場製作工	
3-3-1一般事項	3-3-1一般事項	
1 適用工種	1 適用工種	
<p>本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	統一 「及び」⇒「、」
第6節橋台工	第6節橋台工	
3-6-1一般事項	3-6-1一般事項	
<p>本節は、橋台工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工及びその他これらに類する工種について定める。</p>	<p>本節は、橋台工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。</p>	統一 「及び」⇒「、」
3-6-8橋台躯体工	3-6-8 橋台躯体工	
3 防錆処置	3 防錆処置	
<p>請負人は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>請負人は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、<b>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。</b>なお、<b>施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</b></p>	国に準拠・追加
4 適用規定	4 適用規定	
<p>請負人は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>請負人は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	国に準拠・追加
5 塩害対策	5 塩害対策	
<p>請負人は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>請負人は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p>	
6 モルタル仕上げ	6 モルタル仕上げ	
<p>請負人は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>請負人は、<b>支承部等</b>を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	国に準拠・追加
第8節鋼製橋脚工	第8節鋼製橋脚工	

	3-8-1一般事項		3-8-1一般事項	
	<b>1 適用工種</b>		<b>1 適用工種</b>	
	本節は、鋼製橋脚工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工及び地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。		本節は、鋼製橋脚工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
	3-8-9橋脚フーチング工		3-8-9橋脚フーチング工	
	<b>4 適用規定</b>		<b>4 適用規定</b>	
	請負人は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 IV架設編第3章架設工法」（日本道路協会）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。		請負人は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	国に準拠・追加
	<b>6 フーチングの箱抜き施工</b>		<b>6 フーチングの箱抜き施工</b>	
	請負人は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
	3-8-10橋脚架設工		3-8-10橋脚架設工	
	<b>1 適用規定</b>		<b>1 適用規定</b>	
	請負人は、橋脚架設工については、第1編3-13-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、橋脚架設工については、第1編3-13-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会）、 <b>鋼構造架設施工指針 第5章部材の組立（日本土木学会）</b> の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
	<b>2 仮締めボルト</b>		<b>2 仮締めボルト</b>	削除
	請負人は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所 <sup>1</sup> の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。			削除
	第9節 護岸基礎工		第9節 護岸基礎工	
	3-9-1 一般事項		3-9-1 一般事項	
	<b>1 適用工種</b>		<b>1 適用工種</b>	
	本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工及び土台基礎工その他これらに類する工種について定める。		本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
	第10節 矢板護岸工		第10節 矢板護岸工	
	3-10-1 一般事項		3-10-1 一般事項	
	<b>1 適用工種</b>		<b>1 適用工種</b>	
	本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工及び矢板工その他これらに類する工種について定める。		本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	統一 「及び」⇒「、」
	第11節 法覆護岸工		第11節 法覆護岸工	
	3-11-2 コンクリートブロック工		3-11-2 コンクリートブロック工	
	コンクリートブロック工については、第1編3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。		コンクリートブロック工については、第1編3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。	
	3-11-3 護岸付属物工		3-11-3 護岸付属物工	
	<b>1 適用規定（1）</b>		<b>1 適用規定（1）</b>	
	横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート及び平張コンクリートの施工については、第1編第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。		横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	統一 「及び」⇒「、」

	2 適用規定 (2)		2 適用規定 (2)	
	小口止矢板の施工については、第1編3-3-4 矢板工の規定による。		小口止矢板の施工については、第1編3-3-4 矢板工の規定による。	
	3 施工上の注意		3 施工上の注意	
	請負人は、プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート及びプレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。		請負人は、プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	統一 「及び」⇒「、」
	第4章 鋼橋上部		第4章 鋼橋上部	
	第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	
	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	
	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	
	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)		日本道路協会 道路橋支承便覧	
	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	
	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	
	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	国に準拠・追加 年版表記の廃止
	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)			
	日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)		日本道路協会 道路橋床版防水便覧	
	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧	
			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	
			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	
			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧	
	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	
	第3節 工場製作工		第3節 工場製作工	
	4-3-1 一般事項		4-3-1 一般事項	
	2 施工計画書		2 施工計画書	
	請負人は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。		請負人は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。	または⇒又は
	4 使用材料のキズ、ひずみ等		4 使用材料のキズ、ひずみ等	
	請負人は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用について、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。		請負人は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用について、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ又は著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	または⇒又は 国に準拠し修正



第5節 鋼橋架設工		第5節 鋼橋架設工	
4-5-10 支承工		4-5-10 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
第8節 橋梁付属物工		第8節 橋梁付属物工	
4-8-6 橋梁用防護柵工		4-8-6 橋梁用防護柵工	
請負人は、橋梁用防護柵工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。		(1) 請負人は、橋梁用防護柵工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 (2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される次のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	国に準拠・追加
4-8-9 銘板工（橋名板及び橋歴板）		4-8-9 銘板工（橋名板及び橋歴板）	
銘板工は、第1編3-3-25 銘板工（橋名板及び橋歴板）の規定による。		銘板工については、第1編3-3-25 銘板工（橋名板及び橋歴板）の規定による。	国に準拠・追加
第5章 コンクリート橋上部		第5章 コンクリート橋上部	
第1節 適用		第1節 適用	
4 コンクリート構造物非破壊試験		4 コンクリート構造物非破壊試験	
コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、次による。 (1) 請負人は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。		請負人は、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、次によるものとする。 (1) 設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）（国土交通省）」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	書式統一
5 強度測定		5 強度測定	
コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次によるものとする。 (1) 請負人は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。 (3) 請負人は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。		請負人は、コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次によるものとする。 (1) 設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省）」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	書式統一
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）	



日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編)	
日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)		日本道路協会 道路橋支承便覧	
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	
日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧	
日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	国に準拠・追加 年版表記の廃止
		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧	
		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説	
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	
建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案) (平成7年12月)		建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案)	
国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)		国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針	
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー	
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	
第3節 工場製作工		第3節 工場製作工	
5-3-1 一般事項		5-3-1 一般事項	
2 施工計画書		2 施工計画書	
請負人は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができる。		請負人は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができる。	統一 「または」⇒「又は」
第5節 PC橋工		第5節 PC橋工	
5-5-1 一般事項		5-5-1 一般事項	
4 定着具及び接続具の使用		4 定着具及び接続具の使用	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。		請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	統一 「または」⇒「又は」
5 PC鋼材両端のねじの使用		5 PC鋼材両端のねじの使用	
請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠・追加
5-5-6 支承工		5-5-6 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
第6節 プレビーム桁橋工		第6節 プレビーム桁橋工	
5-6-1 一般事項		5-6-1 一般事項	
6 定着具及び接続具の使用		6 定着具及び接続具の使用	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。		請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	統一 「または」⇒「又は」
7 PC鋼材両端のねじの使用		7 PC鋼材両端のねじの使用	
請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠・追加

5-6-2 プレベーム桁製作工（現場）	5-6-2 プレベーム桁製作工（現場）	
1 プレフレクション（応力導入）の施工	1 プレフレクション（応力導入）の施工	
請負人は、プレフレクション（応力導入）の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）鋼桁のプレフレクションについては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにすること。 （2）鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うこと。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表 2-2 荷重及びたわみ量の規格値表 2-2 の値とする。 （3）プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施すること。	請負人は、プレフレクション（応力導入）の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）鋼桁のプレフレクションに <b>あたっては</b> 、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにすること。 （2）鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うこと。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、 <b>表 2-2 の値とすること</b> 。 （3）プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施すること。	国に準拠・追加
2 リリース（応力解放）の施工	2 リリース（応力解放）の施工	
請負人は、リリース（応力解放）の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認すること。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うこと。 （2）リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、請負人は、その養生方法等を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保すること。 （3）リリース時導入応力の管理は、プレベーム桁のたわみ量により行うこと。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理すること。	請負人は、リリース（応力解放）の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）リリースを行うときの下フランジコンクリートは、 <b>リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認すること</b> 。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うこと。 （2）リリース時のコンクリートの <b>材令</b> は、5日以上とする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、その養生方法等を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保すること。 （3）リリース時導入応力の管理は、プレベーム桁のたわみ量により行うこと。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理すること。	国に準拠・追加
5-6-3 支承工	5-6-3 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 <b>第6章</b> 支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
5-6-7 局部（部分）プレストレス工	5-6-7 局部（部分）プレストレス工	
請負人は、部分プレストレスの施工については、次の規定によらなければならない。 （1）ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督員の指示によること。 （2）ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用すること。また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。	請負人は、部分プレストレスの施工については、次の規定によらなければならない。 （1）ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書 <b>によるが</b> 、施工時期が設計と異なる場合は、監督員の指示によること。 （2）ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用すること。また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工すること。	市独自・修正
5-6-9 落橋防止装置工	5-6-9 落橋防止装置工	
請負人は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	<b>落橋防止装置工の施工については、第1編3-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</b>	国に準拠・追加
第7節 PCホロースラブ橋工	第7節 PCホロースラブ橋工	
5-7-1 一般事項	5-7-1 一般事項	
6 定着具及び接続具の使用	6 定着具及び接続具の使用	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着 <b>又は</b> 接続されたPC鋼材がJIS <b>又は</b> 設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	統一 「または」⇒「又は」
7 PC鋼材両端のねじの使用	7 PC鋼材両端のねじの使用	
請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、 <b>JIS B 0205-1~4</b> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠・追加
5-7-3 支承工	5-7-3 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 <b>第6章</b> 支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・追加
5-7-4 PCホロースラブ製作工	5-7-4 PCホロースラブ製作工	
円筒型枠の施工については、第1編3-3-15 PCホロースラブ製作工の規定による。	<b>PCホロースラブ製作工</b> については、第1編3-3-15 PCホロースラブ製作工の規定による。	国に準拠・追加

5-7-5 落橋防止装置工	5-7-5 落橋防止装置工	
請負人は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	落橋防止装置工の施工については、第1編3-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	国に準拠・追加
第8節 R Cホロースラブ橋工	第8節 R Cホロースラブ橋工	
5-8-1 一般事項	5-8-1 一般事項	
	<b>5 シースの施工</b>	
	請負人は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
	<b>6 定着具及び接続具の使用</b>	
	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	国に準拠・追加
	<b>7 PC鋼材両端のねじの使用</b>	
	請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
5-8-3 支承工	5-8-3 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠し修正
5-8-5 落橋防止装置工	5-8-5 落橋防止装置工	
請負人は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	落橋防止装置工の施工については、第1編3-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	国に準拠し修正
第9節 P C版桁橋工	第9節 P C版桁橋工	
5-9-1 一般事項	5-9-1 一般事項	
<b>4 定着具及び接続具の使用</b>	<b>4 定着具及び接続具の使用</b>	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJ I Sまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたP C鋼材がJ I S又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	または⇒又は
<b>5 PC鋼材両端のねじの使用</b>	<b>5 PC鋼材両端のねじの使用</b>	
請負人は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	請負人は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠し修正
第10節 P C箱桁橋工	第10節 P C箱桁橋工	
5-10-1 一般事項	5-10-1 一般事項	
<b>6 定着具及び接続具の使用</b>	<b>6 定着具及び接続具の使用</b>	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJ I Sまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたP C鋼材がJ I S又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	または⇒又は
<b>7 PC鋼材両端のねじの使用</b>	<b>7 PC鋼材両端のねじの使用</b>	
請負人は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	請負人は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠し修正
5-10-3 支承工	5-10-3 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠し修正
5-10-5 落橋防止装置工	5-10-5 落橋防止装置工	
請負人は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	落橋防止装置工の施工については、第1編3-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	国に準拠し修正
第11節 P C片持箱桁橋工	第11節 P C片持箱桁橋工	

5-11-1 一般事項	5-11-1 一般事項	
6 定着具及び接続具の使用	6 定着具及び接続具の使用	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	または⇒又は
7 PC鋼材両端のねじの使用	7 PC鋼材両端のねじの使用	
請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠
5-11-2 PC片持箱桁製作工	5-11-2 PC片持箱桁製作工	
3 適用規定(3)	3 適用規定(3)	
請負人は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「プレレストレストコンクリート工法設計施工指針 6章施工」（土木学会）の規定により施工しなければならない。	請負人は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「プレレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」（土木学会）の規定により施工しなければならない。	「第」が抜けている
4 適用規定(4)	4 適用規定(4)	
横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第1編3-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第1編3-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。	『等』が抜けている
5-11-3 支承工	5-11-3 支承工	
請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠
第12節 PC押し箱桁橋工	第12節 PC押し箱桁橋工	
5-12-1 一般事項	5-12-1 一般事項	
6 定着具及び接続具の使用	6 定着具及び接続具の使用	
請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	または⇒又はに修正
7 PC鋼材両端のねじの使用	7 PC鋼材両端のねじの使用	
請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠
5-12-2 PC押し箱桁製作工	5-12-2 PC押し箱桁製作工	
4 適用規定(4)	4 適用規定(4)	
横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第1編3-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第1編3-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。	『等』が抜けている
5-12-3 架設工（押し架設）	5-12-3 架設工（押し架設）	
第6章 トンネル（NATM）	第6章 トンネル（NATM）	
第1節 適用	第1節 適用	
4 施工計画書の補足	4 施工計画書の補足	
請負人は、施工計画書の作成については、第1編1-1-4 施工計画書の規定によるほか、次の工種ごとに、施工順序、使用機械、使用材料、品質管理等を記載し、監督員に提出しなければならない。 (1) 掘削 (2) 支保工 (3) 防水 (4) 覆工 (5) 計測	請負人は、施工計画書の作成については、第1編1-1-4 施工計画書の規定によるほか、次の工種ごとに、施工順序、使用機械、使用材料、品質管理等を記載し、監督員に提出しなければならない。 (1) 掘削 (2) 支保工 (3) 防水 (4) 覆工 (5) 計測	前回改正修正
5 トンネルの施工	5 トンネルの施工	



	請負人は、トンネルの施工について、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。		請負人は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。	国に準拠し修正
	<b>10 坑内観察調査</b>		<b>10 坑内観察調査</b>	
	請負人は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。		請負人は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	国に準拠し修正
	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>		<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	
	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（平成20年10月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成13年10月） 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法・同解説（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説（平成28年8月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月） 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年4月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 建設省 道路トンネル技術基準 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説  日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法・同解説 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	国に準拠し修正
	<b>第3節 トンネル掘削工</b>		<b>第3節 トンネル掘削工</b>	
	6-3-2 掘削工		6-3-2 掘削工	
			<b>8.切羽監視責任者の配置</b>	
			切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要しなければならない。	国に準拠し追加・修正
	<b>第4節 支保工</b>		<b>第4節 支保工</b>	
	6-4-1 一般事項		6-4-1 一般事項	
	<b>2 異常時の処置</b>		<b>2 異常時の処置</b>	
	請負人は、 <b>施工中</b> 、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。		請負人は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。	国に準拠し修正
	6-4-3 吹付工		6-4-3 吹付工	



	<b>1 吹付コンクリートの施工</b>		<b>1 吹付コンクリートの施工</b>	
	請負人は、吹付コンクリート工については、湿式方式としなければならない。		請負人は、吹付コンクリートの <b>施工</b> については、湿式方式としなければならない。	国に準拠し修正
	<b>2 地山との密着</b>		<b>2 地山との密着</b>	
	請負人は、吹付けコンクリート工については、浮石等を取り除いた後に、吹付けコンクリートと地山が密着するように速やかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組合せ以外の支保構造においてはこの限りでない。		請負人は、吹付コンクリートの <b>施工</b> については、浮石等を取り除いた後に、 <b>吹付</b> コンクリートと地山が密着するように速やかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組合せ以外の支保構造においてはこの限りでない。	吹付け⇒吹付 国の文章が分かりにくい ため前回同様とした
	<b>3 吹付け</b>		<b>3 吹付け</b>	
	請負人は、吹付コンクリート工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付ノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。		請負人は、吹付コンクリートの <b>施工</b> については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付ノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。	国の文章が分かりにくい ため前回同様とした
	<b>4 仕上がり面</b>		<b>4 仕上がり面</b>	
	請負人は、吹付コンクリート工については、仕上がり面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付コンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付けなければならない。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けなければならない。		請負人は、吹付コンクリートの <b>施工</b> については、仕上がり面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付コンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付けなければならない。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けなければならない。	前文と同様に語尾を『し なければならない』に統一
	6-4-5 鋼製支保工		6-4-5 鋼製支保工	
	<b>2 地山の安定</b>		<b>2 地山の安定</b>	
	請負人は、鋼製支保工を余吹付吹付コンクリート施工後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。		請負人は、鋼製支保工を余吹 <b>吹付</b> コンクリート施工後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。	
	第5節 覆工		第5節 覆工	
	6-5-1 一般事項		6-5-1 一般事項	
	【別表参照】図 2-1		【別表参照】図 2-1	図修正あり
	6-5-3 覆工コンクリート工		6-5-3 覆工コンクリート工	
	<b>5 妻型枠の施工</b>		<b>5 妻型枠の施工</b>	
	請負人は、妻型枠工については、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。		請負人は、 <b>つま型枠の施工</b> については、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。	国に準拠し修正
	<b>7 型枠存置期間</b>		<b>7 型枠存置期間</b>	
	請負人は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで、型枠を取りはずしてはならない。		請負人は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで、型枠を取りはずしてはならない。	
	<b>9 型枠の施工(2)</b>			
	請負人は、型枠の据付けについては、コンクリートの打込み前に巻厚を確認して、その結果を監督員に報告しなければならない。			今回削除
	<b>10 鉄筋の施工</b>		<b>9 鉄筋の施工</b>	
	請負人は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工については、防水工を破損しないように取り付けたとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。		請負人は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工については、防水工を破損しないように取り付けたとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	項番修正
	<b>11 型枠材料</b>		<b>10 型枠材料</b>	
	請負人は、型枠は、メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。		請負人は、型枠は、メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	項番修正
	<b>12 打設時期</b>		<b>11 打設時期</b>	
	請負人は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない		請負人は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない	項番修正

第7節 坑内付帯工	第7節 坑内付帯工	
6-7-2 材料	6-7-2 材料	
地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）及びJIS K 6922-1（プラスチックポリエチレン（PE）成形用及び押出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）及びJIS K 6922-1（プラスチックポリエチレン（PE）成形用及び押出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用しなければならぬ。	するものとする⇒しなければならない
第8節 坑門工	第8節 坑門工	
6-8-2 坑口付工	6-8-2 坑口付工	
2 坑口周辺工事(2)		
請負人は、坑口周辺工事における地山の移動沈下等に対応できる体制を整えておかなければならない。		今回削除
6-8-6 銘板工	1 銘板	
請負人は、橋名板及び橋歴板の施工については、材質、大きさ、取付位置並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	請負人は、銘板工については、材質、大きさ、取付位置並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員の指示する位置及び仕様により設置しなければならない。	横浜市独自。一部国に準拠し修正。
第7章 共同溝	第7章 共同溝	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）	日本道路協会 共同溝設計指針	
道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）		
土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説	
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	年月削除
第3節 工場製作工	第3節 工場製作工	
7-3-1 一般事項	7-3-1 一般事項	
2 施工計画書	2 施工計画書	
請負人は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	請負人は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	国に準拠
第4節 工場製品輸送工	第4節 工場製品輸送工	
7-4-1 一般事項	7-4-1 一般事項	
工場製品輸送工は、第1編第3章第8節 工場製品輸送工の規定による。	本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	国に準拠し修正
第5節 開削土工	第5節 開削土工	
7-5-2 掘削工	7-5-2 掘削工	
1 埋設土留杭等(1)	1 埋設土留杭等(1)	
請負人は、工事完成時埋設となる土留杭等については、設計図書に定められていない場合は監督員と協議しなければならない。	請負人は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は監督員と協議しなければならない。	国に準拠し修正
3 地盤改良等	3 地盤改良等	
請負人は、施工地盤については、地盤改良等の必要がある場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	請負人は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	国に準拠し修正

第6節 現場打構築工		第6節 現場打構築工	
7-6-5 防水工		7-6-5 防水工	
<b>1 防水材料相互の密着</b>		<b>1 防水材料相互の密着</b>	
請負人は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。		請負人は、防水工の接合部や隅角部における <b>増張り</b> 部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。	増張り？ 増貼？ 国に準拠
第7節 プレキャスト構築工		第7節 プレキャスト構築工	
7-7-2 プレキャスト躯体工		7-7-2 プレキャスト躯体工	
プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（ <b>道路保全技術センター</b> ）による。		プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）による。	「」削除し国に準拠
第8章 電線共同溝		第8章 電線共同溝	
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）		道路保全技術センター 電線共同溝	国に準拠し削除？今回は残した
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	年月削除
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	年月削除
第5節 電線共同溝工		第5節 電線共同溝工	
8-5-2 管路工（管路部）		8-5-2 管路工（管路部）	
<b>4 特殊部及び断面変化部等への管路材取付の施工</b>		<b>4 特殊部及び断面変化部等への管路材取付の施工</b>	
請負人は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取り揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。		請負人は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう <b>取揃えて</b> 、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	国に準拠し修正
第9章 道路維持		第9章 道路維持	
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	
日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）		日本道路協会 道路維持修繕要綱	
日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）		日本道路協会 舗装再生便覧	
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	
日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）		日本道路協会 道路橋補修便覧	
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）	
		<b>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）</b>	
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	
日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）		日本道路協会 舗装施工便覧	国に準拠し追加
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	
日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）		日本道路協会 舗装設計施工指針	

	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)		日本道路協会 舗装設計便覧	
	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)			
	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-(平成29年11月)		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	
	第3節 巡視・巡回工		第3節 巡視・巡回工	
	1 通常巡回		1 通常巡回	
	通常巡回については、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として次の事項について情報収集を行うものとする。 (1) 道路及び道路の付属物の状況 ① 路面、路肩、路側、法面及び斜面 ② 排水施設 ③ 構造物 ④ 交通安全施設 ⑤ 街路樹 ⑥ 地点標及び境界杭 (2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況 (3) 道路隣接地における工事等が道路に及ぼしている影響、樹木等の道路構造への支障状況 (4) 道路の占用の状況等		通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として次の事項について情報収集を行うものとする。 (1) 道路及び道路の付属物の状況 ① 路面、路肩、路側、法面及び斜面 ② 排水施設 ③ 構造物 ④ 交通安全施設 ⑤ 街路樹 ⑥ 地点標及び境界杭 (2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況 (3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響及び樹木等の道路構造への支障状況 (4) 道路の占用の状況等	国に準拠し修正
	3 交通異常の場合の処置		3 交通異常の場合の処置	
	請負人は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合又は異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。		請負人は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合又は異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	誤字
	第4節 舗装工		第4節 舗装工	
	9-4-2 材料		9-4-2 材料	
	1 アスファルト注入に使用する注入材料		1 アスファルト注入に使用する注入材料	
	請負人は、アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格による。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。		請負人は、アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格に適合しなければならない。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	するものとする⇒しなければならない 国に準拠し修正
	9-4-7 路上再生工		9-4-7 路上再生工	
	1 路上再生路盤工		1 路上再生路盤工	

<p>路上再生路盤工については、次の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備  <b>請負人は、施工面の整備をする場合に、次の規定によるものとする。</b>  ① 施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。  ② 既設アスファルト混合物の切削除去又は予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。  ③ 施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 添加材料の使用量  <b>請負人は、添加材料の使用量については、次の規定によるものとする。</b>  ① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。  ② 施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の「5-3 再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。  ③ セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表 2-3 に示す値とする。</p> <p>(3) 最大乾燥密度  <b>請負人は、</b> 施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 気象条件  気象条件は、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(5) 材料の準備及び破砕混合  <b>請負人は、材料の準備及び破砕混合をする場合に、次の規定によるものとする。</b>  ① 路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破砕混合の際に必要な応じ水を加えなければならない。路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均一に混合しなければならない。  ② 施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 整形及び締固め  <b>請負人は、整形及び締固めをする場合に、次の規定によるものとする。</b>  ① 破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。  ② 路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。</p> <p>(7) 養生  養生については、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p>	<p><b>請負人は、</b> 路上再生路盤工については、次の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備  ① 施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。  ② 既設アスファルト混合物の切削除去又は予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。  ③ 施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 添加材料の使用量  ① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。  ② 施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3 再生路盤材料に関する試験」（日本道路協会）に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。  ③ セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表 2-3 に示す値とする。</p> <p>(3) 最大乾燥密度  施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 気象条件  気象条件は、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(5) 材料の準備及び破砕混合  ① 路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破砕混合の際に必要な応じ水を加えなければならない。路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均一に混合しなければならない。  ② 施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 整形及び締固め  ① 破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。  ② 路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。</p> <p>(7) 養生  養生については、第1編3-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p>	<p>最初に『請負人は、』を追記。以降、『請負人』を削除  国に準拠し修正</p>
<p>2 路上表層再生工</p>	<p>2 路上表層再生工</p>	



<p>路上表層再生工については、次の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備  <b>請負人は、施工面の整備をする場合に、次の規定によるものとする。</b></p> <p>① 施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <p>② 施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。</p> <p>③ 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>④ 施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 室内配合  <b>請負人は、室内配合をする場合に、次の規定によるものとする。</b></p> <p>① リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が1編3-6-3 アスファルト舗装の材料、表 1-57 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができる。</p> <p>② リペープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第1編3-6-3 アスファルト舗装の材料により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>請負人は、路上表層再生工については、次の規定による。</b></p> <p>(1) 施工面の整備  ① 施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <p>② 施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。</p> <p>③ 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>④ 施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 室内配合  ① リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が1編3-6-3 アスファルト舗装の材料、表 1-57 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができる。</p> <p>② リペープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第1編3-6-3 アスファルト舗装の材料により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>②室内配合の規定の相違。 内容的に市の内容が良いと判断し、前回同様とした。</p>
<p><b>第7節 標識工</b></p>	<p><b>第7節 標識工</b></p>	
<p>9-7-2 材料</p>	<p>9-7-2 材料</p>	
<p>4 標識板</p>	<p><b>4標示板</b></p>	
<p>請負人は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>請負人は、<b>標示板</b>には設計図書に示す位置に<b>補強材</b>を<b>標示板</b>の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。<b>アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P 7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</b></p>	<p>国に準拠し修正</p>
<p>5 標識板の地下処理</p>	<p>5 <b>標示板</b>の地下処理</p>	
<p>請負人は、標識板の地下処理については脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>請負人は、<b>標示板</b>の地下処理に<b>あたって</b>は脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>国に準拠し修正</p>
<p>6 標識板の文字・記号等</p>	<p>6 <b>標示板</b>の文字・記号等</p>	
<p>請負人は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>請負人は、<b>標示板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会）による色彩と寸法で標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>句読点削除、国に準拠し修正</p>
<p><b>第8節 道路付属施設工</b></p>	<p><b>第8節 道路付属施設工</b></p>	
<p>9-8-2 材料</p>	<p>9-8-2 材料</p>	
<p>4 適用規定(3)</p>	<p>4 適用規定(3)</p>	
<p>組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、<b>床版の品質等は</b>、第1編2-11-2 セメントコンクリート製品の規定及び設計図書による。</p>	<p>組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第1編2-11-2 セメントコンクリート製品の規定及び設計図書による。</p>	<p>国に準拠し修正</p>
<p><b>第14節 橋梁床版工</b></p>	<p><b>第14節 橋梁床版工</b></p>	
<p>9-14-6 床版取替工</p>	<p>9-14-6 床版取替工</p>	
<p>4 プレキャスト床版の設置</p>	<p>4 プレキャスト床版の設置</p>	
<p>請負人は、プレキャスト床版の設置について、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。</p>	<p>請負人は、プレキャスト床版の設置<b>において</b>、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。</p>	<p>国に準拠し修正</p>

	<b>8 床版防水膜 橋面舗装の施工</b>		<b>8 床版防水膜 橋面舗装の施工</b>	
	床版防水膜工及び橋面舗装の施工については、第2編第2章第4節 舗装工の規定による。		床版防水膜・橋面舗装の施工については、第2編第2章第4節 舗装工の規定による。	国に準拠し修正
	9-14-7 旧橋撤去工		9-14-7 旧橋撤去工	
	<b>5 落下物防止対策</b>		<b>5 落下物防止対策</b>	
	請負人は、河川及び供用道路等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下防止対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。		請負人は、河川及び供用道路等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の <b>落下を防止する対策</b> を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。	国に準拠し修正
	<b>第16節 横断歩道橋工</b>		<b>第16節 横断歩道橋工</b>	
	9-16-3 横断歩道橋工		9-16-3 横断歩道橋工	
	<b>1 既設高欄・手摺・側板の撤去作業</b>		<b>1 既設高欄・手摺・側板の撤去作業</b>	
	請負人は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業について、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。		請負人は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業に <b>あたって</b> 、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	国に準拠し修正
	<b>2 破損物の取替え</b>		<b>2 破損物の取替え</b>	
	請負人は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えについて同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えに <b>あたって</b> 、同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠し修正
	<b>第17節 現場塗装工</b>		<b>第17節 現場塗装工</b>	
	9-17-3 橋梁塗装工		9-17-3 橋梁塗装工	
	<b>2 さび落とし清掃</b>		<b>2 さび落とし清掃</b>	
	請負人は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の仕様を適用しなければならない。		請負人は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、 <b>表 2-4</b> の仕様を適用しなければならない。	票番号に修正
	【別表参照】表 2-4		【別表参照】表 2-4	表修正あり
	<b>第18節 トンネル工</b>		<b>第18節 トンネル工</b>	
	9-18-4 漏水対策工		9-18-4 漏水対策工	
	<b>1 漏水補修工の施工箇所</b>		<b>1 漏水補修工の施工箇所</b>	
	請負人は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		請負人は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水 <b>箇所</b> とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	箇所⇒箇所に修正
	<b>第19節 道路付属物復旧工</b>		<b>第19節 道路付属物復旧工</b>	
	9-19-3 付属物復旧工		9-19-3 付属物復旧工	
	<b>5 標識板復旧の施工</b>		<b>5 標識板復旧の施工</b>	
	請負人は、標識板復旧の施工については、付近の構造物及び道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。		請負人は、 <b>標識板</b> 復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
	<b>第20節 道路清掃工</b>		<b>第20節 道路清掃工</b>	
	9-20-1 一般事項		9-20-1 一般事項	
	<b>2 出来高確認方法</b>		<b>2 出来高確認方法</b>	
	請負人は、道路清掃の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。		請負人は、 <b>道路清掃工</b> の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。	国に準拠し修正
	9-20-3 路面清掃工		9-20-3 路面清掃工	
	<b>1 一般事項</b>		<b>1 一般事項</b>	
	請負人は、路面清掃工については、時期及び箇所について設計図書によるほか監督員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。		請負人は、路面清掃工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
	<b>2 支障物の撤去及び散水</b>		<b>2 支障物の撤去及び散水</b>	

請負人は、路面清掃工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行わなければならない。ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。	請負人は、 <b>路面清掃の施工を路面清掃車</b> により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行わなければならない。ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。	国に準拠し修正
9-20-4 路肩整正工	9-20-4 路肩整正工	
請負人は、路肩整正工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、又は土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	請負人は、路肩整正の <b>施工</b> については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、又は土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	国に準拠し修正
9-20-6 橋梁清掃工	9-20-6 橋梁清掃工	
<b>1 一般事項</b>	<b>1 一般事項</b>	
請負人は、橋梁清掃工については、時期及び箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	請負人は、橋梁清掃工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
9-20-7 道路付属物清掃工	9-20-7 道路付属物清掃工	
<b>1 一般事項</b>	<b>1 一般事項</b>	
請負人は、道路付属物清掃工については、時期及び箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	請負人は、道路付属物清掃工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
<b>4 標識 照明器具の清掃</b>	<b>4 標識 照明器具の清掃</b>	
請負人は、標識及び照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。	請負人は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
<b>第22節 除草工</b>	<b>第22節 除草工</b>	
9-22-2 道路除草工	9-22-2 道路除草工	
<b>1 一般事項</b>	<b>1 一般事項</b>	
請負人は、道路除草工については、時期及び箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	請負人は、道路除草工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
<b>第23節 応急処理工</b>	<b>第23節 応急処理工</b>	
9-23-2 応急処理作業工	9-23-2 応急処理作業工	
請負人は、応急処理作業工の時期、箇所及び作業内容については、設計図書及び監督員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	請負人は、応急処理作業工の時期、箇所、作業内容については、設計図書及び監督員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。	及び⇒、 国に準拠し修正
<b>第10章 道路修繕</b>	<b>第10章 道路修繕</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	
日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	日本道路協会 道路維持修繕要綱	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	
日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	日本道路協会 舗装再生便覧	
日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）	日本道路協会 道路橋補修便覧	
日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	日本道路協会 舗装施工便覧	
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	
日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	日本道路協会 舗装設計施工指針	
		年月削除

	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)		日本道路協会 舗装設計便覧	
	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー(平成29年11月)		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	
	第3節 工場製作工		第3節 工場製作工	
	10-3-1 一般事項		10-3-1 一般事項	
	<b>3 鋳鉄品及び鋳造品</b>		<b>3 鋳鉄品及び鋳造品</b>	
	請負人は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみがないものを使用しなければならない。		請負人は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に <b>あたって</b> は、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみがないものを使用しなければならない。	国に準拠し修正
	10-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工		10-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工	
	<b>2 鋼板製作</b>		<b>2 鋼板製作</b>	
	請負人は、鋼板製作については、次の各規定に従わなければならない。 (1) 橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督員の承諾を受けること。 (2) 鋼板の加工は、工場で行うこと。 (3) 工場塗装工については、第1編3-12-11 工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数及び使用量は設計図書によること。 (4) 鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行うこと。		請負人は、鋼板製作については、次の各規定に従わなければならない。 (1) 橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督員の承諾を <b>得ること</b> 。 (2) 鋼板の加工は、工場で行うこと。 (3) 工場塗装工については、第1編3-12-11 工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数及び使用量は設計図書によること。 (4) 鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行うこと。	国に準拠し修正
	<b>3 形鋼製作</b>		<b>3 形鋼製作</b>	
	請負人は、形鋼製作については、次の各規定に従わなければならない。 (1) フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を受けること。 (2) 形鋼の加工は、工場で行うこと。 (3) 工場塗装工については、第1編3-12-11 工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数及び使用量は設計図書によること。		請負人は、形鋼製作については、次の各規定に従わなければならない。 (1) フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を <b>得ること</b> 。 (2) 形鋼の加工は、工場で行うこと。 (3) 工場塗装工については、第1編3-12-11 工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数及び使用量は設計図書によること。	国に準拠し修正
	第5節 舗装工		第5節 舗装工	
	10-5-2 材料		10-5-2 材料	
	表 2-5 セメント混合用アスファルト乳剤の規格		表 2-5 セメント混合用アスファルト乳剤の規格	国に準拠し修正
	第9節 標識工		第9節 標識工	
	10-9-2 材料		10-9-2 材料	
	<b>4 リブの取付</b>		<b>4 リブの取付</b>	
	請負人は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。		請負人は、 <b>標示板</b> には設計図書に示す位置にリブを <b>標示板</b> の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	国に準拠し修正
	<b>5 脱脂処理</b>		<b>5 脱脂処理</b>	
	請負人は、標識板の下地処理については脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。		請負人は、 <b>標示板</b> の下地処理については脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	国に準拠し修正
	<b>6 標識板の文字・記号等</b>		<b>6 標示板の文字・記号等</b>	
	請負人は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、 <b>標示板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠し修正
	第12節 道路付属施設工		第12節 道路付属施設工	
	10-12-2 材料		10-12-2 材料	
	<b>3 ラバーシューの品質規格</b>		<b>3 ラバーシューの品質規格</b>	

	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書による。		踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書による。	前回改正同様
	<b>4 適用規定(3)</b>		<b>4 適用規定(3)</b>	
	組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第1編2-11-2 セメントコンクリート製品の規定及び設計図書による。		組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第1編2-11-2 セメントコンクリート製品の規定及び設計図書による。	前回改正同様
	<b>5 現場塗装</b>		<b>5 現場塗装</b>	
	請負人は、組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によらなければならない。		請負人は、組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によらなければならない。	前回改正同様
	10-12-5 ケーブル配管工		10-12-5 ケーブル配管工	
	ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第2編2-5-3 側溝工、 <b>第2編2-12-5 ケーブル配管工</b> 、第2編2-5-5 集水柵工（街渠柵工）・マンホール工の規定による。		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第2編2-5-3 側溝工、第2編2-5-5 集水柵工（街渠柵工）・マンホール工の規定による。	2-2-12-5ケーブル配管工に側溝工と集水柵工の記述があるため、ケーブル配管工を削除とした
	第16節 カルバート工		第16節 カルバート工	
	10-16-2 材料		10-16-2 材料	
	請負人は、プレキャストカルバート工の <b>施工</b> に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、プレキャストカルバート工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	マニュアルに沿って修正
	第18節 落石防止工		第18節 落石防止工	
	10-18-1 一般事項		10-18-1 一般事項	
	<b>1 適用工種</b>		<b>1 適用工種</b>	
	本節は、落石防止工として作業土工（床掘り、埋戻し）、落石防止網工及び落石防護柵工その他これらに類する工種について定める。		本節は、落石防止工として作業土工（床掘り、埋戻し）、落石防止網工、落石防護柵工その他これらに類する工種について定める。	及び⇒、国に準拠し修正
	第21節 橋梁支承工		第21節 橋梁支承工	
	10-21-3 鋼橋支承工		10-21-3 鋼橋支承工	
	<b>1 既設支承の撤去作業</b>		<b>1 既設支承の撤去作業</b>	
	<b>3 ジャッキアップ工法採用時の注意</b>		<b>3 ジャッキアップ工法採用時の注意</b>	
	請負人は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。		請負人は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。	期たす⇒きたすに修正
	10-21-4 PC橋支承工		10-21-4 PC橋支承工	
	<b>1 既設支承の撤去作業</b>		<b>1 既設支承の撤去作業</b>	
	<b>3 ジャッキアップ工法採用時の注意</b>		<b>3 ジャッキアップ工法採用時の注意</b>	
	請負人は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。		請負人は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。	期たす⇒きたすに修正
	第22節 橋梁付属物工		第22節 橋梁付属物工	
	10-22-4 落橋防止装置工		10-22-4 落橋防止装置工	
	<b>1 配筋状況の確認</b>		<b>1 配筋状況の確認</b>	
	請負人は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。		請負人は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し <b>報告</b> しなければならない。	国に準拠し修正



図2-1 刻示方法

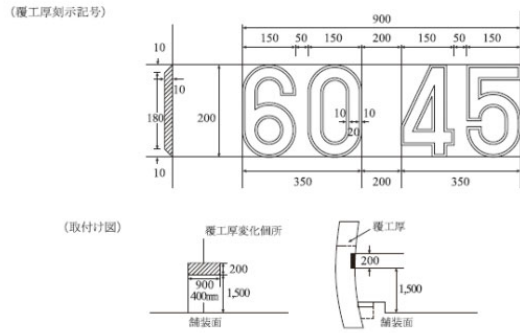


図 2-1 刻示方法

図10-6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図

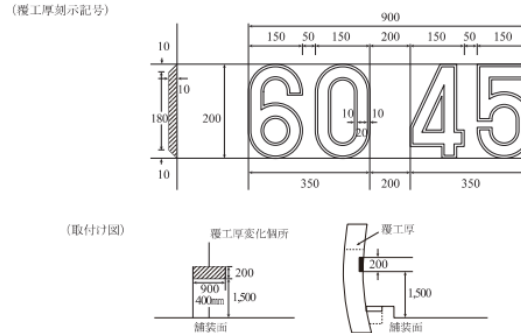


図10-6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図

図2-1 刻示方法

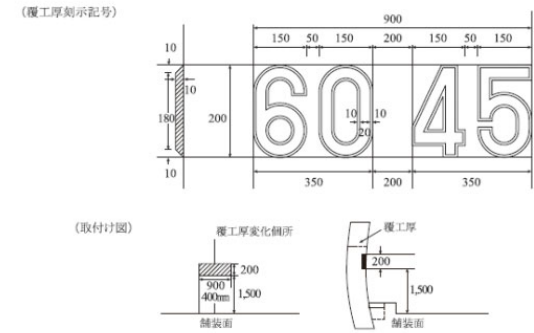
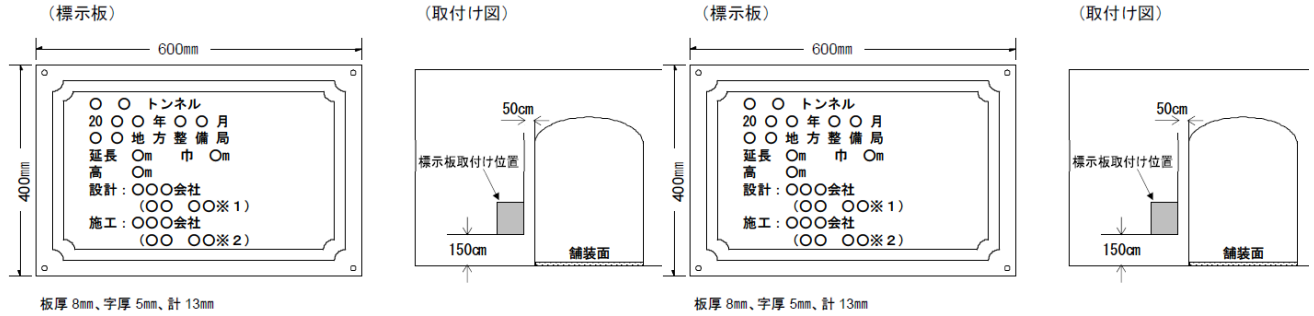


図 2-1 刻示方法

図10-6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図

図2-1 刻示方法



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

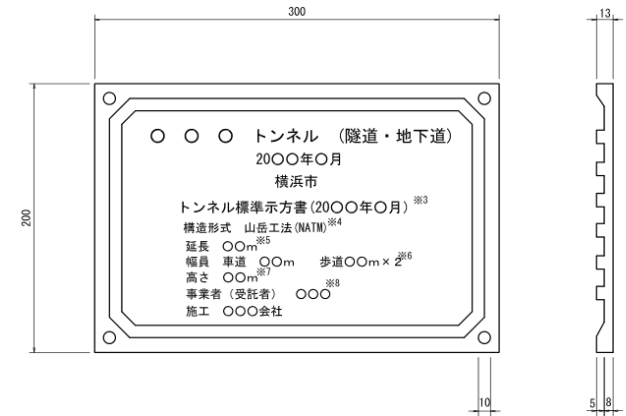
※1 管理技術者氏名、~~※2 監理技術者等氏名~~

図10-6-2 標示板の設置イメージ図

図10-6-2 標示板の設置イメージ図

参考: 道路構造物標準図集P123

トンネル（隧道 地下道）歴板 参考



- ※1 板厚8mm、字厚5mm、計13mm
- ※2 材質はブロンズまたはアルミとする
- ※3 基準書（トンネル標準示方書、道路土工カルパート工指針等）
- ※4 山岳工法（NATM）、開削工法（カルパート）等
- ※5 中心線長を原則とする
- ※6 有効幅員を原則とする
- ※7 有効高を原則とする
- ※8 記載の要否は管理者との協議とする

## R3 横浜市

表2-3 一軸圧縮試験基準値(養生日数7日)

特性値	路上再生セメント 安定処理材料	路上セメント・アスファルト 乳剤安定処理材料
一軸圧縮強さ (MPa)	2.5	1.5~2.9
一次変位量 (1/100cm)	—	5~30
残留強度率 (%)	—	65以上

## R4 国交省

表10-14-1 一軸圧縮試験基準値(養生日数7日)

特性値	路上再生セメント 安定処理材料	路上セメント・アスファルト 乳剤安定処理材料
一軸圧縮強さ MPa	2.5	1.5~2.9
一次変位量 1/100cm	—	5~30
残留強度率 %	—	65以上

## R5 横浜市

表2-3 一軸圧縮試験基準値(養生日数7日)

特性値	路上再生セメント 安定処理材料	路上セメント・アスファ 乳剤安定処理材料
一軸圧縮強さ (MPa)	2.5	1.5~2.9
一次変位量 (1/100cm)	—	5~30
残留強度率 (%)	—	65以上

R3. 9 横浜市

表 2-4 素地調整程度と作業内容

表 2-4 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジंकプライマーやジंकリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用、 <b>ブラスト法</b>
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

R4 国交省

表 10-14-2 素地調整程度と作業内容

表 10-14-2 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジंकプライマーやジंकリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

R5 横浜市

表 2-4 素地調整程度と作業内容

表 2-4 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジंकプライマーやジंकリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

国に準拠し今回修正

## R3 横浜市

表2-5

表 2-5 セメント混合用アスファルト乳剤の規格

項目	種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1
エングラード (25℃)		2~30
ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下
セメント混合性 %		1.0以下
蒸発残留分 %		57以上
蒸発残留物	針入度 (25℃)	60を越え300以下
	トルエン可溶分 %	97以上
貯蔵安定度 (24時間) %		1以下

(注) 試験方法は「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)の「1-3 アスファルト乳剤の試験」によるものとする。

## R4 国交省

表10-16-1

表10-16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格

((社)日本道路協会規格)

種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1	
エングラード (25℃)	2~30	
ふるい残留分 (1.18mm) %	0.3以下	
セメント混合性%	1.0以下	
蒸発残留分%	57以上	
蒸発残留物	針入度 (25℃)	60を越え300以下
	トルエン可溶分%	97以上
貯蔵安定度 (24時間) %	1以下	

[注]試験方法は舗装調査・試験法便覧 1-3アスファルト乳剤の試験によるものとする。

## R5 横浜市

表2-5

表2-5  
表10-16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格

((社)日本道路協会規格)

種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1	
エングラード (25℃)	2~30	
ふるい残留分 (1.18mm) %	0.3以下	
セメント混合性%	1.0以下	
蒸発残留分%	57以上	
蒸発残留物	針入度 (25℃)	60を越え300以下
	トルエン可溶分%	97以上
貯蔵安定度 (24時間) %	1以下	

[注]試験方法は舗装調査・試験法便覧 1-3アスファルト乳剤の試験によるものとする。

国に準拠し修正(S)



R3 横浜市

表2-6

表 2-6 現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値 (評価基準)	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1,2,3,4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。

(注)① 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）及び矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  
② 超音波探傷試験の検査箇所は、監督員の指示による。

R4 国交省

表10-16-2

表10-16-2 現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値 (評価基準)	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1,2,3,4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。

[注1] 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  
[注2] 超音波探傷試験の検査箇所は、監督職員の指示による。

R5 横浜市

表2-6

表 2-6 現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値 (評価基準)	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1,2,3,4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。

(注)① 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）及び矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  
② 超音波探傷試験の検査箇所は、監督員の指示による。

国:および ⇒ 市:及び  
国:[注1] ⇒ 市:(注)①  
国:監督職員 ⇒ 市:監督員

令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備 考
第3編 下水道編	第3編 下水道編	
第1章 管きよ	第1章 管きよ	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
横浜市環境創造局 横浜市排水設備要覧 (平成29年7月)	横浜市環境創造局 横浜市排水設備要覧	国に準拠・追加 年版表記の廃止
土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 (平成28年7月)	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	国に準拠・追加 年版表記の廃止
日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (平成22年12月)	日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説	国に準拠・追加 年版表記の廃止
日本下水道協会 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(平成29年7月)	日本下水道協会 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン	国に準拠・追加 年版表記の廃止
第3節 管きよ工(開削)	第3節 管きよ工(開削)	
1-3-4 管布設工	1-3-4 管布設工	
3 管布設(硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管)	3 管布設(硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管)	
6 管の接合(硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管)	6 管の接合(硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管)	
(2) 人孔及びますとの接合については、次により行うこと。  ② 人孔に副管を設置する場合は、副管用砂付けマンホール継手(硬質塩化ビニル管)、副管用砂付マンホール短管(強化プラスチック管)、副管用90°支管、接着カラー、90°支管、短管その他の設計図書に示す異形管を使用し、副管全体をコンクリート等により保護すること。	(2) 人孔及びますとの接合については、次により行うこと。  ② 人孔の外側に副管を設置する場合は、副管用砂付けマンホール継手(硬質塩化ビニル管)、副管用砂付マンホール短管(強化プラスチック管)、副管用90°支管、接着カラー、90°支管、短管その他の設計図書に示す異形管を使用し、副管全体をコンクリート等により保護すること。	
請負人は、土留工については、第1編3-10-5 土留・仮締切工の規定によるほか、次により実施しなければならない。	1-3-6 土留め工 請負人は、土留工については、第1編3-10-5 土留・仮締切工の規定によるほか、次により実施しなければならない。 また、土留め工の施工については、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を十分考慮するとともに、土留め工に先行し、試掘や溝掘り、探針等を行い、埋設物の位置を確認のうえ施工すること。	下水道協会に準拠・追加
(3) 道路において矢板等を打ち込む場合は、人力作業により布掘りを先行して行い、埋設物等の位置を確認すること。		市独自・削除

	<p>(4) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行うこと。</p> <p>(5) 建込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むこと。</p> <p>(6) 矢板等の引抜きは、埋戻し土砂が締め固められてから行うものとし、抜跡は、空隙を完全に充填するために、砂等を流し込み水締めを行う等の措置を講じて、地盤の移動及び沈下を防止し、併せて埋設物又は構造物に対する影響を防止すること。また、軟弱な地盤の場合には、矢板を間引いて引き抜く等の方法によること。</p> <p>(7) 切梁の撤去は、切梁面以下の埋戻土が締め固められた段階で行うこと。また、もり替え梁を必要とする場合は、切梁撤去前にこれを確実に施工すること。上段切梁は、埋戻土が外側の土圧に耐えられるまで撤去しないこと。</p> <p>(8) 矢板の引抜きにより、近接構造物等に被害を及ぼすおそれが生じた場合には、残置又は引抜きの延期について監督員と協議すること。</p>		<p>(3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行うこと。</p> <p>(4) 建込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むこと。</p> <p>(5) 矢板等の引抜きは、埋戻し土砂が締め固められてから行うものとし、抜跡は、空隙を完全に充填するために、砂等を流し込み水締めを行う等の措置を講じて、地盤の移動及び沈下を防止し、併せて埋設物又は構造物に対する影響を防止すること。また、軟弱な地盤の場合には、矢板を間引いて引き抜く等の方法によること。</p> <p>(6) 切梁の撤去は、切梁面以下の埋戻土が締め固められた段階で行うこと。また、もり替え梁を必要とする場合は、切梁撤去前にこれを確実に施工すること。上段切梁は、埋戻土が外側の土圧に耐えられるまで撤去しないこと。</p> <p>(7) 矢板の引抜きにより、近接構造物等に被害を及ぼすおそれが生じた場合には、残置又は引抜きの延期について監督員と協議すること。</p>	
	第4節 管きょ工（小口径管推進）		第4節 管きょ工（小口径管推進）	
	1-4-6 泥水処理設備工		1-4-6 泥水処理設備工	
	設備の <b>維持</b> 管理 請負人は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう <b>維持</b> 管理しなければならない。		設備の <b>運転</b> 管理 請負人は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう <b>運転</b> 管理しなければならない。	下水道協会に準拠・追加
			<b>4 凝集剤</b> 請負人は、凝集剤を使用する場合は、有害性のない薬品を使用するものとし、土質成分に適合した材質、配合で、その使用量は必要最小限にとどめること。	下水道協会に準拠・追加
			<b>5 運搬</b> 請負人は、泥水処理された土砂を運搬可能な状態にして搬出しなければならない。	下水道協会に準拠・追加
			<b>6 請負人は、余剰水について関係法令等に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。</b>	下水道協会に準拠・追加
	第5節 管きょ工（中大口径管推進）		第5節 管きょ工（中大口径管推進）	
	1-5-12 管推進工		1-5-12 管推進工	
	7 運転、運転管理		7 運転、運転管理	
	請負人は、運転及び掘進管理については、1-4-4 管推進工 <b>3 運転、掘進管理</b> の規定によるほか、次によらなければならない。		請負人は、運転及び掘進管理については、1-4-4 管推進工 <b>3 運転、掘進管理</b> の規定によるほか、次によらなければならない。	フォント修正
	第6節 管きょ工（シールド）		第6節 管きょ工（シールド）	
	1-6-12 一次覆工		1-6-12 一次覆工	
	1 セグメント製作		1 セグメント製作	
	(1) セグメントの規格については、設計図書に定めるほか、JSWAS A-3（下水道シールド工用鋼製セグメント）及びJSWAS A-4（下水道シールド工用コンクリート系セグメント）並びにJSWAS A-7（下水道ミニシールド工用鉄筋コンクリートセグメント）によること。		(1) セグメントの規格については、設計図書に定めるほか、JSWAS A-3（下水道シールド工用鋼製セグメント）及びJSWAS A-4（下水道シールド工用コンクリート系セグメント） <b>並びにJSWAS A-7（下水道ミニシールド工用鉄筋コンクリートセグメント）</b> によること。	下水道協会に準拠・追加
			7 掘進	
	(5) シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行うこと。		(5) シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行うこと。 <b>また、テールシールの破損を防ぐため、テールシール用グリースの充填状況を適正に管理し、土砂や地下水侵入及び裏込め材の漏出を防止すること。</b>	下水道協会に準拠・追加
	(9) シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力等を記録すること。		(9) シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力、 <b>自然水圧、切刃土圧、カッタートルク、排泥量、裏込め注入量、加泥材注入量</b> 等を記録すること。	下水道協会に準拠・追加

第8節 組立人孔築造工	第8節 組立人孔築造工	
1-8-1 一般事項	1-8-1 一般事項	
3 適用規定(2)	3 適用規定(2)	
請負人は、 <b>円形</b> 組立人孔については「日本下水道協会 下水道用認定資器材」の製品を使用しなければならない。 <b>角形組立人孔</b> については、「横浜市下水道設計標準図(管きよ編)」に基づいた製品を、監督員の承諾を得て使用しなければならない。	請負人は、組立人孔については「日本下水道協会 下水道用認定資器材」の製品を使用しなければならない。	市独自・削除
第13節 立坑工	第13節 立坑工	
1-13-4 ライナープレート式土留工	1-13-4 ライナープレート式土留工	
6 掘削、組立	6 掘削、組立	
(2)掘削については、地山崩壊を防ぐため、1リングごとに <b>組立て</b> を行うとともに、ライナープレート1枚が継足し可能な範囲の床掘りが完了後、速やかにライナープレートを組み立てること。	(2)掘削については、地山崩壊を防ぐため、1リングごとに行うとともに、ライナープレート1枚が継足し可能な範囲の床掘りが完了後、速やかにライナープレートを組み立てること。	
10 小型立坑支保材	10 <b>小判</b> 型立坑支保材	下水道協会に準拠・訂正
請負人は、小型立坑については、支保材を正規の位置に取り付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。	請負人は、 <b>小判</b> 型立坑については、支保材を正規の位置に取り付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。	下水道協会に準拠・訂正
	第16節 管きよ更生工	
	1-16-4 換気工	
硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。	硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。 <b>また、スチレンガスが発生する工法の場合は、スチレンガス対策を講じ、安全施工に努めなければならない。</b>	下水道協会に準拠・追加
第2章 処理場・ポンプ場	第2章 処理場・ポンプ場	
第1節 適用	第1節 適用	
9 各種試験の立会	9 各種試験の立会	
(3)水門、制水弁、配管等については、 <b>日本水道協会の検査証明のあるものを除き</b> 、清水による水圧試験。	(3)水門、制水弁、配管等については、清水による水圧試験。	市独自・修正
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(平成21年10月) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制および防食技術マニュアル(平成29年12月)	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制および防食技術マニュアル	
第3節 本体築造工	第3節 本体築造工	
2-3-18 仮壁撤去工	2-3-18 仮壁撤去工	
(3)取壊したコンクリートは、設計図書において指定された場合を除き、埋戻しや構造物の基礎に使用 <b>すること</b> 。	(3)取壊したコンクリートは、設計図書において指定された場合を除き、埋戻しや構造物の基礎に使用 <b>してはならない</b> 。	下水道協会に準拠・訂正

令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備 考
第4編 河川編	第4編 河川編	
第1章 築堤・護岸	第1章 築堤・護岸	
第1節 適用	第1節 適用	
1 適用工種	1 適用工種	
本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について定める。	統一 適用する⇒定める
5 水位、潮位の観測	5 水位、潮位の観測	
請負人は、河川工事については、水位及び潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	請負人は、河川工事においては、水位及び潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	国に準拠・修正
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	国に準拠・追加 年版表記の廃止
第4節 地盤改良工	第4節 地盤改良工	
1-4-2 表層安定処理工	1-4-2 表層安定処理工	
表層安定処理工については、第1編3-7-2 路床安定処理工の規定による。	表層安定処理工については、第1編3-7-4 表層安定処理工の規定による。	国に準拠・修正
第7節 法覆護岸工	第7節 法覆護岸工	
1-7-1 一般事項	1-7-1 一般事項	
5 遮水シートの布設	5 遮水シートの布設	
請負人は、法覆護岸工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	請負人は、法覆護岸工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	国に準拠・修正
1-7-2 材料	1-7-2 材料	
【別表参照】表4-1~4-2	【別表参照】表4-1~4-2	表修正あり 【参照】第4編表修正



	<p>(3) 品質管理</p> <p>① 請負人は、止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用しなければならない。</p> <p>② 請負人は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。</p> <p>1) 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理番号でもよい)</p> <p>2) 品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。</p> <p>3) 品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。</p> <p>4) 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付すること。</p> <p>5) 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。</p>		<p>(3) 品質管理</p> <p>① 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用しなければならない。</p> <p>② 止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。</p> <p>1) 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)</p> <p>2) 品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。</p> <p>3) 品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。</p> <p>4) 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付すること。</p> <p>5) 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。</p>	<p>国に準拠・修正</p>
第9節 根固め工			第9節 根固め工	
1-9-1 一般事項			1-9-1 一般事項	
1 適用工種			1 適用工種	
本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。			本節は、根固め工として作業土工(床掘り、埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	国に準拠・修正
第12節 付帯道路施設工			第12節 付帯道路施設工	
1-12-2 境界工			1-12-2 境界工	
3 設置位置			3 設置位置	
請負人は、境界杭の設置については、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「界」が内側(官地側)になるようにしなければならない。			請負人は、境界杭の設置については、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「界」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	国に準拠・追加一部、市独自
第13節 光ケーブル配管工			第13節 光ケーブル配管工	
1-13-3 配管工			1-13-3 配管工	
2 単管の配管			2 単管の配管	
請負人は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。			請負人は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	国に準拠・修正
5 通過試験の実施			5 通過試験の実施	
請負人は、配管工について、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。			請負人は、配管工について、埋設管路においては防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について確認しなければならない。	国に準拠・修正
第2章 浚渫(河川)			第2章 浚渫(河川)	
第1節 適用			第1節 適用	
1 適用工種			1 適用工種	
本章は、河川工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。			本章は、河川工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について定める。	統一適用する⇒定める
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)			第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	
2-3-1 一般事項			2-3-1 一般事項	
3 避難場所の確保等			3 避難場所の確保等	
請負人は、浚渫工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。			請負人は、浚渫工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	国に準拠・修正
4 支障落下物の除去			4 支障落下物の除去	

	請負人は、浚渫工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。		請負人は、浚渫工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び監督員</b> に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。	国に準拠・修正
	第4節 浚渫工（グラブ船）		第4節 浚渫工（グラブ船）	
	2-4-1 一般事項		2-4-1 一般事項	
	3 避難場所の確保等		3 避難場所の確保等	
	請負人は、浚渫工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>工事着手前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。		請負人は、浚渫工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>施工前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	国に準拠・修正
	4 支障落下物の処置		4 支障落下物の処置	
	請負人は、浚渫工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。		請負人は、浚渫工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び監督員</b> に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。	国に準拠・修正
	第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）		第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	
	2-5-1 一般事項		2-5-1 一般事項	
	3 避難場所の確保等		3 避難場所の確保等	
	請負人は、浚渫工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>工事着手前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。		請負人は、浚渫工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>施工前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	国に準拠・修正
	4 支障落下物の除去		4 支障落下物の除去	
	請負人は、浚渫工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。		請負人は、浚渫工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び監督員</b> に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。	国に準拠・修正
	第6節 浚渫土処理工		第6節 浚渫土処理工	
	2-6-2 浚渫土処理工		2-6-2 浚渫土処理工	
	3 計画埋立断面の相違		3 計画埋立断面の相違	
	請負人は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合 <b>については</b> 、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、速やかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		請負人は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合 <b>において</b> 、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、速やかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	国に準拠・修正
	第3章 樋門・樋管		第3章 樋門・樋管	
	第1節 適用		第1節 適用	
	1 適用工種		1 適用工種	
	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について <b>適用する</b> 。		本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について <b>定める</b> 。	統一適用する⇒定める
	第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月） 建設省 河川砂防技術基準（案）（平成9年10月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成25年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） 国土交通省 河川砂防技術基準（案） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	国に準拠・追加 年版表記の廃止
	第5節 樋門・樋管本体工		第5節 樋門・樋管本体工	
	3-5-1 一般事項		3-5-1 一般事項	

	2 一般事項		2 一般事項	
	請負人は、樋門及び樋管の施工については、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。		請負人は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。	国に準拠・修正
	4 樋門・樋管の施工		4 樋門・樋管の施工	
	請負人は、樋門・樋管の施工について、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。		請負人は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	国に準拠・修正
	6 樋門・樋管の止水板		6 樋門・樋管の止水板	
★	請負人は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。なお、請負人は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	★	請負人は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。なお、請負人は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	国に準拠・修正
	3-5-5 矢板工		3-5-5 矢板工	
	1 適用規定		1 適用規定	
	請負人は、樋門及び樋管の施工については、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。		請負人は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。	国に準拠・修正
	3-5-6 函渠工		3-5-6 函渠工	
	5 コルゲートパイプの布設		5 コルゲートパイプの布設	
	請負人は、コルゲートパイプの布設について次の事項により施工しなければならない。 (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土又は砂とし、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行うこと。 (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行うこと。 (3) コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議すること。		請負人は、コルゲートパイプの布設について、次の事項により施工しなければならない。 (1) 布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土又は砂とし、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行うこと。 (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行うこと。 (3) コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議すること。	国に準拠・修正
	6 樋門及び樋管		6 コンクリート構造の樋門及び樋管	国に準拠・修正
	請負人は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について次の事項によらなければならない。 (1) 弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施すること。 (2) 継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いること。 (3) プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持するものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理すること。 (4) 函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材を定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化させること。 (5) 緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにすること。 (6) 摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意すること。 (7) プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトすること。		請負人は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について、次の事項によらなければならない。 (1) 弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施すること。 (2) 継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いること。 (3) プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持するものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理すること。 (4) 函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化させること。 (5) 緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにすること。 (6) 摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意すること。 (7) プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトすること。	国に準拠・修正
	第8節 付属物設置工		第8節 付属物設置工	
	3-8-1 一般事項		3-8-1 一般事項	
	本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。		本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	国に準拠・修正
	3-8-4 境界工		3-8-4 境界工	
	3 杭（鉋）の設置		3 杭（鉋）の設置	

<p>請負人は、杭（鉋）の設置については、設計図書に示す場合を除き、<b>杭の中心点</b>を用地境界線上に一致させ、文字「界」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>請負人は、杭（鉋）の設置については、設計図書に示す場合を除き、<b>杭頭部に示す中心点または矢印先端部</b>を用地境界線と一致させ、文字「界」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p>	<p>国に準拠・修正</p>
<p>4 境界ブロックの施工</p>	<p>4 境界ブロックの施工</p>	
<p>請負人は、境界ブロックの施工については、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。</p>	<p>請負人は、境界ブロックの施工<b>においては</b>、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。</p>	<p>国に準拠・修正</p>
<p>3-8-5 銘板工</p>	<p>3-8-5 銘板工</p>	
<p>請負人は、銘板及び標示板の施工については、材質、大きさ、取付位置並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>請負人は、銘板及び標示板の施工については、材質、大きさ、取付位置並びに諸元<b>や技術者等の指名等</b>の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。<b>また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</b></p>	<p>国に準拠・修正</p>
<p>第4章 水門</p>	<p>第4章 水門</p>	
<p>第1節 適用</p>	<p>第1節 適用</p>	
<p>1 適用工種</p>	<p>1 適用工種</p>	
<p>本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について<b>適用する</b>。</p>	<p>本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について<b>定める</b>。</p>	<p>統一 適用する⇒定める</p>
<p>第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p>	
<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督員に確認を求めなければならない</b>。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p>	<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督員と協議</b>しなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 国土交通省 機械工事施工管理基準（案） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説 日本道路協会 道路橋支承便覧</p>	<p>国に準拠・追加 年版表記の廃止</p>
<p>第3節 工場製作工</p>	<p>第3節 工場製作工</p>	
<p>4-3-6 鋼製排水管製作工</p>	<p>4-3-6 鋼製排水管製作工</p>	
<p>1 製作加工</p>	<p>鋼製排水管製作工については、<b>第1編3-12-10鋼製排水管製作工の規定による</b>。</p>	
<p>(1) 請負人は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。 (2) 請負人は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。 (3) 請負人は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。</p>		<p>国に準拠・修正</p>



	2 適用規定			削除
	(1) ボルト・ナットの施工については、第1編3-12-3桁製作工の規定による。 (2) 鋼製排水管製作工については、第1編3-12-10 鋼製排水管製作工の規定による。			削除
	第6節 水門本体工		第6節 水門本体工	
	4-6-1 一般事項		4-6-1 一般事項	
	2 水位、潮位の観測		2 水位、潮位の観測	
	請負人は、水門工については、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。		請負人は、水門工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	国に準拠・修正
	第8節 付属物設置工		第8節 付属物設置工	
	4-8-1 一般事項		4-8-1 一般事項	
	本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。		本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	国に準拠・修正
	第9節 鋼管理橋上部工		第9節 鋼管理橋上部工	
	4-9-2 材料		4-9-2 材料	
	4 試験結果の提出		4 試験結果の提出	
	請負人は、次の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、請負人は、試験結果の提出を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材		請負人は、次の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材	国に準拠・修正
	6 小規模工事		6 小規模工事	
	請負人は、小規模工事については、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の提出により、次の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材		請負人は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績又は定期試験結果の提出により、次の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材	国に準拠・修正
	4-9-10 支承工		4-9-10 支承工	
	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・修正
	第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）		第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	
	4-14-1 一般事項		4-14-1 一般事項	
	4 定着具及び接続具の使用		4 定着具及び接続具の使用	
	請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。		請負人は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	または⇒又はに修正
	5 PC鋼材両端のねじの使用		5 PC鋼材両端のねじの使用	
	請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。		請負人は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	国に準拠・修正
	4-14-6 支承工		4-14-6 支承工	
	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・修正
	第15節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）		第15節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	
	4-15-3 支承工		4-15-3 支承工	
	請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、支承工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・修正
	第18節 舗装工		第18節 舗装工	
	4-18-1 一般事項		4-18-1 一般事項	
	2 舗装工		2 舗装工	

請負人は、舗装工について、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	請負人は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	国に準拠・修正
3 異常時の処置	3 異常時の処置	
請負人は、路盤の施工について、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	請負人は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	国に準拠・修正
4-18-10 コンクリート舗装工	4-18-10 コンクリート舗装工	
2 配合	2 配合	
請負人は、現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、現場練りコンクリートを使用する場合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	国に準拠・修正
3 粗面仕上げ	3 粗面仕上げ	
請負人は、粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行わなければならない。	請負人は、粗面仕上げは、フロート及びハケ、ほうき等で行わなければならない。	国に準拠・修正
第5章 床止め・床固め	第5章 床止め・床固め	
第1節 適用	第1節 適用	
本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について定める。	統一 適用する⇒定める
第4節 床止め工	第4節 床止め工	
5-4-1 一般事項	5-4-1 一般事項	
2 適用規定	2 適用規定	
請負人は、床止め工については、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省）及び各々の条・項の規定による。	請負人は、床止め工については、「仮締切堤設置基準（案）」及び各々の条・項の規定による。	（国交省）削除(S)
第6節 山留擁壁工	第6節 山留擁壁工	
5-6-3 コンクリート擁壁工	5-6-3 コンクリート擁壁工	
1 一般事項	1 一般事項	
請負人は、コンクリート擁壁工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、又は、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	請負人は、コンクリート擁壁工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、又は、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	国に準拠・修正
第6章 河川維持	第6章 河川維持	
第1節 適用	第1節 適用	
1 適用工種	1 適用工種	
本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について定める。	統一 適用する⇒定める
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	国に準拠・修正
日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	（社）日本道路協会 道路維持修繕要綱	国に準拠・追加 年版表記の廃止
第4節 除草工	第4節 除草工	
6-4-2 堤防除草工	6-4-2 堤防除草工	
3 自走式除草機械	3 自走式除草機械	



	請負人は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。		請負人は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、 <b>堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。</b>	国に準拠・修正
	第5節 堤防養生工		第5節 堤防養生工	
	6-5-2 芝養生工		6-5-2 芝養生工	
	1 草等の処理		1 草等の処理	
	請負人は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。		請負人は、抜き取り（ <b>抜根</b> ）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	国に準拠・修正
	3 雑草		3 雑草の抜き取り（ <b>抜根</b> ）	
	請負人は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。		請負人は、人力により雑草の抜き取り（ <b>抜根</b> ）を施工しなければならない。	国に準拠・修正
	第7節 路面補修工		第7節 路面補修工	
	6-7-1 一般事項		6-7-1 一般事項	
	本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。		本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	
	6-7-2 材料		6-7-2 材料	
	2 アスファルト注入に使用する注入材料		2 アスファルト注入に使用する注入材料	
	請負人は、アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格による。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。		請負人は、アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に <b>適合する</b> 。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	国に準拠・修正
	4 堤体材料		4 堤体材料	
	堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用する。		堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用 <b>しなければならない</b> 。	他と合わせ文言修正
	第8節 付属物復旧工		第8節 付属物復旧工	
	6-8-1 一般事項		6-8-1 一般事項	
	本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。		本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	
	6-8-2 付属物復旧工		6-8-2 付属物復旧工	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。		請負人は、 <b>付属物復旧</b> については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。	国に準拠・修正
	第14節 撤去物処理工		第14節 撤去物処理工	
	6-14-1 一般事項		6-14-1 一般事項	
	本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これらに類する工種について定める。		本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	
	6-14-2 運搬処理工		6-14-2 運搬処理工	
	1 一般事項		1 一般事項	
	請負人は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。		請負人は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように <b>適正な処置を行わなければならない</b> 。	国に準拠・追加一部、市独自
	第7章 河川修繕		第7章 河川修繕	
	第1節 適用		第1節 適用	
	1 適用工種		1 適用工種	
1 適用工種	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	1 適用工種	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について <b>定める</b> 。	適用する⇒定めるに修正

横浜市R3.9

表 4-1 純ポリ塩化ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.25以下	JIS K 6773	
硬さ			80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773	
伸び		%	290以上	JIS K 6773	
耐薬品性 <sup>(注)</sup>	老化性 <sup>(注)</sup>	質量変化率	%	±7	JIS K 6773
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	

(注) 公的試験機関のみの試験項目

国交省R4年度版

表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.25以下	JIS K 6773	
硬さ			80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773	
伸び		%	290以上	JIS K 6773	
※耐薬品性	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58,800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

※公的試験機関のみの試験項目

横浜市R5年度版

表 4-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.25以下	JIS K 6773	
硬さ			80±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773	
伸び		%	290以上	JIS K 6773	
※耐薬品性	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58,800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

※公的試験機関のみの試験項目

表 4-2 エチレン酢酸ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.0以下	JIS K 6773	
硬さ			93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773	
伸び		%	400以上	JIS K 6773	
耐薬品性 <sup>(注)</sup>	老化性 <sup>(注)</sup>	質量変化率	%	±7	JIS K 6773
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	

(注) 公的試験機関のみの試験項目

表6-1-2 エチレン酢酸ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.0以下	JIS K 6773	
硬さ			93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773	
伸び		%	400以上	JIS K 6773	
※耐薬品性	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58,800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

※公的試験機関のみの試験項目

表 4-2 エチレン酢酸ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	
比重			1.0以下	JIS K 6773	
硬さ			93±5	JIS K 6773	
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773	
伸び		%	400以上	JIS K 6773	
※耐薬品性	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773
		引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ	伸び変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773
	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58,800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	

※公的試験機関のみの試験項目

令和5年 土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧・条文(平成30年)	新・条文(令和5年)	備 考
第6編 公園緑地編	第6編 公園緑地編	
第1章 基盤整備工	第1章 基盤整備工	
第1節 適用	第1節 適用	
7 取付位置の変更	7 取付位置の変更	
請負人は、現場の納まり、取合い等の関係で <b>構造物</b> 、機器又は材料の取付位置等を変更する場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ施工しなければならない。	請負人は、現場の納まり、取合い等の関係で <b>工作物</b> 、機器又は材料の取付位置等を変更する場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ施工しなければならない。	市独自・修正
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が <b>改訂</b> された場合は、それに従わなければならない。	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が <b>改定</b> された場合は、それに従わなければならない。	市独自・修正
国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (平成30年4月)	国土交通省 公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
第3節 施設撤去工	第3節 施設撤去工	
1-3-4 施設移設工	1-3-4 施設移設工	
2 景石の移設	2 景石の移設	
請負人は、 <b>景石移設の施工</b> については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。	請負人は、 <b>景石の移設</b> については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。	市独自・修正
第4節 敷地造成工	第4節 敷地造成工	
1-4-6 法面整形工	1-4-6 法面整形工	
法面整形工については、第1編4-3-5 法面整形工の規定による。	法面整形工については、第1編4-3-5 法面整形工の規定による。	市独自・修正 (文頭を1文字空ける)
第6節 擁壁工	第6節 擁壁工	
1-6-1 一般事項	1-6-1 一般事項	
2 適用規定	2 適用規定	
請負人は、擁壁工については、「道路土工―擁壁工指針 5-11、6-10施工一般」(日本道路協会)、「土木構造物標準設計第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会)の規定による。これにより難しい場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	請負人は、擁壁工については、「道路土工―擁壁工指針 5-11、6-10施工一般」(日本道路協会)、「土木構造物標準設計第2巻解説書 3.2.2 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会)の規定による。これにより難しい場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	市独自・修正
1-6-4 プレキャスト擁壁工	1-6-4 プレキャスト擁壁工	
↑プレキャスト擁壁については、第1編3-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	プレキャスト擁壁については、第1編3-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	市独自・修正 (文頭を1文字詰める)
第2章 植栽工	第2章 植栽工	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改定された場合は、それに従わなければならない。	市独自・修正
国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (平成30年4月)	国土交通省 公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 (平成21年2月)	日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	年版表記の廃止
横浜市環境創造局 公園緑地等維持業務共通仕様書 (平成29年10月)	横浜市環境創造局 公園緑地等維持業務共通仕様書	年版表記の廃止
第3節 植栽基盤工	第3節 植栽基盤工	
2-3-4 人工地盤工	2-3-4 人工地盤工	
2 防水	2 防水	
請負人は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第9章防水工事」(国土交通省)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)第3章防水工事」(国土交通省)の規定によらなければならない。	請負人は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)9章防水工事」(国土交通省)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)3章防水改修工事、9章環境配慮改修工事」(国土交通省)の規定によらなければならない。	国に準拠・変更
第4節 植栽工	第4節 植栽工	
2-4-1 一般事項	2-4-1 一般事項	
10 再補償	10 再補償	
請負人は、一度補償した樹木でも、施工法等に起因する枯死又は形態不良については、再補償を行わなければならない。ただし、再度の枯死等が、植栽環境等に起因するような疑義を生じた場合は、調査検討し、発注者との協議により補償方法等を決定するものとする。	請負人は、一度補償した樹木でも、施工方法等に起因する枯死又は形態不良については、再補償を行わなければならない。ただし、再度の枯死等が、植栽環境等に起因するような疑義を生じた場合は、調査検討し、発注者との協議により補償方法等を決定するものとする。	市独自・修正
2-4-2 材料	2-4-2 材料	
1 樹木	1 樹木	
請負人は、樹木については、公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものを使用し、かつ次の事項に適合しなければならない。 (1) 寸法は、設計図書によるものとし、定められた寸法値以上を有するものとする。ただし、設計意図に留意して、指定寸法より遥かに大きいものを使用しないこと。 (2) 樹姿については、表 6-1の規格によること。表 6-1 樹姿の規格 (3) 樹勢については、表 6-2の規格によること。表 6-2 樹勢の規格 (4) 株物は根拵えした栽培品であること。なお、玉物は刈込み育成されたものを使用すること。 (5) 監督員が指示した樹木については、栽培地での栽培又は成育状況の確認できる写真を提出すること。 (6) 掘取りを行う場合には、樹種、時期を考慮して行い、根鉢は堅固に根巻きすること。ただし、落葉樹については、樹種及び根の状態によりふるい掘りしてもよいが、根部は乾燥しないように被覆すること。 (7) 根鉢については、雑草の根、ごみ等が混入していないこと。 (8) 根巻き及び幹巻きの材料は、天然素材等、生分解性に優れたものとする。	請負人は、樹木については、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」(国土交通省)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものを使用し、かつ次の事項に適合しなければならない。 (1) 寸法は、設計図書によるものとし、定められた寸法値以上を有するものとする。ただし、設計意図に留意して、指定寸法より遥かに大きいものを使用しないこと。 (2) 樹姿については、表 6-1の規格によること。表 6-1 樹姿の規格 (3) 樹勢については、表 6-2の規格によること。表 6-2 樹勢の規格 (4) 株物は根拵えした栽培品であること。なお、玉物は刈込み育成されたものを使用すること。 (5) 監督員が指示した樹木については、栽培地での栽培又は成育状況の確認できる写真を提出すること。 (6) 掘取りを行う場合には、樹種、時期を考慮して行い、根鉢は堅固に根巻きすること。ただし、落葉樹については、樹種及び根の状態によりふるい掘りしてもよいが、根部は乾燥しないように被覆すること。 (7) 根鉢については、雑草の根、ごみ等が混入していないこと。 (8) 根巻き及び幹巻きの材料は、天然素材等、生分解性に優れたものとする。	国に準拠・修正
2 芝	2 芝	
請負人は、芝の材料については、公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものを使用し、かつ表 6-3の規格に適合しなければならない。表 6-3 芝の規格	請負人は、芝の材料については、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」(国土交通省)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものを使用し、かつ表 6-3の規格に適合しなければならない。表 6-3 芝の規格	国に準拠・修正
3 地被類	3 地被類	
請負人は、地被類の材料については、公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものを使用し、かつ表 6-4の規格に適合しなければならない。表 6-4 地被類の規格	請負人は、地被類の材料については、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」(国土交通省)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものを使用し、かつ表 6-4の規格に適合しなければならない。表 6-4 地被類の規格	国に準拠・修正

	2-4-3 高木植栽工		2-4-3 高木植栽工	
	3 土壌改良剤		3 土壌改良材	
	請負人は、土壌改良剤などを使用する場合は、客土又は埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。		請負人は、土壌改良材などを使用する場合は、客土又は埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。	市独自・修正
	5 支柱		5 支柱	
	<p>請負人は、支柱の設置については次により施工しなければならない。</p> <p>(1) 丸太は、末口を上にして打ち込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線で堅固に結束すること。</p> <p>(2) 真竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部には鋸目を入れ、交差部は、鉄線掛けとすること。</p> <p>(3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮を巻き、シュロ縄で結束すること。</p> <p>(4) 丸太同士の接合部は、針打ちのうえ、鉄線がけとすること。支柱に真竹を使用する場合も同様とすること。</p> <p>(5) 結束は、鉄線及びシュロ縄とも動揺しないように、堅固に行うとともに、結束部は危険のないようにすること。</p> <p>(6) 添柱を使用する場合は、設計図書に示す材料を樹幹に添って取り付けること。</p> <p>(7) ハッ掛及び布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形及びその他）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取り付けること。</p> <p>(8) ハッ掛の結束箇所は、丸太（竹）が、樹幹又は主枝と交差する部位で1箇所以上及び他の丸太（竹）と交差する部位で1箇所以上とすること。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめるものとすること。</p> <p>(9) ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には設計図書に示す幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭等に結束すること。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップ等で止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、緩みのないように張ること。</p> <p>(10) 地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設（地下埋設物等）に支障のないように施工すること。</p>		<p>請負人は、支柱の設置については次により施工しなければならない。</p> <p>(1) 丸太は、末口を上にして打ち込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線で堅固に結束すること。</p> <p>(2) 真竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部には鋸目を入れ、交差部は、鉄線掛けとすること。</p> <p>(3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮を巻き、シュロ縄で結束すること。</p> <p>(4) 丸太同士の接合部は、針打ちのうえ、鉄線掛けとすること。支柱に真竹を使用する場合も同様とすること。</p> <p>(5) 結束は、鉄線及びシュロ縄とも動揺しないように、堅固に行うとともに、結束部は危険のないようにすること。</p> <p>(6) 添柱を使用する場合は、設計図書に示す材料を樹幹に添って取り付けること。</p> <p>(7) ハッ掛及び布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形及びその他）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取り付けること。</p> <p>(8) ハッ掛の結束箇所は、丸太（竹）が、樹幹又は主枝と交差する部位で1箇所以上及び他の丸太（竹）と交差する部位で1箇所以上とすること。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめること。</p> <p>(9) ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には設計図書に示す幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭等に結束すること。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップ等で止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、緩みのないように張ること。</p> <p>(10) 地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設（地下埋設物等）に支障のないように施工すること。</p>	市独自・修正
	第6節 樹木整姿工		第6節 樹木整姿工	
	2-6-2 剪定・刈込工		2-6-2 剪定・刈込工	
	3 刈込工		3 刈込工	
	<p>請負人は、樹木の刈込については、次の事項により、施工しなければならない。</p> <p>(1) 刈込工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、前項の高木剪定工の規定による。</p> <p>(2) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。</p> <p>(3) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つきを行わなければならない。</p> <p>(4) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。</p>		<p>請負人は、樹木の刈込については、次の事項により、施工しなければならない。</p> <p>(1) 刈込工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、前項の高木剪定工の規定による。</p> <p>(2) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。</p> <p>(3) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つきを行わなければならない。</p> <p>(4) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。</p>	市独自・修正
	第3章 設備工		第3章 設備工	
	第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
	<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。</p>		<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が改定された場合は、それに従わなければならない。</p>	市独自・修正



国土交通省	公園緑地工事共通仕様書	(平成30年4月)	国土交通省	公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(平成28年度版) (平成28年6月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
横浜市水道局	給水装置工事設計・施工指針	(平成28年4月)	横浜市水道局	給水装置工事設計・施工指針	年版表記の廃止
国土交通省	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成28年版) (平成28年3月)	国土交通省	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	年版表記の廃止
横浜市建築局	機械設備工事施工マニュアル	(平成29年版)	横浜市建築局	機械設備工事施工マニュアル	年版表記の廃止
横浜市環境創造局	下水道管きょ工事仕様書	(平成22年4月)	横浜市環境創造局	下水道管きょ工事仕様書	年版表記の廃止
横浜市環境創造局	施工マニュアル(開削編)	(平成12年10月)	横浜市環境創造局	施工マニュアル(開削編)	年版表記の廃止
横浜市環境創造局	横浜市排水設備要覧	(平成29年4月)	横浜市環境創造局	横浜市排水設備要覧	年版表記の廃止
国土交通省	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成28年版) (平成28年3月)	国土交通省	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	年版表記の廃止
横浜市建築局	電気設備工事施工マニュアル	(平成23年版) (平成26年5月部分改定)	横浜市建築局	電気設備工事施工マニュアル	年版表記の廃止
日本電気協会	内線規程	(平成28年10月)	日本電気協会	内線規程	年版表記の廃止
	第6節 電気設備工			第6節 電気設備工	
	3-6-2 材料			3-6-2 材料	
	1 適用規定			1 適用規定	
	請負人は、機器及び材料のうち、「電気用品安全法」の適用を受けるものについては、表示のあるものとし、「電気設備の技術基準の解釈」(原子力安全・保安院)に規格のあるものは、これに適合しなければならない。また、JISその他の規格に定めがあるときは、これに適合しなければならない。			請負人は、機器及び材料のうち、「電気用品安全法」の適用を受けるものについては、表示のあるものとし、「電気設備の技術基準の解釈」(経済産業省)に規格のあるものは、これに適合しなければならない。また、JISその他の規格に定めがあるときは、これに適合しなければならない。	国の機構改革
	第4章 園路広場整備工			第4章 園路広場整備工	
	第2節 適用すべき諸基準			第2節 適用すべき諸基準	
	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。			請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改定された場合は、それに従わなければならない。	市独自・修正
国土交通省	公園緑地工事共通仕様書	(平成30年4月)	国土交通省	公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(平成28年度版) (平成28年6月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	年版表記の廃止
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	年版表記の廃止
			日本道路協会	舗装設計便覧	国に準拠・追加
インターロッキングブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	(平成19年3月)	インターロッキングブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	年版表記の廃止
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)	日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	年版表記の廃止
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)	国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	年版表記の廃止
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	(平成24年3月)	国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】	国に準拠・変更 年版表記の廃止
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説	(平成29年3月)	日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説	国に準拠・変更 年版表記の廃止
横浜市健康福祉局	横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	(平成25年10月)	横浜市健康福祉局	横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	年版表記の廃止
	第4節 緑石工			第4節 緑石工	

4-4-5 石材系縁石工		4-4-5 石材系縁石工	
<p>請負人は、石材系縁石工については、設計意図を理解したうえで、次の事項によらなければならない。</p> <p>(1) 石材については、指定寸法でできる限り<b>坐</b>りのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように据え付けること。</p> <p>(2) 土極めの場合は、縁石の周囲を十分突き固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように据え付けること。</p> <p>(3) 石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせること。</p> <p>(4) 雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮すること。</p> <p>(5) 施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行うこと。</p>		<p>請負人は、石材系縁石工については、設計意図を理解したうえで、次の事項によらなければならない。</p> <p>(1) 石材については、指定寸法でできる限り<b>座</b>りのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように据え付けること。</p> <p>(2) 土極めの場合は、縁石の周囲を十分突き固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように据え付けること。</p> <p>(3) 石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせること。</p> <p>(4) 雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮すること。</p> <p>(5) 施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行うこと。</p>	市独自・修正
第5節 階段工		第5節 階段工	
4-5-3 階段工		4-5-3 階段工	
<p>請負人は、階段工については、第1編第5章 無筋・鉄筋コンクリート、第1編3-3-22 階段工 及び第6編第5章第8節 施設仕上げ工の規定によるもののほか、次の事項によらなければならない。</p> <p>(1) <b>階段工の施工については、</b>踏面に水が溜まらないよう施工すること。</p> <p>(2) 階段高さ調整の<b>施工</b>については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工すること。</p> <p>(3) 手すりの施工については、第6編5-6-3 柵・門扉工の規定によるもののほか、設計図書によること。</p>	<p>請負人は、階段工については、第1編第5章 無筋・鉄筋コンクリート、第1編3-3-22 階段工 及び第6編第5章第8節 施設仕上げ工の規定によるもののほか、次の事項によらなければならない。</p> <p>(1) 踏面に水が溜まらないよう施工すること。</p> <p>(2) 階段高さ調整については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工すること。</p> <p>(3) 手すりの施工については、第6編5-6-3 柵・門扉工の規定によるもののほか、設計図書によること。</p>	市独自・修正	
第7節 デッキ工		第7節 デッキ工	
4-7-3 デッキ工		4-7-3 デッキ工	
<p>請負人は、デッキ工については、4-6-3 橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</p>	<p>請負人は、デッキ工については、<b>第6編</b>4-6-3 橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</p>	市独自・修正	
第5章 施設整備工		第5章 施設整備工	
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が<b>改訂</b>された場合は、それに従わなければならない。</p>	<p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、次の基準類が<b>改定</b>された場合は、それに従わなければならない。</p>	市独自・修正	
国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (平成30年4月)		国土交通省 公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (平成26年6月)		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版)	年版表記の廃止
日本公園施設業協会 遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014) (平成26年6月)		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014)	年版表記の廃止
国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)		国土交通省 都市公園移動等円滑化基準	年版表記の廃止
国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成24年3月)		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】	国に準拠・変更 年版表記の廃止
日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説 (平成29年3月)		日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり (改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説	国に準拠・変更 年版表記の廃止
横浜市健康福祉局 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル (平成25年10月)		横浜市健康福祉局 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	年版表記の廃止
国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (平成28年版) (平成28年6月)		国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	年版表記の廃止
		日本道路協会 舗装設計便覧	国に準拠・追加

第6節 管理施設整備工		第6節 管理施設整備工	
5-6-3 柵・門扉工		5-6-3 柵・門扉工	
6 手すり		6 手すり	
請負人は、手すりの施工については、次の事項によらなければならない。 (1) 設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形、高さに設置すること。 (2) 園路、階段等との取り合いを考慮すること。		請負人は、手すりの施工については、次の事項によらなければならない。 (1) 設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形、高さに設置すること。 (2) 園路、階段等との取り合いを考慮すること。	市独自・修正
第7節 建築施設組立設置工		第7節 建築施設組立設置工	
5-7-2 材料		5-7-2 材料	
5 木材		5 木材	
請負人は、木材については、設計図書に定めがない場合、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		請負人は、木材については、設計図書に定めがない場合、製材の日本農林規格による規格品を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	市独自・削除 (規格の廃止による)
第6章 施設改良工		第6章 施設改良工	
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改定された場合は、それに従わなければならない。	市独自・修正
国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (平成30年4月)		国土交通省 公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (平成26年6月)		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版)	年版表記の廃止
国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)		国土交通省 都市公園移動等円滑化基準	年版表記の廃止
国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成24年3月)		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】	年に準拠・変更 年版表記の廃止
日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説 (平成29年3月)		日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり (改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説	年に準拠・変更 年版表記の廃止
日本公園施設業協会 遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014) (平成26年6月)		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014)	年版表記の廃止
第7章 グラウンド・コート整備工		第7章 グラウンド・コート整備工	
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改訂された場合は、それに従わなければならない。		請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が改定された場合は、それに従わなければならない。	市独自・修正
国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (平成30年4月)		国土交通省 公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書	年版表記の廃止
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	年版表記の廃止
日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)		日本道路協会 舗装設計施工指針	年版表記の廃止
日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 (平成29年改訂版) (平成29年)		日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針	年版表記の廃止

第4節 グラウンド・コート施設整備工	第4節 グラウンド・コート施設整備工	
7-4-3 バックネット工	7-4-3 バックネット工	
1 基礎	1 基礎	
請負人は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。なお、バックネットを設置する箇所については設置地盤の状況を把握し、施工条件に合致した施工を行わなければならない。また、舗装等周りの施設との高さ等の取り合いに配慮し、基礎や根かせ等を適切に施工しなければならない。	請負人は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。なお、バックネットを設置する箇所については設置地盤の状況を把握し、施工条件に合致した施工を行わなければならない。また、舗装等周りの施設との高さ等の取り合いに配慮し、基礎や根かせ等を適切に施工しなければならない。	市独自・修正
3 支柱の建込み	3 支柱の建込み	
請負人は、バックネット支柱の建込みについては、次の各号の規定による。 (1) 支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認後、支柱が傾斜しないように垂直性を保つ工夫を行って施工しなければならない。 (2) 舗装等周りの施設との高さ等の取り合いに配慮し、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。 (3) 分割柱を接合する際は、溶接やボルト設置作業を適切に管理して施工しなければならない。 (4) 周囲の構造物等の状況を踏まえ、支柱等の根入長やスパン長の管理を行わなければならない。	請負人は、バックネット支柱の建込みについては、次の各号の規定による。 (1) 支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認後、支柱が傾斜しないように垂直性を保つ工夫を行って施工しなければならない。 (2) 舗装等周りの施設との高さ等の取り合いに配慮し、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。 (3) 分割柱を接合する際は、溶接やボルト設置作業を適切に管理して施工しなければならない。 (4) 周囲の構造物等の状況を踏まえ、支柱等の根入長やスパン長の管理を行わなければならない。	市独自・修正
7-4-4 競技施設工	7-4-4 競技施設工	
3 スコアボード	3 スコアボード	
請負人は、 <b>スコアボード</b> の施工については、設計図書によるほか、次によらなければならない。 (1) 設置位置については、監督員の承諾を得ること。 (2) 仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得ること。 (3) 組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いなど、必要な支保を行い、補強すること。また、補助器具を有効に利用し、無理のない姿勢で施工できるように考慮すること。 (4) 組立てに際して行う現場溶接については、少なくするように工夫し、やむを得ず溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上り寸法及び形状を正確に保つようにすること。 (5) 端部の処理については、面取りなどの必要な加工をすること。 (6) 必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントなどで養生を行い、現場に搬入すること。また、施工時及び現場設置後もできる限り養生材を装着したままにし、出隅など損傷のおそれのある部分は、必要に応じてあて板などで養生部分を更に補強すること。 (7) <b>スコアボード</b> 設備の施工については、設計図書によること。	請負人は、 <b>スコアボード</b> の施工については、設計図書によるほか、次によらなければならない。 (1) 設置位置については、監督員の承諾を得ること。 (2) 仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得ること。 (3) 組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いなど、必要な支保を行い、補強すること。また、補助器具を有効に利用し、無理のない姿勢で施工できるように考慮すること。 (4) 組立てに際して行う現場溶接については、少なくするように工夫し、やむを得ず溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上り寸法及び形状を正確に保つようにすること。 (5) 端部の処理については、面取りなどの必要な加工をすること。 (6) 必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントなどで養生を行い、現場に搬入すること。また、施工時及び現場設置後もできる限り養生材を装着したままにし、出隅など損傷のおそれのある部分は、必要に応じてあて板などで養生部分を更に補強すること。 (7) <b>スコアボード</b> 設備の施工については、設計図書によること。	市独自・修正
第8章 自然育成工	第8章 自然育成工	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が <b>改訂</b> された場合は、それに従わなければならない。	請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 また、次の基準類が <b>改定</b> された場合は、それに従わなければならない。	市独自・修正
国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (平成30年4月)	国土交通省 公園緑地工事共通仕様書	年版表記の廃止